

高知県震災復興都市計画指針（案）

【手続き編】

平成 27 年 3 月
高知県土木部

追録加除一覧表

追録号数	発行年月日	備 考
第1号	年 月 日	
第2号	年 月 日	
第3号	年 月 日	
第4号	年 月 日	
第5号	年 月 日	
第6号	年 月 日	
第7号	年 月 日	
第8号	年 月 日	
第9号	年 月 日	
第10号	年 月 日	
第11号	年 月 日	
第12号	年 月 日	
第13号	年 月 日	
第14号	年 月 日	
第15号	年 月 日	
第16号	年 月 日	
第17号	年 月 日	
第18号	年 月 日	
第19号	年 月 日	
第20号	年 月 日	

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、200以上の市町村が被災し、直後から震災関連業務に忙殺され、行政機能の麻痺及び復興まちづくりを進める行政職員不足という課題に直面したことは、記憶に新しいところです。

また、巨大な津波が市街地を襲い、多くの被災者が広域避難や転出を余儀なくされるなど、被災住民との復興まちづくりの話し合い・合意形成が進まず、結果として復興事業が長期化しています。

高知県土木部では、南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興のため、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき、「高知県震災復興都市計画指針（案）」を策定しました。

この指針（案）では、東日本大震災の教訓や、最新の科学的知見に基づいた新たな想定を踏まえ、被災直後の初動体制の確立（被災調査）から建築制限の実施、都市計画決定等までの流れや留意点などを整理し、県・市町村職員が的確かつ速やかに行動できるよう手順を明確にしました。

更に、迅速かつ円滑な都市の復興を可能とするためには「事前の準備」が重要と考え、平時から各地域（市町村）において甚大な被害を想定し、地域住民と合意形成を図りながら、よりよい復興を実現するために不可欠な「事前の復興」の取組についても記載しました。

今後は、本指針（案）を活用し、県・市町村職員連携により「模擬訓練の実施」や「事前復興計画づくり」に取組んでいきます。

「模擬訓練の実施」では、被災後の混乱という特殊状況の中で、被災者の生活再建や地域の復興を迅速かつ円滑に推進できるよう、県・市町村職員が一体となり復興体制の強化や復興への対応力の向上を目指します。

「事前復興計画づくり」では、地域住民と協働して取組むことを前提に、
①地域の目指すべき将来像や復興の方針づくり
②復興の方針を話し合う地元組織づくり
③沿岸地域における住民の安全確保と生活再建（産業）のバランス
④ソフト・ハードの施策を組み合わせた「多重防衛」の推進
を県・市町村職員が一体となり目指します。

大規模災害の備えとして、地域住民や県・市町村職員にとって、「正しく知つて備える」「心の準備」をしておくことが最も大切です。

今後30年以内の発生確率は、70%程度となっている南海トラフ地震に向けて、このようなソフト施策を中心とした「事前の準備」の取組は、施設の耐震化や高台移転などのハード施策の取組推進にもつながると期待しています。

平成27年3月

土木技術監 吉村 浩司

目 次

第1章 高知県震災復興都市計画指針【手続き編】の概要

(1) 概要 -----	1
①指針の目的 -----	1
②指針で対象とする範囲 -----	3
③想定する災害の種類、規模 -----	4
④その他 -----	6
(2) 指針【手続き編】の構成 -----	7

第2章 第一次建築制限

(1) 被災建築物等の概況調査 -----	12
(2) 復興地区区分の検討 -----	19
(3) 第一次建築制限区域（案）の申出 -----	24
(4) 都市復興基本方針の策定と公表 -----	30
(5) 建築基準法第84条の指定 -----	34

第3章 第二次建築制限[または災害危険区域による制限]

(1) 被災建築物等の状況調査 -----	48
(2) 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 -----	57
(3) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定 -----	68
(4) 建築基準法第39条（災害危険区域）の指定と移転促進区域の設定 -----	81

第4章 地区の復興まちづくり

(1) 地区の復興まちづくり計画の策定 -----	95
(2) 現在位置による復興手続き -----	104
(3) 移転による復興手続き -----	108
(4) 復興まちづくりに関する参考資料 -----	117

第5章 県・市町村職員行動手順

(1) 情報連絡系統 -----	122
(2) 都市計画関係職員の行動手順 -----	124
(3) 高知県復興都市計画連絡調整会議 -----	129
(4) その他（参考文献等） -----	131

第1章

高知県震災復興都市計画 指針【手続き編】の概要

(1) 概 要

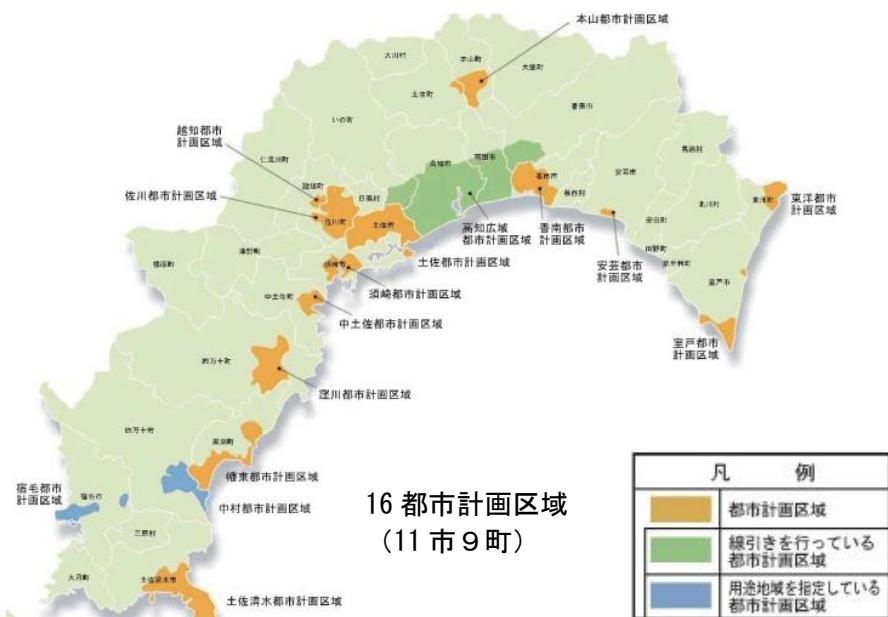
①指針の目的

高知県震災復興都市計画指針は、南海トラフ地震等の大震災発生後、都市計画区域内における迅速な都市の復興のため、東日本大震災における都市の復興状況や手続きにおける課題等を踏まえ、本県の都市の復興体制の強化及び復興への対応力の向上を図るために作成する。

高知県では、これまで概ね 100～150 年の周期で南海地震による被害に見舞われ、昭和 21 年 12 月 21 日に発生した直近の昭和南海地震においても、大きな揺れと津波により、人命や市街地への大きな被害をもたらした。

近年では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、強烈な地震動あるいは巨大な津波が市街地を襲い、多くの人的被害のほか、建築物の倒壊、火災の発生と延焼拡大、道路・鉄道・ライフラインの被害など都市機能に甚大な影響を及ぼし、巨大地震の脅威とともに、都市防災の重要性を改めて認識させられた。

南海トラフ地震は、今後 30 年間で 70% 程度の確率で発生すると言われており、本県においては、平成 26 年 3 月 28 日に南海トラフ地震防災対策推進地域に県全域（34 市町村）が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に 19 市町村が指定されるなど、大規模な地震に伴い市街地での著しい被害の発生が想定されている（P2 参照）。



(平成 22 年 3 月 31 日現在)

図 1－1 都市計画区域等の指定状況

今回策定する「高知県震災復興都市計画指針」は、被災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合や津波等による被災地域で住民の居住に適当でないと認められる場合において、住民との合意形成を図りつつ、復興都市計画事業や防災集団移転促進事業等により迅速な復興を行うため、被災以後の県職員の詳細な行動内容を示すとともに、市町村職員の行動手順や対応方法の基本を示し、市町村が復興まちづくりを行う際の指針となるものである。

なお、本指針の内容は現時点における法律、事業制度及び[高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定(平成 25 年 5 月)に基づいて定めているもので、今後の震災復興制度の拡充や新たな被害想定によって、より精度の高い内容へ更新をしていく必要がある。

また、震災復興都市計画の目的は、あくまで平時における防災まちづくりであり、復興まちづくりのための「事前の準備」があつてこそ、被災後の円滑な復興につながるということに留意し、本指針の対象となる県及び市町村職員は、防災まちづくりの推進と、その業務に関する知識や技能のさらなる向上を図るよう努められたい。



図 1－2 地震防災対策推進地域、地震津波避難対策特別強化地域

②指針で対象とする範囲

本指針は、復興まちづくりの中でも根幹となる、都市基盤や土地利用などの都市計画に関する「都市の復興」を対象とする。

大規模な地震災害発生後の対処としては、被災後間もない応急対策の段階から、本格的な復旧対策を経て、各地域の個性、被災特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりの大きく分けて3段階となる。（図1-3）

復興まちづくりは、主に「都市の復興」、「生活の復興」、「住宅の復興」及び「産業の復興」により構成されるが、このうち、大震災における都市基盤や土地利用などの都市計画に関する「都市の復興」は、生活、住宅及び産業などの復興まちづくりの根幹となるもので、被災住民との連携や調整等に関する手続きが重要となる。

本指針は、この「都市の復興」を対象とするものである。

各地域における「都市の復興」は、県や市町村に設けられる震災復興を所管する組織が復興全体に関する総合計画として定める「復興方針」や「復興計画」と調整を取りながら進める必要がある。

なお、被害状況の把握など一部の応急・復旧対策については、本指針で示される復興対策と密接に関係し、同時並行的に進められるものであることから、本指針では関連事項としてこれらの内容も含んでいる。

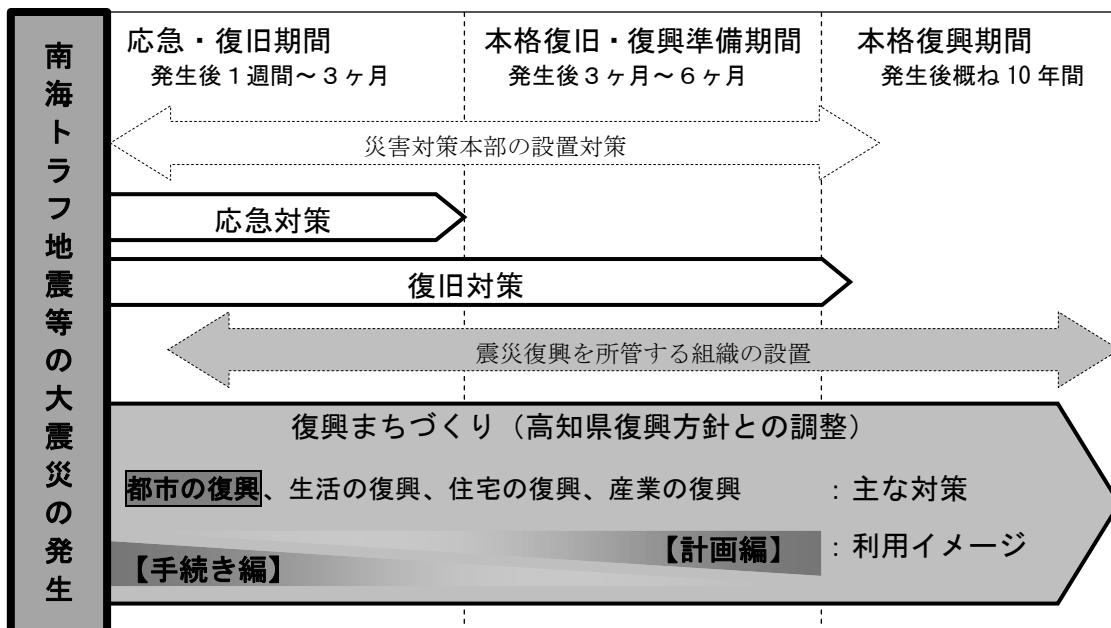


図1-3 復興まちづくりの段階と本指針の利用イメージ

③想定する災害の種類、規模

対象とする被災は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波によるものとする。

予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においていた都市の復興を考えることが重要であることから、本指針では、南海トラフ地震等の地震災害（大震災）を想定する。

なお、[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測は以下（図1-4、図1-5）のとおりであり、その被害想定は次頁（表1-1）のとおりである。

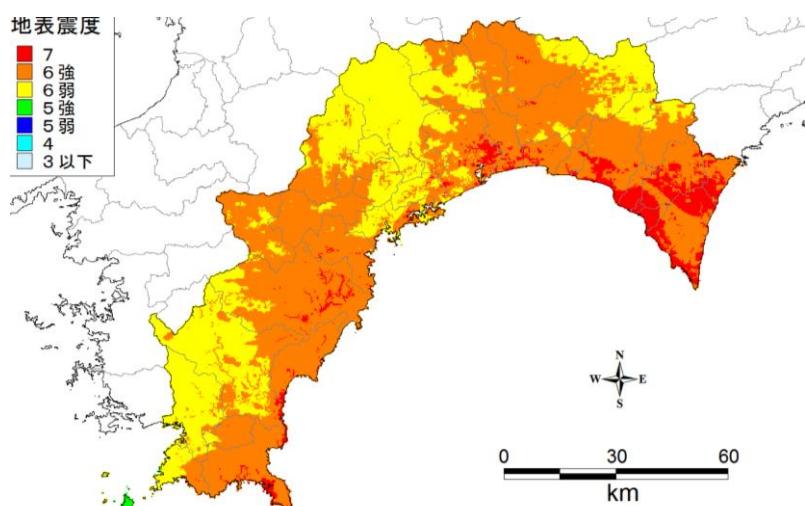


図1-4 震度分布図（最大クラス重ね合わせ）

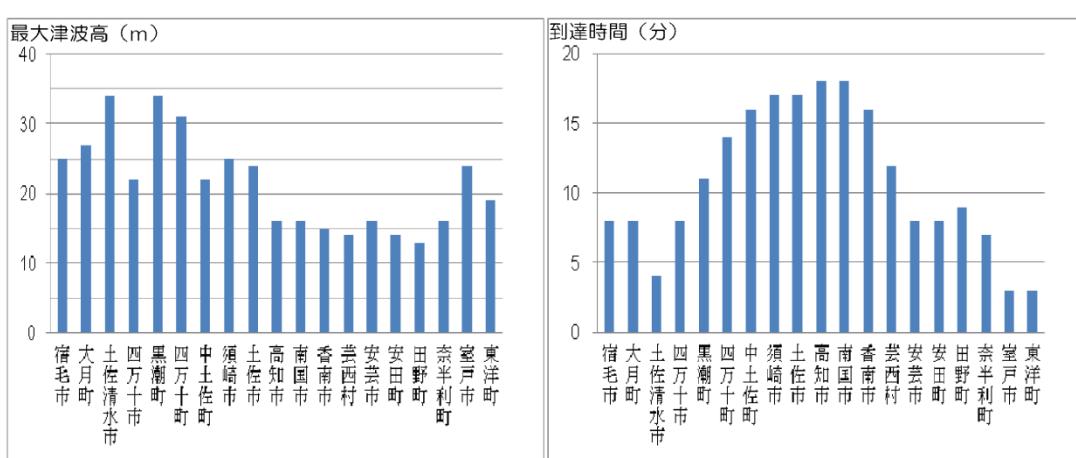


図1-5 海岸線での最大津波高さ及び海岸線への津波到達時間（津波高1m）

表1-1 被害想定

前提条件	規模	Mw 9.1
	震源の位置	駿河湾（静岡）～日向灘（宮崎県）
	震源の深さ	約 10～30 km

* Mw : モーメントマグニチュード M : 気象庁マグニチュード

建物被害	液状化	1,100棟
	揺れ	80,000棟
	急傾斜地崩壊	710棟
	津波	66,000棟
	地震火災	5,500棟
	合計	153,000棟
（負傷者数）	建物崩壊	33,000人
	急傾斜地崩壊	140人
	津波	2,900人
	火災	300人
	合計	36,000人
（死者数）	建物崩壊	5,200人
	急傾斜地崩壊	110人
	津波	36,000人
	火災	500人
	合計	42,000人
直接的経済被害		9.0兆円

（「[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による被害想定」より抜粋）

※参考1：昭和南海地震 昭和21年12月21日発生（四国地方整備局データ）

死者・行方不明者1,330人、家屋全壊11,591棟、半壊23,487棟、流失1,451棟、焼失2,598棟

※参考2：昭和南海地震 昭和21年12月21日発生 高知県内の被害

（高知県データ [平成25年12月改訂]南海トラフ地震に備えちよき）

死者・行方不明者679人、負傷者1,836人、全壊・流失4,846戸

※参考3：阪神・淡路大地震 平成7年1月17日発生（内閣府データ 平成17年12月22日）

死者・行方不明者6,437人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟

※参考4：東日本大震災 平成23年3月11日発生（内閣府データ 平成26年9月11日）

死者・行方不明者18,490人、家屋全壊127,367棟、半壊273,335棟 流失については全容不明

④その他

本指針に基づき、各地域（市町村）で想定される被災や確保できる体制等に即した実行可能性の高い復興まちづくりのための「事前の準備」（事前復興計画の策定等）が進められることを期待している。

本指針は、震災復興都市計画に関わる県及び市町村職員、主に都市計画担当部局等職員が活用する復興事務に関する指針とする。

南海トラフ地震等の大震災発生後、都市計画区域内における迅速な都市の復興を目指しており、大震災発生後はもとより平時においても、各地域（市町村）での的確かつ速やかな指針の運用のための模擬訓練の実施、事前復興計画の策定等が取り組まれることを期待している。

なお、第2章では、建築基準法第84条に基づく建築制限事務に関して、特定行政庁である県と、申し出を行う市町村との手続き事務を基本にして記載している。

特定行政庁である高知市は、県と連絡・調整等を行った上で、区域の指定を行うこと(P35)を除き、手順等については本指針を参考として、自ら決定する事務としての読み替えや、高知市の実情に応じたマニュアルの作成などを進めていただきたい。

県では、本指針を高知県南海トラフ地震対策行動計画及び高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（B C P）に位置づけることはもちろん、関係各課が策定する南海トラフ地震対策の計画との整合性を図るものとする。

市町村においても、各々の業務継続計画（B C P）に位置づけることにより、復興体制の強化及び復興への対応力の向上が図られることを期待している。

さらに、被災の規模や被害の程度によっては、市町村への県職員の派遣等も想定されることから、本指針で市町村が行うこととなっている事項についても、県職員は習熟しておくものとする。

(2) 指針【手続き編】の構成

本指針は、県・市町村職員による的確かつ速やかな復興への手続きの実施を図るため、建築制限（第一次建築制限、第二次建築制限）、復興都市計画の決定（現在位置での復興、移転による復興）等、都市の復興準備期間のプロセス毎に時系列で構成している。

現在位置による復興を選択した区域では、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法（以下「特措法」という。）、都市計画法等に基づく建築制限を行いながら、計画的な市街地の整備事業を進めるものである。

また、移転による復興を選択した区域では、住民等の集団的移転を行うため、建築基準法等に基づく建築制限を行いながら、計画的に安全な場所へ移転する災害に強いまちづくり事業を進めるものである。

本指針における各章の主な内容は、行政が実施する震災復興都市計画の大まかな流れ（図1－6）に示すように、都市の復興準備期間のプロセス毎に時系列で構成している。

「第2章 第一次建築制限」では、発災後3日から1ヶ月以内の被災建築物等の概況調査、復興地区区分の検討、第一次建築制限区域（案）の申出、都市復興基本方針の策定と公表、建築基準法第84条の指定について記載している。

「第3章 第二次建築制限[または災害危険区域による制限]」では、発災後1ヶ月から2ヶ月以内の被災建築物等の状況調査、都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表、特措法第5条及び第7条の適用（被災市街地復興推進地域の都市計画決定）、建築基準法第39条（災害危険区域）の指定及び移転促進区域の設定について記載している。

「第4章 地区の復興まちづくり」では、発災後2ヶ月から6ヶ月を目途とした都市復興基本計画の策定と公表、地区の復興まちづくり計画の策定、現在位置による復興手続き（復興都市計画事業の都市計画決定、復興都市計画事業の推進）、移転による復興手続き（防災集団移転促進事業計画の作成、防災集団移転促進事業計画の推進）について記載している。

「第5章 県・市町村職員行動手順」では、被災直後の情報連絡系統・都市計画関係職員の行動手順などを記載している。

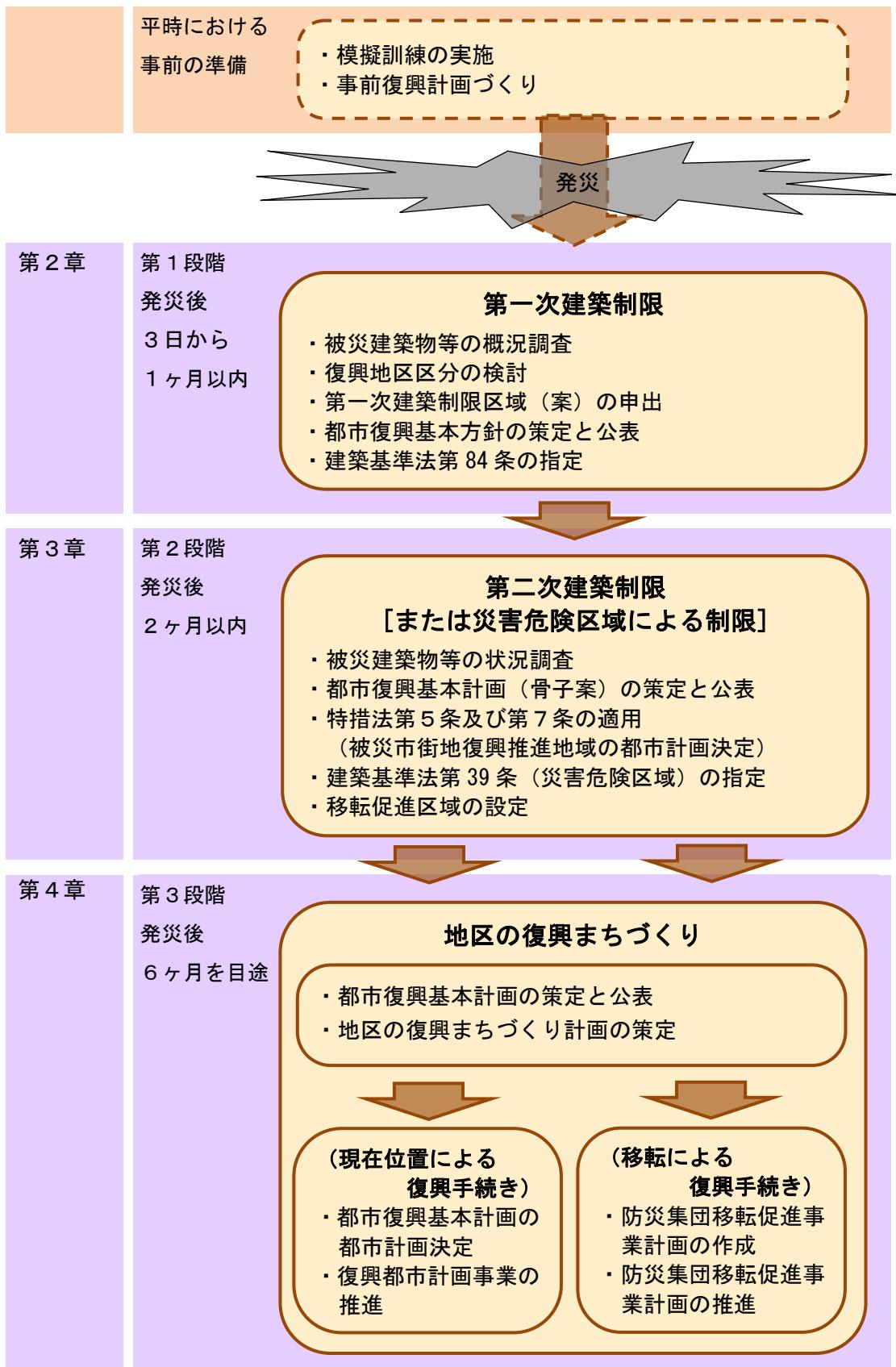


図1-6 震災復興都市計画の大まかな流れ

第2章 第一次建築制限

■第一次建築制限とは

第一次建築制限とは、被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間において、特定行政庁が区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築の制限・禁止を行うものである。
(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)

建築基準法

(被災市街地における建築制限)

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

なお、第一次建築制限後は、災害が発生した日から2ヶ月以内に復興まちづくりに向けた基本計画（骨子案）を策定し、発生後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域の都市計画決定（第二次建築制限）等へ移行する。（第3章参照）

また、特定行政庁である高知市は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を行った上で、区域の指定を行う。

建築基準法

(用語の定義)

第2条35号 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

建築基準法

(建築主事)

第4条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

東日本大震災では、宮城県からの要望を受けて、特例措置としての法律が制定された。

この法律では、市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画等のため必要があり、かつ、市街地の健全な復興のためやむを得ないと認めるときは、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）以内の期間に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとされた。

●東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。

施策の現状・背景

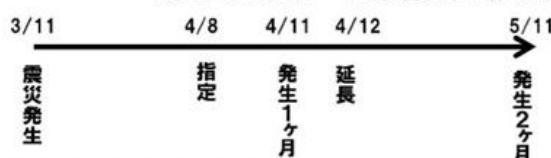
被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる（延長の場合、最長で2ヶ月まで可能）。

【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】

平成23年3月11日（金） 東日本大震災の発生

4月 8日（金） 建築制限区域・期間の指定（～11日）

4月12日（火） 建築制限区域・期間の指定を1ヶ月延長（～5月11日）



- 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる
- 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。

期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望（4月8日付）。

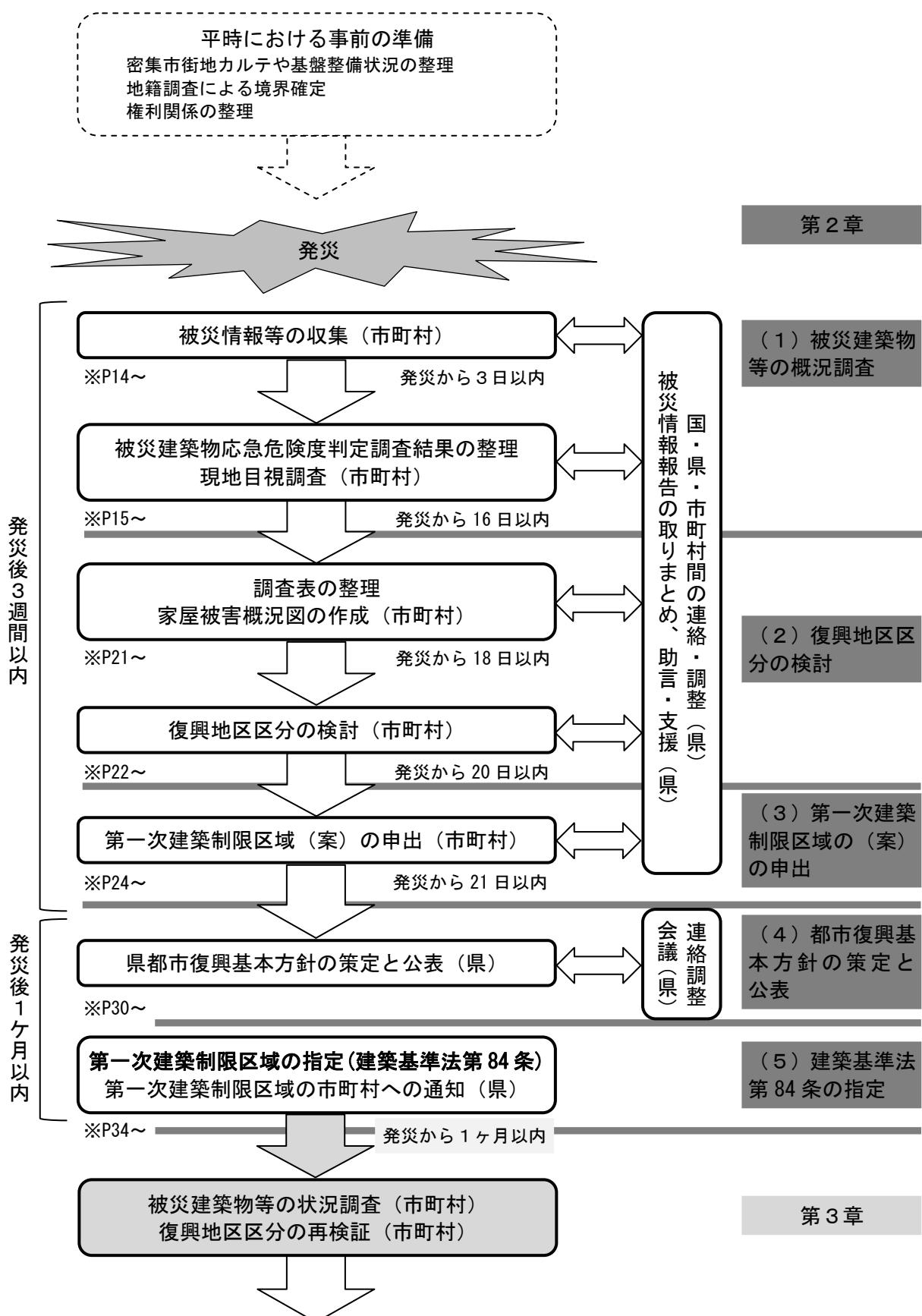
法律案の概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）以内の期間に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。



[出典：国土交通省 HP] <http://www.mlit.go.jp/common/000143242.pdf>

【第一次建築制限までのフロー】



（1）被災建築物等の概況調査

①被災建築物等の概況調査の考え方

市町村は、第一次建築制限の実施の検討にあたり、被災建築物等の概況を把握する。

第一次建築制限の実施を検討するにあたり、まずは市街地の被災建築物等の概況を把握する必要がある。

市町村は、発災直後から災害対策本部に収集される被災情報等により、大規模な面的被害が想定される地区についての把握を行い、これを第一次建築制限を行う上での判断材料とする。

併せて、同時期に進められる被災建築物応急危険度判定調査の結果等も活用し、家屋被害概況図として整理・作成する。

なお、被災建築物応急危険度判定調査が行われない地区（全焼失地区、津波による流失地区、長期浸水地区等）では、必要に応じて現地目視調査を実施する。

市町村は、被災建築物等の概況調査を進め、市街地の被害状況等を随時県に報告し、連絡・調整に努める。県（建築指導課）は、市町村からの相談対応、助言指導の実施及び充分な支援体制の構築に努める。

県（都市計画課）は、市町村から県災害対策本部等に報告がなされる被災情報や、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる映像情報、テレビ、ラジオの報道等からの都市の被災情報の収集を行う。

災害対策基本法

（被害状況等の報告）

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

災害対策基本法施行令
(被害状況等の報告)

第21条 法第53条第1項から第4項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度
- 五 災害に対しとられた措置
- 六 その他必要な事項

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例
(被災建築物等の応急危険度判定への支援等)

第12条 県は、南海トラフ地震により被害を受けた建築物又は宅地(以下この条において「被災建築物等」といいます。)において余震、降雨等によって二次災害が発生することを防ぐため、南海トラフ地震の発生後に、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下この条において「応急危険度判定」といいます。)への支援を行います。

2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、あらかじめ、市町村及び国と連携して、応急危険度判定の制度を周知させるとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成及び受入れ体制の整備、応急危険度判定に要する資機材の確保等の実施体制を整備するよう努めます。

3 被災建築物等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、当該応急危険度判定の結果に応じて、被災建築物等の入居者及び利用者の避難、応急の補強等を行うように努めなければいけません。

市町村は、県と調整しながら作成された活動計画に基づき被災建築物応急危険度判定を実施するため、災害発生直後における被災建築物応急危険度判定士への要請方法も含め、概況調査手法を確立する必要がある。

東日本大震災では、各自治体からの要請を受け出動した被災建築物応急危険度判定士の延べ人員は、宮城県の2,955人が最も多く、次いで福島県の2,053人が多い。被災した12都道府県全体としては、延べ8,770人が97,699件の被災建築物応急危険度判定調査を実施し、その判定結果(P16参照)は、危険(赤)が約12.4%、要注意(黄)が約24.4%、調査済(緑)が約63.2%となっている。

出典：(社)日本建築士会連合会「東日本大震災関連情報 東日本大震災に伴う応急危険度判定協力者」

②被災建築物等の概況調査（案）

被災建築物等の概況調査については、被災情報等により大規模な面的被害が想定される地区を抽出したうえで、被災建築物応急危険度判定調査結果の整理や現地目視調査により行う。

i) 被災情報等の収集

市町村は、災害対策本部に収集された被災情報等に基づき、広い範囲で建物の被害が連続するなど、面的被害が想定される地区の情報を整理する。

なお、被災後の時間的・人的な制約が想定されることから、「事前の準備」（密集住宅市街地カルテや基盤整備状況の整理）に基づき、面的被害が想定される地区を抽出することも必要である。

高知県地域防災計画（一般対策編）[H26.9修正]による「災害発生状況等」の表は、災害対策基本法第53条に基づき、市町村が県に報告する被害の状況報告の内容である。この報告は即時性が重んじられ、罹災証明の発行業務の進展等とともに随時内容が精査されるものである。

【災害発生状況等の整理】

被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取扱うものとします。

◇災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）

◇火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

都道府県			区分	被 害	区分	被 害	名称
災害名	報告番号		非住家	公共建物 棟	公立文教施設 千円		
			その他	棟	農林水産業施設 千円		
			田	流失埋没 ha	公 土 木 施 設 千円		
			冠 水	ha	その他の公共施設 千円		
			畑	流失埋没 ha	小 計 千円		
			冠 水	ha	公共施設被害市町村数	設置市町村名	
			文 教 施 設	箇所	団体		
			病 院	箇所	農産被害 千円		
			道 路	箇所	林産被害 千円		
			橋りょう	箇所	畜産被害 千円		
			河 川	箇所	水産被害 千円		
			港 港	箇所	商工被害 千円		
			砂 防	箇所	その他の被害 千円		
			水 道	箇所	被 害 総 額 千円		
			清掃施設	箇所			
			崖くずれ	箇所		1 災害発生場所	
			一部破損	世帯		2 災害発生年月日	
			人			3 災害の種類概況	
			半 壊	世帯		4 消防機関の活動状況	
			人			5 その他	
			被 害				
			床 上 浸 水	世帯			
			人				
			床 下 浸 水	世帯	り 災 世 带 数 世帯		
			人		り 災 者 数 人		

(別表5)

ii) 被災建築物応急危険度判定調査結果の整理

被災建築物応急危険度判定調査は、地震により被災した建物について、その後の余震等による倒壊や転倒等の危険性を判定し、二次的災害を防ぐことを目的として、市町村の応急危険度判定実施本部が実施する調査である。

※判定実施期間は、被災状況、派遣判定士の人数等にもよるが、発災後2週間が一応の目安と考えられる。

調査の結果は、建築物毎に被災建築物応急危険度判定調査表として取りまとめられるため、この調査表の判定結果を第一次建築制限を行うための被害概況に読み替える。（詳細についてはP21参照）

【被災建築物応急危険度判定調査表（木造建築物の場合）】

木造建築物の応急危険度判定調査表				集計欄は数字で記入																																								
整理番号	調査日時	月	日	午前・午後	時	調査回数	回目																																					
調査者氏名（都道府県/N.o）				（/）																																								
建築物概要																																												
1 建築物名称	1.1 建築物番号					整理番号	木																																					
2 建築物所在地	2.1 住宅地図整理番号					建築物番号																																						
3 建築物用途	1. 戸建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所 7. 旅館・ホテル 8. 厅舍等公共施設 9. 病院・診療所 10. 保育所 11. 工場 12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 剧場・遊戯場等 16. その他()					住宅地図整理番号																																						
4 構造形式	1. 在来軸組構法 2. 枠組（壁）工法（ツバツカイ） 3. ブレフアブ 4. その他()					3																																						
5 階 数	1. 平屋 2. 2階建て 3. その他()					4																																						
6 建築物規模	1階寸法 約 ア_____m×イ_____m					5																																						
調査	調査方法：(1)外観調査のみ実施 (2)内観調査も併せて実施)							ア_____m																																				
1 一見して危険と判断される。(該当する場合は○に付けて危険と判定し調査を終了し総合判定へ)								イ_____m																																				
1. 建築物全体又は一部の崩壊・落附		2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ						調査方法																																				
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜		4. その他()						1																																				
2 脇接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度								調査方法																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aランク</th> <th>Bランク</th> <th>Cランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険</td> <td>1. 危険無し</td> <td>2. 不明確</td> <td>3. 危険あり</td> </tr> <tr> <td>②構造躯体の不同沈下</td> <td>1. 無し又は軽微</td> <td>2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり</td> <td>3. 小屋組の破壊、床全体の沈下</td> </tr> <tr> <td>③基礎の被害</td> <td>1. 無被害</td> <td>2. 部分的</td> <td>3. 著しい(被害あり)</td> </tr> <tr> <td>④建築物の1階の傾斜</td> <td>1. 1/60以下</td> <td>2. 1/60~1/20</td> <td>3. 1/20超</td> </tr> <tr> <td>⑤壁の被害</td> <td>1. 軽微なひび割れ</td> <td>2. 大きな亀裂、剥離</td> <td>3. 落下の危険有り</td> </tr> <tr> <td>⑥廃食・繕書の有無</td> <td>1. ほとんど無し</td> <td>2. 一部の断面欠損</td> <td>3. 著しい断面欠損</td> </tr> <tr> <td>危険度の判定</td> <td>1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要 内観調査)</td> <td>2. 要注意 Bランクが1以上ある場合</td> <td>3. 危険 Cランクが1以上ある場合</td> </tr> </tbody> </table>									Aランク	Bランク	Cランク	①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下	③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい(被害あり)	④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超	⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥離	3. 落下の危険有り	⑥廃食・繕書の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損	危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要 内観調査)	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合	1				
	Aランク	Bランク	Cランク																																									
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり																																									
②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下																																									
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい(被害あり)																																									
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超																																									
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥離	3. 落下の危険有り																																									
⑥廃食・繕書の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損																																									
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要 内観調査)	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合																																									
3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度								調査方法																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aランク</th> <th>Bランク</th> <th>Cランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①瓦</td> <td>1. ほとんど無被害</td> <td>2. 著しいずれ</td> <td>3. 全面的にずれ、破損</td> </tr> <tr> <td>②窓枠・窓ガラス</td> <td>1. ほとんど無被害</td> <td>2. 重み、ひび割れ</td> <td>3. 落下の危険有り</td> </tr> <tr> <td>③外装材 湿式の場合</td> <td>1. ほとんど無被害</td> <td>2. 部分的なひび割れ、隙間</td> <td>3. 著著なひび割れ、剥離</td> </tr> <tr> <td>④外装材 乾式の場合</td> <td>1. 目地の亀裂程度</td> <td>2. 板に隙間が見られる</td> <td>3. 著著な目地ずれ、板破損</td> </tr> <tr> <td>⑤看板・機器類</td> <td>1. 傾斜無し</td> <td>2. わずかな傾斜</td> <td>3. 落下の危険有り</td> </tr> <tr> <td>⑥屋外階段</td> <td>1. 傾斜無し</td> <td>2. わずかな傾斜</td> <td>3. 明瞭な傾斜</td> </tr> <tr> <td>⑦その他()</td> <td>1. 安全</td> <td>2. 要注意</td> <td>3. 危険</td> </tr> <tr> <td>危険度の判定</td> <td>1. 調査済み 全部Aランクの場合</td> <td>2. 要注意 Bランクが1以上ある場合</td> <td>3. 危険 Cランクが1以上ある場合</td> </tr> </tbody> </table>									Aランク	Bランク	Cランク	①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 重み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 著著なひび割れ、剥離	④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 著著な目地ずれ、板破損	⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑦その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合	1
	Aランク	Bランク	Cランク																																									
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損																																									
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 重み、ひび割れ	3. 落下の危険有り																																									
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 著著なひび割れ、剥離																																									
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 著著な目地ずれ、板破損																																									
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り																																									
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜																																									
⑦その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険																																									
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合																																									
総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)								総合判定																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 調査済(緑)</th> <th>2. 要注意(黄)</th> <th>3. 危険(赤)</th> </tr> </thead> </table>								1. 調査済(緑)	2. 要注意(黄)	3. 危険(赤)																																		
1. 調査済(緑)	2. 要注意(黄)	3. 危険(赤)																																										
コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)								コメント																																				
								コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。																																				

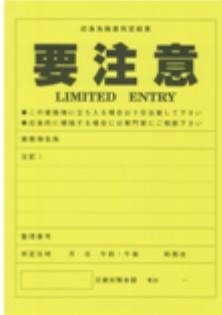
出典：（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」、1998年1月

 活用する調査結果

【被災建築物応急危険度判定調査表の判定結果】

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示する。ステッカーはそれぞれA3サイズである。

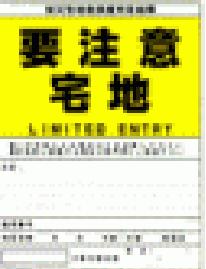
被災建築物応急危険度判定調査は、地震により被災した建物について、その後の余震等による倒壊や転倒等の危険性を判定し、二次的災害を防ぐことを目的としており、罹災証明のための調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではない。

判定結果	危険（赤色）	要注意（黄色）	調査済（緑色）
			

なお、阪神・淡路大震災を教訓に、平成9年に「被災宅地危険度判定制度」が創設されており、市町村は、被災建築物応急危険度判定調査と区別しておく必要がある。

【参考：被災宅地危険度判定制度】

被災宅地危険度判定調査は、宅地の被害状況を調査するものであり、二次的災害を防ぐことを目的として、市町村の応急危険度判定実施本部が実施する調査である。判定結果は3種類の判定ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

判定結果	危険（赤色）	要注意（黄色）	調査済（青色）
			

iii) 現地目視調査の実施

市町村の応急危険度判定実施本部によって被災建築物応急危険度判定調査が行われない地区（全焼失地区、津波による流失地区、長期浸水地区等）については、必要に応じて市町村職員による現地目視調査を実施する。（P18 参照）

●調査方法

- ・2名1組での調査を基本とする。
- ・対象地区において、建物の被害概況を目視し、集計表に建物総棟数と全壊・全焼棟数を記入する。
- ・大規模な被災を受けた地区で、倒壊により建物総棟数が不明な場合は被害割合だけの記入でも可とする。
- ・調査表に、街区単位での被害の割合と概況を記入する。
- ・被害程度の判定は、外観目視による簡便なもので良く、完全に倒壊しているもの、土台・柱・桁・筋交いなどの骨組みが相当ずれているものなどの概要を把握する。

●現地目視調査に必要な持ち物

- ・地形図：調査用1部、予備用1部
- ・筆記具：赤ボールペン等
- ・住民説明用資料：各種問い合わせ窓口の一覧
- ・その他：クリップボード、カメラ、携帯電話、ヘルメット、安全靴、マスク、軍手等

●その他

- ・調査時には、被災者から様々な質問があることが想定される。
- ・調査員に対して、被災者への返答方法等を事前に説明することや、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資他）を携帯させることが必要となる。
- ・調査時における職員の被災など、予期せぬ事態に臨機に対応するためにも、市町村災害対策本部などに調査場所や緊急連絡先を必ず伝えて、職員同士の連絡を密にすること。

【様式1】現地目視調査表（記載例）

被災建築物応急危険度判定調査が行われない
地区については、必要に応じて実施

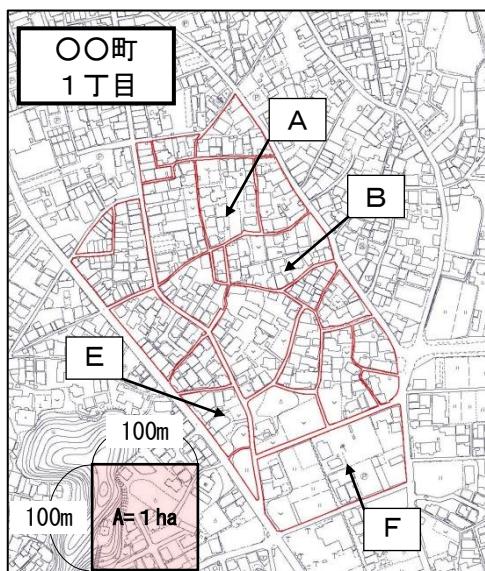
現地目視調査表（記載例）

1 調査概要

調査日・時間	〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇〇時
調査者氏名	〇〇〇〇、△△△△
場所	〇〇町1丁目

2 調査結果

①調査図



【全壊】一見して住家全部が倒壊



【半壊】塗り壁では仕上の大半が剥離・脱落

③集計表

町丁目	街区	建物総棟数	全壊・全焼棟数	被害割合	被害概況
		a	b	b/a	
○○町 1丁目	A	不明	不明	80%	倒壊、液状化
	B	15	11	70%	倒壊
	E	不明	不明	30%	延焼
	F	10	2	20%	延焼、擁壁亀裂
町丁目計		Σa	Σb	$\Sigma b / \Sigma a$	

注1) 調査に使う地形図は、1/2,500以上の都市計画図を用いる。

注2) 被害割合は、必ず記入する。割合は5%ないし10%刻みで設定すると良い。

(2) 復興地区区分の検討 (P23 : 表2-2、表2-3参照)

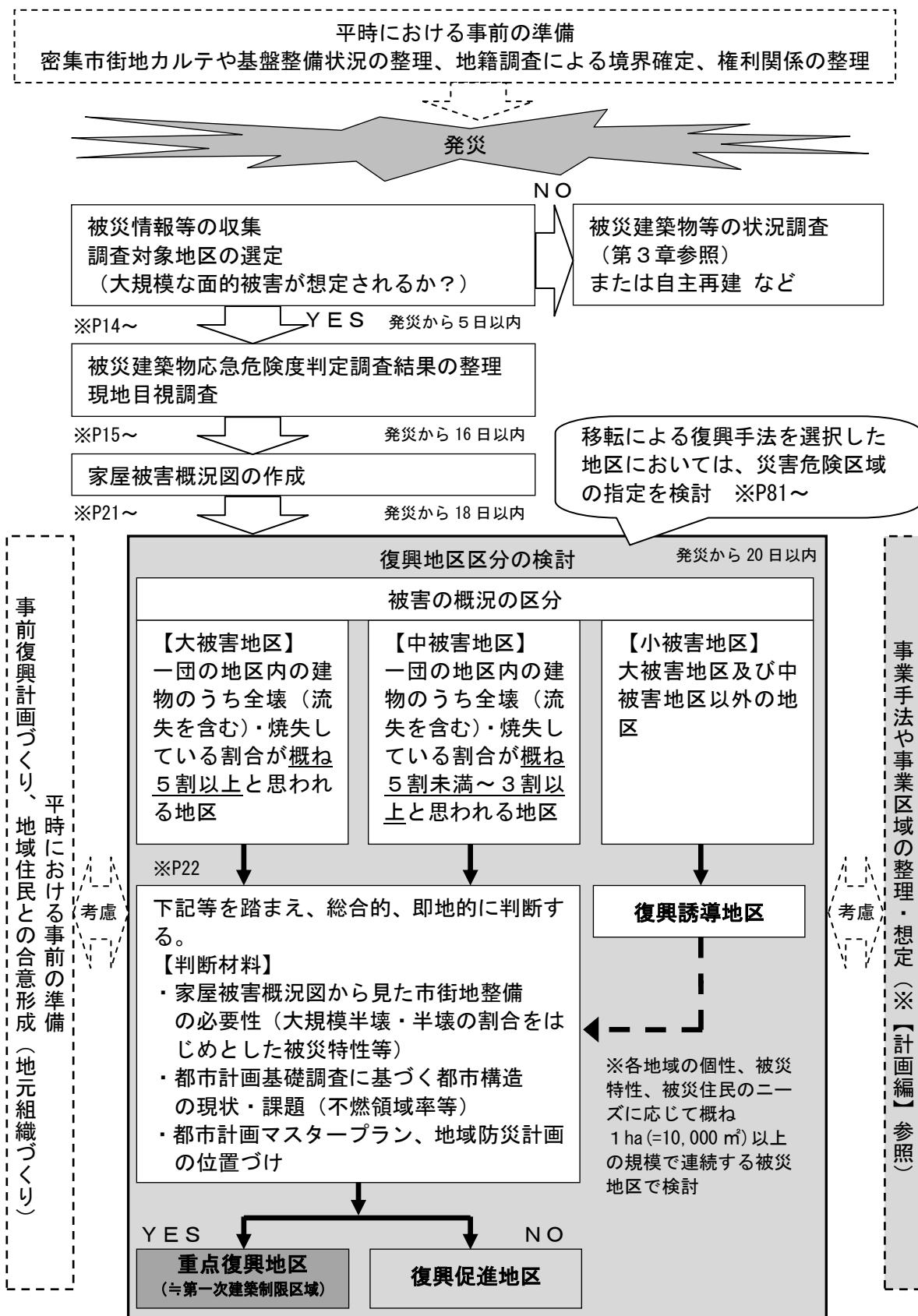


図2-1 復興地区区分の検討の流れ (基盤未整備地区又は津波による被災地区の場合)

①復興地区区分の検討の考え方

第一次建築制限の実施を検討する基礎資料とするため、図2-1 復興地区区分の検討の流れに基づき、復興地区区分（重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区）の検討を行う。

復興地区区分の検討においては、重点復興地区とした区域を第一次建築制限を行うこととするが、第一次建築制限は市街地開発事業等の導入が前提となるため、後の事業手法や事業区域などをイメージしながら行う必要がある。

重点復興地区とは、比較的広い範囲で面的に被災し、かつ、都市基盤整備などの抜本的な対策が必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区をいう。

復興促進地区とは、被害が散在し、かつある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的な復興まちづくりを進めることが適切と考えられる地区、または、基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題（延焼防止機能の不足等）を有する地区をいう。

復興誘導地区とは、被災が散在的にみられるが、自主再建等による復興を誘導することが、適切と考えられる地区をいう。

（P23：表2-2、表2-3参照）

都市計画法

（市街地開発事業）

第12条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業

二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業

四 都市再開発法による市街地再開発事業

五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業

六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業

七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

②家屋被害概況図の作成

被災建築物応急危険度判定調査から整理された情報及び現地目視調査の結果を図面にプロットし、家屋被害概況図として取りまとめる。

市町村は、被災街区が隣接し概ね1ha ($\approx 10,000\text{ m}^2$) 以上の規模で連続する地区（市街地開発事業等の事業導入区域を考慮）を一団の被災地区とし、建築物被害数の集計、被害概況の区分を行い、家屋被害概況図として取りまとめる。

地区の大きさについては、復興まちづくりが、各地域の個性、被災特性、被災住民のニーズに即したものである必要があるため、ここでは、街区（集落）単位でのまとまりを考慮した概ね1ha ($\approx 10,000\text{ m}^2$) 以上を目安とする。

家屋被害概況図には、地区毎に全壊（流失含む）又は全焼している割合とともに、大規模半壊・半壊の割合をはじめとした被災特性についても適宜記入する。

表2-1 被害の概況の区分

建物被害 概況区分	判定基準の目安
大被害地区	一団の地区内の建物のうち全壊（流失含む）又は全焼している割合が概ね5割以上と思われる地区
中被害地区	一団の地区内の建物のうち全壊（流失含む）は全焼している割合が概ね5割未満～3割以上と思われる地区
小被害地区	上記以外

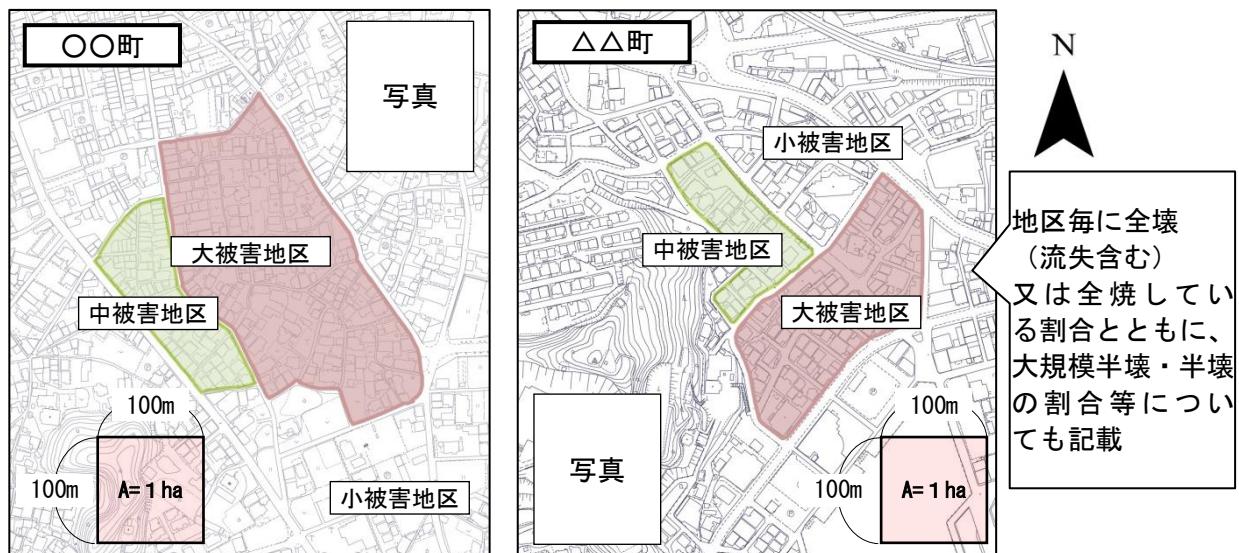


図2-2 家屋被害概況図の例

③復興地区区分の検討

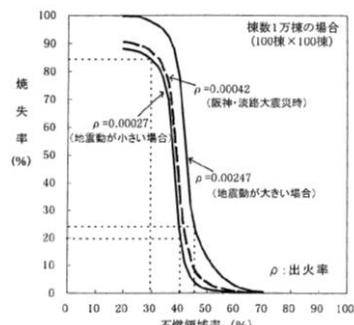
家屋被害概況図や都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン、地域防災計画、事前復興計画等を踏まえ、事業手法を想定しながら復興地区区分の検討を行う。（表2-2、表2-3）

復興地区区分の検討にあたっては、平時における「事前の準備」（事前復興計画の策定等）や以下の内容等を踏まえ、総合的・即地的に判断する。

- ・家屋被害概況図から見た市街地整備の必要性（大規模半壊・半壊の割合をはじめとした被災特性等）
- ・都市計画基礎調査に基づく都市構造の現状・課題（不燃領域率等）
- ・都市計画マスタープラン、地域防災計画の位置づけ

※不燃領域率とは、地域内における道路、公園などのオーブンスペースや燃えにくい建物が占める割合を基に算出するもので、まちの燃えにくさを表す指標である。なお、不燃領域率が70%で、焼失率はほぼゼロとなる。

（右のグラフ：国土交通省 総合技術開発プロジェクト「都市防災からみた市街地整備の課題と方向」より抜粋）



なお、市街化調整区域内における復興地区区分にあたっては、都市計画マスタープランの土地利用の方針等を充分に踏まえ、慎重に検討するものとする。

また、国土交通省では、東日本大震災による津波被災状況等の調査結果を踏まえ、被災状況や都市特性、地元の意向等に応じた市街地復興パターンを検討・公表している。

復興まちづくりのための事業制度一覧(イメージ図)



[出典：国土交通省 HP]<http://www.mlit.go.jp/report/fukkou-index.html>

表2-2 復興地区区分の基本的分類

	倒壊・延焼被害		津波による流失被害
	基盤整備済 ・市街地開発事業、住宅 市街地総合整備事業、開 発許可による住宅開発 事業等が実施済み※	基盤未整備 ・左の以外の地区 ・幅員4m未満の細街路 が存在する地区	基盤整備済 または基盤未整備
大被害地区	復興促進地区	重点復興地区	重点復興地区
中被害地区	復興誘導地区	重点復興地区または 復興促進地区	重点復興地区または 復興促進地区
小被害地区	復興誘導地区	復興誘導地区	復興誘導地区

※戦災復興土地区画整理事業や旧法の土地区画整理事業済み等の地区において、区画道路の整備等が低水準と認められる地区は基盤未整備とするなど、地域の実情に即して総合的に判断すること。

表2-3 復興地区の定義

	地区定義	復興の基本的考え方
重点復興地区	・比較的広い範囲で面的に被災し、かつ、都市基盤整備などの抜本的な対策が必要な地区で、重点的かつ緊急に復興まちづくりを行うことが適切と考えられる地区。 (建築基準法第84条の指定区域)	・都市計画事業等の復興事業の実施に向けた建築制限に移行し、被災住民との事業計画の合意形成を図る。
復興促進地区	・被害が散在し、かつある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的な復興まちづくりを進めることが適切と考えられる地区。 ・基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題（延焼防止機能の不足等）を有する地区。	・各地域の個性、被災特性、被災住民のニーズに応じた復興対策の実施に向けた合意形成を図る。 ・復興事業により部分的な道路改良の実施や、都市施設の再建、地区計画の決定を行いながら、建築制限は行わず自主再建を促進する。
復興誘導地区	・被災が散在的にみられるが、自主再建等による復興を誘導することが、適切と考えられる地区。	・自主再建を誘導する。 ・被害の原因、地区の課題等に応じて、良好な地区環境の整備の誘導等を図る。(用途地域見直しや地区計画の決定など)

（3）第一次建築制限区域（案）の申出

①第一次建築制限区域（案）の申出の概要

市町村は、重点復興地区内の区域について、建築制限の内容を整理し、発災後3週間以内に第一次建築制限区域（案）の申出を県に行う。

市町村は、前項で検討した復興地区区分の重点復興地区について、建築制限の内容を取りまとめ、発災後3週間以内に、県（建築指導課）に第一次建築制限区域（案）の申出を行う。（【様式2】：P27）

なお、特定行政庁である高知市は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を行った上で、区域指定（案）の段階において、その旨を県（建築指導課）に報告する。

[申出先]※特定行政庁である高知市は報告先

高知県土木部建築指導課

住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎6階）

TEL：088-823-9891（指導担当直通）、[77-72-9891：防災行政無線]

FAX：088-823-4119

MAIL：172901@ken.pref.kochi.lg.jp

市町村における第一次建築制限区域（案）の担当部局は、事前に市町村災害対策本部にこれらについての情報提供を行い、災害時における土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前協議・調整を進めること。

県（建築指導課）は、市町村から申出のあった第一次建築制限区域（案）について広域的調整を図るため、土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議（事務局：都市計画課）」に諮るなどの準備を行う。

（P129 参照）

②第一次建築制限区域(案)の申出

市町村は、「市街地の健全な復興の支障となる建築の防止」「財産権の制約」という建築制限の目的や影響を見極めながら、地域特性を踏まえた第一次建築制限区域(案)の申出を行う。

建築基準法第84条をはじめとした建築制限は、就業機会の創出や地権者等の生活再建に影響を及ぼすことを常に意識することが必要である。

建築基準法第84条の建築制限は、その後、被災市街地復興推進地域の都市計画決定による第二次建築制限に移行することになるため、建築制限内容に大きな差が生じないよう、被災市街地復興特別措置法第7条に準拠する必要がある。（表2－5）

なお、住民の合意形成の熟度が高い場合には、建築基準法第84条の建築制限期間中に、市街地開発事業等の都市計画決定を行うことになるため、この場合は都市計画法第53条の建築制限に準拠することとなる。（表2－5）

特定行政庁（高知県、高知市）は、被災市街地において、仮設建築物に対する制限の緩和を行う必要があれば、建築基準法第85条第1項に基づく区域を指定する。なお、建築基準法第85条第1項は、第84条に優越するものとなっている。

建築基準法

（仮設建築物に対する制限の緩和）

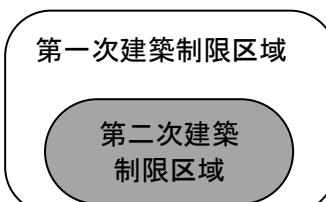
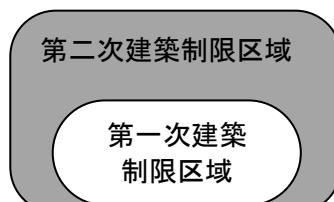
第85条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

第一次建築制限区域及びその後指定する第二次建築制限区域との関係については、以下のケースが想定される。

第一次建築制限区域の指定にあたっては、予め各ケースの建築制限による影響に留意しながら、地区特性に応じた指定を検討する必要がある。

表2-4 建築制限のケース

	ケース①	ケース②
ケースの概要	<p>第一次建築制限区域を大きめに設定し、被害の詳細調査結果、復興まちづくり計画に合わせて、第二次建築制限区域（事業区域）として縮小する。</p> 	<p>第一次建築制限区域を小さめに設定し、被害の詳細調査結果、復興まちづくり計画に合わせて、第二次建築制限区域（事業区域）として拡大する。</p> 
制限による影響	<p>結果的に不必要的建築制限が生じることになり、就業機会の創出や生活再建（自己復旧）の妨げとなる。 （≒個人の財産権を過度に制約したことになる可能性がある。）</p>	<p>第一次建築制限区域外で生活再建（自己復旧）による新築が始まると、第二次建築制限区域（事業区域）に入れにくい。 （≒市街地の健全な復興の支障となる可能性がある。）</p>

東日本大震災においては、被災地が壊滅的な状況下、行政機能も正常でない中で、宮城県の計4市3町の市街地約1,800haに建築基準法84条（第一次建築制限区域）が指定されるなど、ケース①の考え方に基づく事例がみられる。（P37 参照）

また、岩手県では、県指導のもと住民の安全確保の観点から、陸前高田市、宮古市をはじめとした多くの都市に建築基準法39条（災害危険区域）が指定されている。

【様式2】申出

発災後3週間以内

課代表メールで資料一式を提出する
場合には、公印の必要はありません

〇〇第〇〇号
平成 年 月 日

高知県知事 殿

〇〇市町村長 団

第一次建築制限区域の指定について（申出）

建築基準法第84条第1項に基づく第一次建築制限区域について、下記のとおり案を作成しましたので申し出ます。

記

1 建築制限区域

名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目、 〇〇町〇〇丁目	約〇〇ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、△△丁目	約△△ha

（区域は計画図表示のとおり）

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他1の区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 被害状況（平成 年 月 日現在）

全壊・全焼の合計棟数 〇〇 棟
(被災前建築物総棟数 〇〇 棟)

4 想定する整備手法

〇〇地区：土地区画整理事業

△△地区：市街地再開発事業

注1)「位置」は、丁目又は字まで記載する。「計画図」は、縮尺1/2,500以上の都市計画図を用いる。

注2)「面積」は、10ha以上は1ha単位、10ha未満は0.1ha単位で記載する。

注3)「全壊・全焼棟数」は、全壊及び全焼した合計棟数を記載する。

注4)参考図書として、「家屋被害概況図」を添付する。

表2－5 建築制限の比較（1/2）

	建築基準法第84条 (第一次建築制限)	被災市街地復興 特別措置法第7条 (第二次建築制限)	建築基準法第39条 (災害危険区域)
対象区域	特定行政庁が被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	被災市街地復興推進地域	地方公共団体による津波、高潮、出水等による危険の著しい区域
指定等権者	特定行政庁	市町村	地方公共団体
許可等権者	特定行政庁	市、都道府県（町、村の区域）	地方公共団体
制限内容	特定行政庁が定める	法令による	地方公共団体が定める
対象行為	建築物の建築を制限又は禁止	土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築をする場合には許可が必要	住居の用に供する建築物の建築の禁止など
制限期間	発災後1ヶ月以内（1ヶ月の延長可）	発災後2年以内	—
適用除外	・特定行政庁の定める建築制限の内容による ・別途 第85条第1項に基づく、仮設建築物に対する制限の緩和	①既存建築物の敷地内で行う車庫等の附属建築物の新築改築（2階以下で地階を有しない木造建築物） ②既存建築物の管理のために必要な土地の形質の変更 ③農林漁業者のために行う土地の形質の変更、作業小屋等の建築（床面積90m ² 以下） ④非常災害のため必要な応急行為 ⑤都市計画事業か国・都道府県・市町村又は都市計画施設管理者が都市計画に適合して行う行為	地方公共団体が条例で定める建築制限内容による
許可基準	特定行政庁が支障ないと認めた建築物	①0.5ha以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの ②自己の居住用又は自己の業務用の建築物（2階以下で地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造で容易に移転除却可能、敷地300m ² 未満）の建築及びそのための土地の形質の変更 ③買い取らない旨の通知があつた買い取り不許可の土地における自己の居住用又は自己の業務用の建築物（2階以下で地階を有しない木造等で容易に移転除却可能、敷地300m ² 未満）の建築及びそのための土地の形質の変更	地方公共団体が支障ないと認めた建築物

表2－5 建築制限の比較（2/2）

	都市計画法第53条、54条	都市計画法第65条	土地区画整理法76条
対象区域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域	事業認可の告示又は新たな事業地の編入に係る事業計画の変更の告示があった後の当該事業区域	土地区画整理事業の施行地区内
指定等権者	市町村 (国・県施行の場合は県)	市町村 (国・県施行の場合は県)	市町村 (国・県施行の場合は県)
許可等権者	市、都道府県（町、村の区域）	市、都道府県（町、村の区域）	市、都道府県（町、村の区域）
制限内容	法令による	法令による	法令による
対象行為	建築物の建築をしようとする場合には許可が必要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、建築物以外の工作物の建設、政令で定める移動が容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は許可が必要	土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築、政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は許可が必要
制限期間	都市計画事業の認可の告示まで	－（都市計画事業の認可の告示から）	換地処分の公告の日まで（都市計画事業の認可の告示から）
適用除外	①2階以下でかつ地階を有しない木造の建築物の改築又は移転 ②非常災害のため必要な応急行為 ③都市計画事業か国・都道府県・市町村又は都市計画施設管理者が都市計画に適合して行う行為 ④立体的な範囲を定める都市計画施設の区域で行う建築で離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの ⑤立体道路の地区計画に適合する道路一体建築物、施設管理者が行う建築物の建築	－	－
許可基準	①都市計画に適合する建築物の建築 ②2階以下で地階を有せず、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり、かつ、容易に移転又は除外できる建築物の建築 ③立体的な範囲を定める都市計画施設の区域外で当該施設の整備に支障のないもの	－ (許可権者が許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)	－ (許可権者が許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)

（4）都市復興基本方針の策定と公表

①都市復興基本方針の策定と公表の考え方

県は、被災した住民が抱く復興に対する不安を解消し、被災地域の円滑かつ迅速な都市の復興を図るため、都市復興基本方針を発災後 1 ヶ月以内に策定、公表する。

県（都市計画課）は、第一次建築制限の申出を踏まえ、都市の復興理念や目標等、都市の復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定する。

都市復興基本方針は、被災した住民が抱く復興に対する不安を解消し、住民と協力しながら円滑に都市の復興を進めるための体制構築を目的として、発災後 1 ヶ月以内という短期間で公表するものである。

都市復興基本方針の策定、公表にあたっては、「都市復興基本方針（案）：P33」を参考に県及び市町村に設けられる震災復興を所管する組織と連絡・調整を図りながら進め、原案を土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮るものとする。

都市復興基本方針は、大規模災害からの復興に関する法律第 9 条に基づき県（危機管理部）が策定・公表する高知県復興方針に沿ったものとする。

また、復興住宅等の供給と復興都市づくりの一体的な推進を図るため、県（住宅課）の住宅供給に関する計画等との連携、内容の調整を図るものとする。

東日本大震災においては、平成 23 年 12 月末（発災後 9 ヶ月）までに岩手県及び宮城県の被災市町村全てが復興計画を公表している。また、宮城県仙台市や石巻市などが復興基本方針を併せて公表している。

市町村は復興事業手法や事業区域等を想定しながら、大規模災害からの復興に関する法律第 10 条に基づき、土地利用に関する基本方針などを記載した復興計画を作成・公表することが望ましい。

[出典：宮城県 HP] 各市町震災復興基本方針・計画等の策定状況

<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/keikaku.html>

[出典：岩手県 HP] 岩手県内市町村における復興計画策定状況

<http://www.pref.iwate.jp/fukkoukeikaku/shichouson/012049.html>

大規模災害からの復興に関する法律

（都道府県復興方針）

第9条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
- 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関する必要な事項

（復興計画）

第10条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）
- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るために整備を図ることが適切であると認められる地域
- 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

②都市復興基本方針の策定（案）

県は、第一次建築制限の申出を踏まえ、都市復興基本方針に基本理念、都市復興の目標、都市復興への取組を示す。

県（都市計画課）は、第一次建築制限の申出を踏まえ、市町村が作成する復興計画を見据えながら、県全域の復興を図る観点から都市復興基本方針を策定する。

なお、都市復興基本方針では、「円滑かつ迅速な都市の復興」「大被害を繰り返さない長期的に安全で快適な都市づくり」の両立を図ることを目指す。

壊滅的な被害を受けた密集市街地で土地区画整理事業、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区では、建築制限を実施することを提示する。

また、津波被害を受けた被災地域については、県民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を図るものとする。

復興住宅等の供給と復興都市づくりの一体的な推進を図るため、県（住宅課）の住宅供給に関する計画等との連携、内容の調整を図るものとする。

県（都市計画課）は、高知県復興方針の公表後、第一次建築制限の指定に併せ、速やかに都市復興基本方針を公表する。

なお、発災後1ヶ月以内に公表する必要があるため、震災復興を所管する組織及び特定行政庁（県及び高知市建築指導課）と公表時期の調整が必要となる。

また、被災した住民が抱く復興に対する不安を解消するため、県及び市町村は、ホームページや広報紙への掲載の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示を行うことにより、県民の理解が得やすい形での周知となるよう努めること。

【高知県都市復興基本方針（案）】

発災後1ヶ月以内

平成 年 月 日

高知県都市復興基本方針

はじめに

「高知県都市復興基本方針」は、○月○日○時に発生した○○地震で甚大な被害が生じた本県において、一日も早い「都市の復興」に向け、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし、復興に向けた基本的な方向性を示すものです。

1 基本理念

「都市の復興」は、被災状況や都市計画区域マスタープラン等を踏まえるとともに、以下の点に配慮して取り組みます。

- (1) 一日も早い県民の生活再建を図るため、広域かつ甚大な被害が発生している公共土木施設とライフラインについては、各事業主体が一体となり、早期復旧を実施します。
- (2) 県民一人ひとりが復興の主体となり、単なる「復旧」にとどまらず、防災機能に配慮した「都市構造の再構築」を実施します。

2 「都市の復興」の目標

- (1) 多重防御による災害に強い都市づくり
- (2) 減災を基本とする安全・安心な都市づくり

3 「都市の復興」への取組

被災市町村の立場に立ち、生活復興の諸施策と連携しながら、

- (1) 市街地の健全な復興に支障となる無秩序な建築行為等を抑制するため、区域を指定した建築制限を実施します。
- (2) 津波による甚大な被害を受けた被災地域については、県民等の参加のもと、高台移転も含めた復興後の新しい地域の姿を描きます。

（5）建築基準法第84条の指定

①建築基準法第84条の指定の概要

建築基準法第84条の指定では、県は、市町村から申出のあった第一次建築制限区域（案）について調整を行い、発災後1ヶ月以内に、第一次建築制限区域を指定し、市町村に通知を行う。

県（建築指導課）は、市町村から申出（発災後3週間以内）のあった第一次建築制限区域（案）について調整を図るため、土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議（事務局：都市計画課）」に諮る。

関係法令等に適合するものについては、発災後1ヶ月以内に、第一次建築制限区域を指定し、市町村に通知を行う。（「指定基準:P35」、【様式4】:P41）

なお、特定行政庁である高知市は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を行った上で、区域指定の段階において、その旨を県（建築指導課）に報告する。

建築基準法

（被災市街地における建築制限）

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

②指定基準

建築基準法第84条は、財産権の制約を課しており、就業機会の創出や地権者等の生活再建に影響を及ぼすため、その指定においては、的確な基準及び広域的調整が必要である。

第一次建築制限区域の指定は、申出のあった市町村の都市計画区域内の地区であり、被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づく地区を基本とする。

被災市街地復興特別措置法

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第5条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

また、高知県復興都市計画連絡調整会議では、市町村が作成した建築制限区域（案）に対し広域的な視点から以下の調整を行う。

- i) 隣接市町村の境界部における建築制限区域（案）の不整合の調整
- ii) 制限区域の指定後の事業導入を念頭に置き、地形地物や計画決定済の都市施設の区域を踏まえ、想定される事業区域としての視点からの調整
- iii) 各市町村の被害状況からみて、建築制限区域（案）に大きな差異がある場合の調整
- iv) 特定行政庁である高知市も含めた、県内建築制限状況の取りまとめ

③手続き事項

建築基準法上、公告の義務はないが、建築制限区域、建築制限の内容及び建築制限の期間については、公告することを基本とする。

i) 建築制限の区域指定の際に定める事項

ア. 建築制限区域

イ. 建築制限の内容

ウ. 建築制限の期間

ii) 関係図書

ア. 指定書類

【様式3】: P40

イ. 指定図面

図面は、縮尺1/2,500以上の都市計画図を用いる。

表示方法は、区域を朱色の実線（幅1mm）とし、折点には○印（直径3mm）を付し明確に表示する。

ウ. 参考図書

家屋被害概況図

iii) 市町村への通知

【様式4】: P41

【東日本大震災における事例】

建築基準法第84条による建築制限の面積は、段階的に減少している。建築基準法第39条の指定時期は、多くの市町で発災後1年以上が経過している。

表 建築基準法第84条

単位：ha

市町名	建築基準法第84条 による建築制限 4月8日～5月11日	特例法による 建築制限 5月12日～9月11日	特例法による 建築制限の延長 9月12日～11月10日	備考
気仙沼市	669.8	465.1	266.7	198.4ha縮小
南三陸町	175.7	175.7	175.7	
石巻市	434.1	543.4	94.0	449.4ha縮小
女川町	273.6	206.9	144.3	62.6ha縮小
東松島市	162.3	162.3	162.3	10月31日まで延長
名取市	102.7	102.7	102.7	
山元町	—	198.1	198.1	7月1日から制限
計	1,818.2	1,854.2	1,143.8	710.4ha縮小

表 建築基準法第39条

H26.9.30現在

市町名	条例の施行日	災害危険区域
気仙沼市	平成24年6月29日	気仙沼地区、鹿折地区、松岩地区、階上地区、大島地区、面瀬地区、中井地区、唐桑地区、小原木地区、小泉地区、津谷地区、大谷地区の各一部(平成24年7月9日区域指定)(平成26年8月20日区域追加)
南三陸町	昭和39年10月17日(当初) 平成24年4月1日(改正) 平成24年7月1日(改正) 平成24年8月1日(改正) 平成24年9月1日(改正) 平成24年10月1日(改正) 平成25年6月25日(改正) 平成26年6月20日(改正)	歌津地区、志津川地区、戸倉地区の各一部 (平成26年6月20日区域追加)
石巻市	平成23年12月26日	(平成24年12月1日区域指定)
女川町	平成24年9月18日	(平成24年12月10日区域指定)
東松島市	平成24年6月1日	大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網地区、浜市地区、野蒜地区、中下地区、宮戸地区の各一部(平成24年6月1日区域指定)
塩竈市	平成24年12月19日	寒風沢地区、桂島地区の各一部(平成25年3月1日区域指定)
七ヶ浜町	平成24年9月20日	湊浜地区、松ヶ浜地区、菖蒲田浜地区、花渕浜地区、吉田浜地区、東宮浜地区、遠山地区、汐見台南地区の各一部 (平成24年9月20日区域指定)
仙台市	昭和49年12月19日(当初) 平成23年12月16日(改正)	宮城野区、若林区の各一部(平成23年12月16日区域指定) 太白区緑ヶ丘4丁目の一部(平成24年9月10日区域指定) 泉区松森字陣ヶ原の一部(平成25年3月15日区域指定)
名取市	平成24年9月25日 平成25年6月25日(改正) 平成25年12月24日(改正)	下増田地区、杉ヶ袋地区、閑上地区、小塚原地区の各一部(平成24年9月25日区域指定) (平成25年6月25日区域追加、平成25年12月24日区域追加)
岩沼市	平成24年12月17日	下野郷地区、押分地区、早股地区、寺島地区、空港南五丁目の各一部(平成25年12月12日区域変更)
亘理町	平成24年6月18日	荒浜地区、吉田地区の各一部 (平成24年6月18日区域指定)
山元町	平成23年11月11日	山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部 (平成23年11月11日区域指定)

④第一次建築制限の周知方法等

建築制限を実施することは、すなわち私権を制限することである。このため権利が制限される被災者に、建築制限の内容・意味・目的・理由等を十分に周知することが必要である。

i) 住民への周知

県（建築指導課）及び市町村は、ホームページや広報紙への掲載の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示を行う。

なお、制限区域内においては、当該市町村が、区域指定の標識設置に努めるものとする。

県（建築指導課）は、県外に避難している被災者への周知についても配慮する必要があることから、他の都道府県や市町村の広報紙等（広報、ホームページ等）への建築制限についての掲載等の依頼について検討する。

ii) 指定確認検査機関への情報提供

県（建築指導課）は、知事が指定した指定確認検査機関に対し、建築基準法第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、第一次建築制限の内容を情報提供する。

また、県は国に対し、建築制限の内容が国土交通大臣が指定した、指定確認検査機関に速やかに連絡されるよう要請する。

iii) 建築確認等の相談窓口の設置

高知市以外の地域における建築確認申請に関する問い合わせ等に対処するため、県（建築指導課）は電話による相談窓口を設置する。

なお、高知市内における問い合わせ等は、高知市建築指導課が適切に対応するものとする。

建築基準法

（指定確認検査機関に対する配慮）

第77条の33 国土交通大臣及び地方公共団体は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

⑤期間延長等

市町村は、第一次建築制限区域内の地区の復興まちづくり動向を踏まえ、期間延長や建築制限区域の見直しの検討を行う。

都市計画の施行区域等が指定した建築制限区域より狭くなることが明らかになった場合には、建築制限期間中であっても、制限の不要な区域については建築制限の解除を検討・実施する。

※期間延長の告示 【様式3】：P40

※期間延長の周知 【様式5】：P43

⑥書式例

建築基準法第84条の指定に関する書式例を以下に示す。

【様式3】告示文（参考：高知県指定の場合）

発災後1ヶ月以内

高知県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定する。※1

平成 年 月 日

（特定行政庁）高知県知事 ○ ○ ○ ○

1 建築制限の区域

地区名	区域
○○地区	○○市○○町○○丁目、××丁目及び○○町○○丁目、並びに○○町○○丁目
△△地区	△△市△△町△△丁目、××丁目及び△△町△△丁目、並びに△△町△△丁目

（区域は、計画図表示のとおり）

2 建築制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築をしてはならない。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他1の区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 建築制限の期間※2

平成 年 月 から 平成 年 月 日まで

○期間延長の場合、以下の表記とする。

※1：～の規定により、被災市街地における建築制限の期限を次のとおり延長する。

※2：延長後の建築制限の期間

【様式4】通知文（参考：高知県指定の場合）

発災後1ヶ月以内

〇〇高〇〇第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

高知県知事 団

第一次建築制限区域の指定について（通知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項の規定に基づき、下記のとおり区域を指定しましたので通知します。

記

1 建築制限の区域

名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、・・丁目 ・・町・・丁目	約・・ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、・・丁目	約・・ha

(区域は計画図表示のとおり)

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

(1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物

(2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

(3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

(4) その他1の区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 建築制限の期間

平成・・年・・月・・日 から 平成・・年・・月・・日までの間

このことに係る告示は以下のとおりです。

建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限

注)「位置」「面積」の記載方法及び「計画図」については、【様式2】:P27と同様。

4 建築制限等に関する相談窓口

<県内（高知市を除く）の建築制限の状況に関すること>

高知県 土木部建築指導課

TEL : 088-823-9891（指導担当）

FAX : 088-823-4119

Email : 172901@ken.pref.kochi.lg.jp

HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/>

<各区域内の建築制限の詳細、今後の復興に関すること>

○○市○○課○○担当

TEL : ····

FAX : ····

Email : ····

HP : ····

△△市○○課○○担当

TEL : ····

FAX : ····

Email : ····

HP : ····

【様式5】周知文（参考：高知県指定の場合）

被災市街地における建築制限区域の指定について

今回、計画的にまちの復興を進めていくために、大きな被害を受けた地域のうち都市計画事業などによる復興まちづくりが不可欠な地区において、建物の建築の制限を行います。

1 建築制限の区域

名称	位置	面積
○○地区	○○市・・町・・丁目、・・丁目 ・・町・・丁目	約・・ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、・・丁目	約・・ha

※区域の詳細については、別添「建築制限区域図」をご覧下さい。

2 建築制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築をしてはなりません。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではありません。

- (1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他1の区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 建築制限の期間

平成・・年・・月・・日 から 平成・・年・・月・・日までの間

(なお、更に1カ月期間が延長されることがあります。)

このことに係る告示は以下のとおりです。

建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限

(平成・・年・・月・・日 高知県告示第・号)

4 建築制限等に関する相談窓口

<県内（高知市を除く）の建築制限の状況に関すること>

高知県 土木部建築指導課

TEL : 088-823-9891(指導担当)
FAX : 088-823-4119
Email : 172901@ken.pref.kochi.lg.jp
HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/>

<各区域内の建築制限の詳細、今後の復興に関すること>

○○市○○課○○担当

TEL : · · · · ·
FAX : · · · · ·
Email : · · · · ·
HP : · · · · ·

△△市○○課○○担当

TEL : · · · · ·
FAX : · · · · ·
Email : · · · · ·
HP : · · · · ·

【参考】建築制限 標識レイアウト

現地に設置することに努める

建築制限区域の指定（お知らせ）

周辺地域については、建築基準法第84条第1項に規定する被災市街地における建築制限が適用になりました。

1 建築制限の区域：

周辺地域の制限区域については、「建築制限区域図」を御覧下さい。

なお、・市内における周辺地域以外の制限区域に関する情報は、・市のホームページ及び各避難所でご確認できます。

また、高知県内の建築制限の区域に関する情報は、高知県のホームページ及び各自治体のホームページでご確認できます。

2 建築制限の内容：

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築はしてはなりません。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りでない。

(1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物

(2) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

(3) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する
仮設建築物

(4) その他1の区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認め
る建築物

3 建築制限の期間：

平成・年・月・日 から 平成・年・月・日までの間

(なお、更に1カ月期間が延長されることがあります。)

このことに係る告示は以下のとおりです。

建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限

(平成・年・月・日 高知県告示第・号)

4 建築制限等に関する相談窓口

<県内の建築制限の状況に関すること>

高知県 土木部建築指導課

TEL : 088-823-9891(指導担当)

FAX : 088-823-4119

Email : 172901@ken.pref.kochi.lg.jp

HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/>

<各区域の建築制限の詳細、今後の復興に関すること>

○○市○○課○○担当

建築制限区域

第3章

第二次建築制限

[または災害危険区域による制限]

■第二次建築制限[または災害危険区域による制限]とは

第二次建築制限とは、建築基準法第84条による第一次建築制限の期間が最長で発災後2ヶ月間と規定されていることから、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業の都市計画決定等が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第7条に基づき、必要最小限度（最長で発災後2年間）の建築行為等の制限を行うものである。

被災市街地復興特別措置法 (建築行為等の制限等)

第7条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

また、第一次建築制限の区域のうち、主に津波等により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域については、建築基準法第39条による災害危険区域の指定や防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条による移転促進区域の設定を行うことも考えられる。

建築基準法 (災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

- 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

なお、建築制限の比較については、表2-5（P28参照）による。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(趣旨)

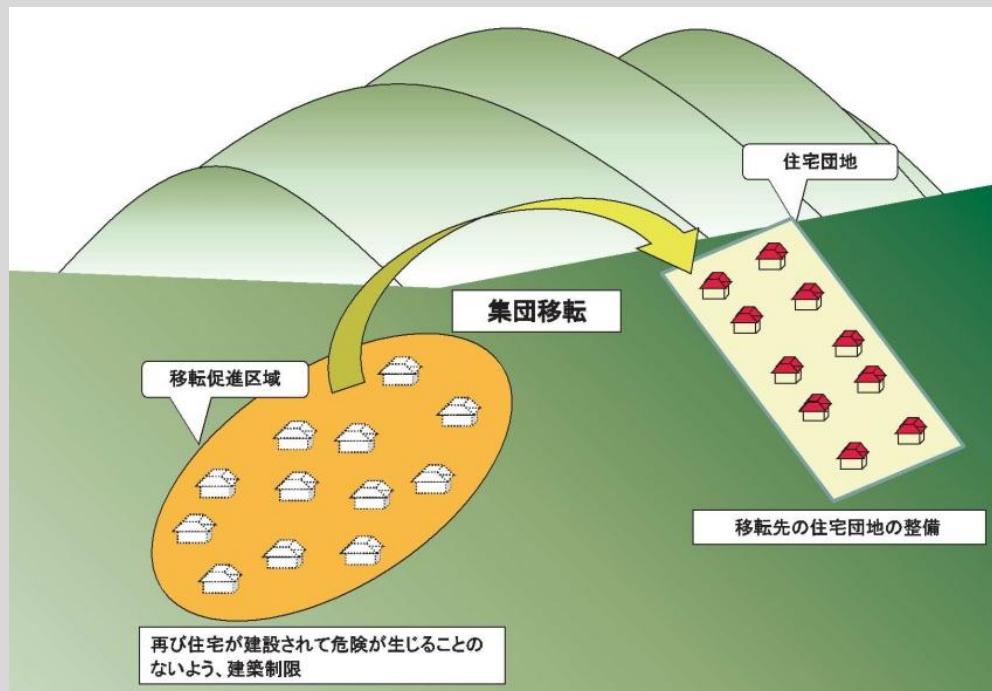
第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。

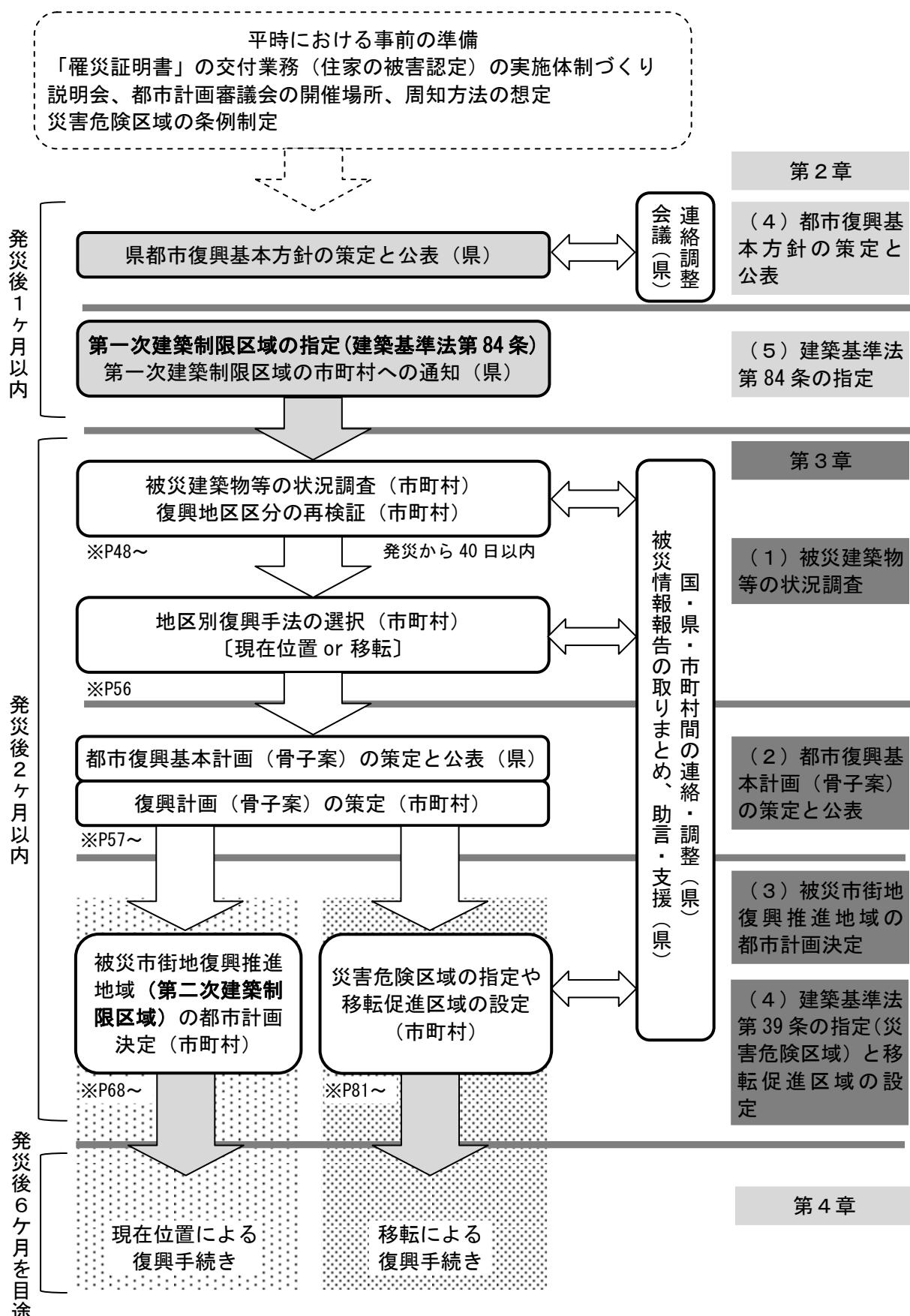
2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によって地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。

【移転促進区域のイメージ】※防災集団移転促進事業についてはP81 参照



出典：東日本大震災復興構想会議 「復興への提言～悲惨のなかの希望～」 H23. 6. 25 より抜粋

【第二次建築制限[または災害危険区域による制限]までのフロー】



（1）被災建築物等の状況調査

①被災建築物等の状況調査の考え方

市町村は、第二次建築制限の実施及び復興都市計画事業等の検討に向けて、被災建築物等の状況を詳しく把握する。

市町村は、第二次建築制限の実施及び復興計画に基づく復興都市計画事業等の検討に向けて、第一次建築制限区域の指定後10日以内（かつ発災後40日以内）に、第2章で作成した家屋被害概況図（P21参照）を更新する。

調査にあたっては、第一次建築制限の区域及びその周辺の家屋被害を把握し、「罹災証明書」交付の際に行われる住家の被害認定調査の結果等を活用するとともに、必要に応じて現地目視調査〔詳細〕を実施する。

現地目視調査〔詳細〕の対象区域は、住家の被害認定調査が大幅に遅れ、第二次建築制限区域としての詳細な範囲設定に影響が生じると見込まれる区域とする。

災害対策基本法

（罹災証明書の交付）

第90条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

東日本大震災では、「罹災証明書」の交付に長期間を要し、被災者支援の実施に遅れが生じた事例も少なくなかったことから、「罹災証明書」を遅滞なく交付すること及び交付に必要な業務の実施体制の確保に平時から努めることが、市町村長の義務であるとして、災害対策基本法の一部改正が行われた。

②被災建築物等の状況調査（案）

被災建築物等の状況調査については、住家の被害認定調査結果の整理や現地目視調査[詳細]により行う。

i) 住家の被害認定調査の結果による判定

住家の被害認定調査は、市町村が「罹災証明書」交付のために行う建物の被害調査であり、内閣府の被害認定基準に基づいて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」の4区分に判定される。

住家の主要な構成要素の被害を経済的価値の観点から評価するものである。

調査の結果は、住家毎に住家被害調査表として取りまとめられるため、この調査表の判定結果を、被災建築物等の状況調査に活用する。

なお、人命に関わる二次被害の防止を目的とした「被災建築物応急危険度判定調査」(P15 参照)とは判断結果の取り扱い等が異なることに留意すること。



(国の調査方法)



(住宅の傾斜の計測)

(出典：内閣府「住宅の被害認定調査」より抜粋)

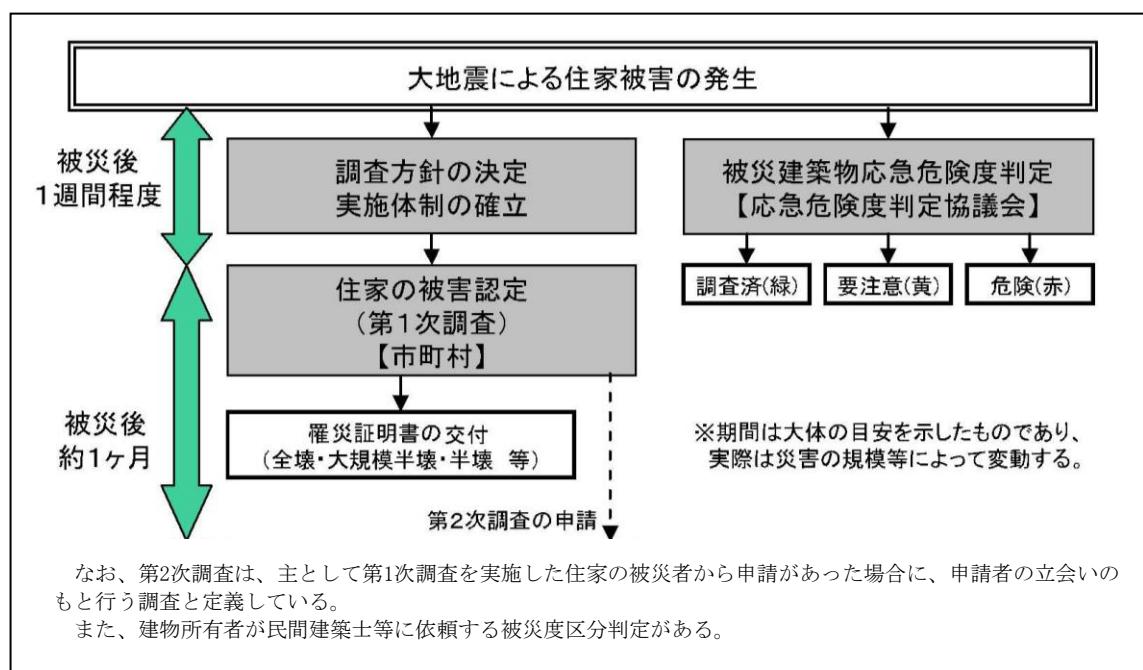


図3－1 発災後1ヶ月程度で行われる2つの建物調査の実施の流れ

出典：内閣府「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」H22 より抜粋

表3－1 発災後1ヶ月程度で行われる2つの建物調査

	住家の被害認定調査 (P49 参照)	被災建築物応急危険度判定調査 (P16 参照)
実施目的	住家に係る「罹災証明書」の発行	余震等による二次災害の防止
実施主体	市町村	市町村 (応急危険度判定協議会等が支援)
判定調査員	行政又は民間の建築士等 (「罹災証明書」交付は行政職員)	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)
判定内容	住家の損害割合の算出 (経済的被害の割合)	当面の使用の可否 (恒久的使用的可否を判定しない)
判定結果	4区分 [全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない]	3区分 [危険（赤色）、要注意（黄色）、調査済（緑色）]
判定結果の表示	「罹災証明書」に判定結果を記載	被災建築物に判定結果を示したステッカーを貼付

【住家の被害認定基準】

被害の程度	認定基準		
	住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合	
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	70%以上	50%以上
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」
より引用

【住家の被害認定フロー：木造・プレハブ（※）】

※：木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅である。

●地震による被害

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当

(2)傾斜による判定

- 外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3)部位※による判定

- 基礎の損傷率が75%以上

該当しない

該当

各部位の損傷程度等(及び傾斜)
から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

該当しない

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

(損害割合50%以上)

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

●水害による被害

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊

(損害割合50%以上)

(2)浸水深による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)
から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

いずれにも該当しない

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参照資料」より引用

東日本大震災では、迅速な住家の被害認定を実施し、速やかに「罹災証明書」を交付するため、津波により流失したことが航空写真で確認できる住家は全壊と判定するなど、簡便な調査方法が内閣府より示された。

被害認定業務の実施にあたっては、建築士等に委託することも可能であるため、市町村は平時から実施体制の確保に努める必要がある。

【住家の損害割合の算出】

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合(部位別損害割合)の合計である。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆例外的な判定方法

一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1/20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】

- ・一見して住家全部が倒壊
- ・一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・地盤の液状化等により基礎のいすれかの辺が全部破壊
- ・外壁又は柱の傾斜が1/20以上

◆外観による判定方法(地震や水害における第1次調査)

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

- ・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁(外壁)」として判定。
- ・水害の場合、浸水深で判定(木造・プレハブ戸建ての1~2階建てで水流等による外力被害がある場合に限る)

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」より抜粋

【住家被害調査表】

住家被害調査表(木造・プレハブ)			整理番号												
住家所在地 所 者 居 住 者 連絡先等	調査日 調査員氏名	年 月 日													
<1>															
<input checked="" type="checkbox"/> 一見して <input type="checkbox"/> 該当する場合は□にチェックし調査終了。該当しない場合<2>へ進む。 -住家全部が倒壊(=全壊判定) <input type="checkbox"/> -住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定) <input type="checkbox"/>															
<2>															
(1)傾斜 *測定結果を下表に記入し、該当するもの□にチェックする。 <table border="1"> <tr><th>測定期所</th><th>水平距離(mm)</th><th>平均</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> -傾斜の状況(スケッチ等) (チェック欄: ()内は下げ振り120mmの場合の例) -1/20以上(100mm以上)=全壊判定。 <input type="checkbox"/> -1/00以上(20mm以上)(30mm以上(0mm未満)=損害割合10%とし、(少)へ進む。 <input type="checkbox"/> -1/00未満(30mm未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/>				測定期所	水平距離(mm)	平均									
測定期所	水平距離(mm)	平均													
(2)部位の損傷状況(傾斜が1/20未満の場合に行う。)															
①屋根 -損傷屋根面割合 <input type="checkbox"/> ... (ア) -損傷割合(%) <input type="checkbox"/> ... (イ) (↑ 各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) -(ア)×(イ) <input type="checkbox"/> ... (ウ) よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= <input type="checkbox"/> %…A															
②柱 (又は耐力壁) -損傷柱の状況 <table border="1"> <tr><th>程度</th><th>柱の本数(本)</th><th>(ア)×(オ)</th></tr> <tr><td>(ア)</td><td>(オ)</td><td>(ア)×(オ)の報計</td></tr> <tr><td>無・軽微</td><td></td><td>—この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td></tr> </table> 10% 25% 50% 75% 100% 合計 <input type="checkbox"/> ... (カ) よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.3(構成比)= <input type="checkbox"/> %…B				程度	柱の本数(本)	(ア)×(オ)	(ア)	(オ)	(ア)×(オ)の報計	無・軽微		—この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。			
程度	柱の本数(本)	(ア)×(オ)													
(ア)	(オ)	(ア)×(オ)の報計													
無・軽微		—この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。													
③外壁 -損傷外壁面割合 <input type="checkbox"/> ... (コ) -損傷程度(%) <input type="checkbox"/> ... (サ) (↑ 各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) -(コ)×(サ) <input type="checkbox"/> ... (シ) よって、壁(外壁)全体の損害割合…(シ)×0.5(構成比)= <input type="checkbox"/> %…C															
④基礎 -外周基礎長 <input type="checkbox"/> m ... (ス) -損傷基礎長 <input type="checkbox"/> m ... (セ) (セ)÷(ス)×100= <input type="checkbox"/> %... (ソ) ※(ソ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/> よって、基礎全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比)= <input type="checkbox"/> %…D															
⑤集計 □傾斜が1/20以上1/30未満のとき -傾斜(15%)+A+C= <input type="checkbox"/> %…E -A+(B1又はB2)+C+D= <input type="checkbox"/> %…F EとFを比較した結果、大きい数値は <input type="checkbox"/> %=住家全体の損害割合 □傾斜が1/60未満のとき A+(B1又はB2)+C+D= <input type="checkbox"/> %=住家全体の損害割合															
⑥特記事項															

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
 (注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」より抜粋

 活用する調査結果

ii) 現地目視調査〔詳細〕の実施

住家の被害認定調査が大幅に遅れる地区では、必要に応じて市町村職員による現地目視調査〔詳細〕を実施する。（P55 参照）

なお、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」の住家の被害認定調査の実施概要を参考にすること。（P54 参照）

●調査方法

- ・2名1組での調査を基本とする。
- ・外観目視によって被害程度の判定を行い、家屋被害状況図に「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」を記載する。
- ・被災状況の撮影や大規模被害の原因と思われる要因について記録を行う。

●現地目視調査〔詳細〕に必要な持ち物

- ・住宅地図（街区の判別ができる地図）：調査用1部、予備用1部
- ・筆記具：赤ボールペン等
- ・住民説明用資料：各種問い合わせ窓口の一覧
- ・既存資料：被災建築物応急危険度判定調査結果
- ・その他：クリップボード、カメラ、携帯電話、ヘルメット、安全靴、マスク、軍手等

●その他

- ・調査時には、被災者から様々な質問があることが想定される。
- ・調査員に対して、被災者への返答方法等を事前に説明することや、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資他）を携帯させることが必要となる。
- ・調査時における職員の被災など、予期せぬ事態に臨機に対応するためにも、市町村災害対策本部などに調査場所や緊急連絡先を必ず伝えて、職員同士の連絡を密にすること。
- ・被災建築物応急危険度判定調査表（P15 参照）を活用して、現地目視調査〔詳細〕を進めることもできるものとする。ただし、被災建築物応急危険度判定（P16 参照）は、発災後直後の余震等による二次災害の防止を目的としているため、『被災建築物応急危険度判定で「危険（赤色）」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊とは限らない』『余震で被害状況が変わる可能性もある』ことを留意すること。

【住家の被害認定調査の実施概要】

◆班体制と役割分担

被害認定は、調査員は2名体制もしくは3名体制で実施する。

・1班2名の場合：調査を行い調査票への記入担当と、写真の撮影担当等といった形で、分担して調査を行う。

・1班3名の場合：1名が現場の案内や住民への対応等を担当することで、他の2人が調査票への記入や写真撮影等に専念する。

◆調査時に使用する機材の例

種別	品目	留意事項
携行品	地図	★ ・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話	★ ・コーディネーターと調査班との連絡手段
	調査員証	★ ・調査員であることを示すもの
調査機材	調査票	★ 一
	筆記用具	★ ・雨天時等の場合も想定する
	画板	★ ・立った状態での調査票記入作業を想定する
	デジタルカメラ (予備電池、メモリカード)	★ ・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池(充電池)の互換性が確保できる。
	調査済証	★ ・重複調査等を避けるためや調査完了を居住者に示すために利用
	下げ振り	★ ・傾斜測定用として使用
	メジャー	・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等

※「★」は必携品

◆調査時間の目安

○1棟あたりの平均調査時間

- ・外観目視調査の平均調査時間：8～30分
- ※一見全壊のみの平均調査時間：3～15分
- ・内部立入調査の平均調査時間：40～90分

○1日の平均調査棟数

- ・外観目視調査の平均調査棟数：30～50棟
- ※非木造のみの平均調査棟数：18～34棟
- ・内部立入調査の平均調査棟数：4～5棟

※能登半島地震・中越沖地震の例。各市町村の実績値のうち最大と最小のものをそれぞれ除いた範囲を示している。

※1棟あたりの平均調査時間から1日の平均調査棟数を算定する場合、移動時間や内部立入調査の場合においては、説明時間等も考慮する必要がある。

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」より抜粋

「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成22年内閣府)等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておき、災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるようにしておくことが望ましい。

現地目視調査〔詳細〕では、家屋被害状況図の更新以外に、大規模な面的被害となった原因の分析を行うことも目的としている。

そのため、建物崩壊(流失含む)、延焼、地盤沈下、液状化、道路閉塞等の状況の家屋被害状況図への記入や写真による記録保存等を行う。

市町村が作成する復興計画に基づく復興都市計画事業等の策定に向けた調査でもあり、現地確認によって、発災後整理された既存資料の時点修正や精査を行うことが望ましい。

【様式6】現地目視調査【詳細】表（記載例）

住家の被害認定調査が大幅に遅れる地区について、必要に応じて実施

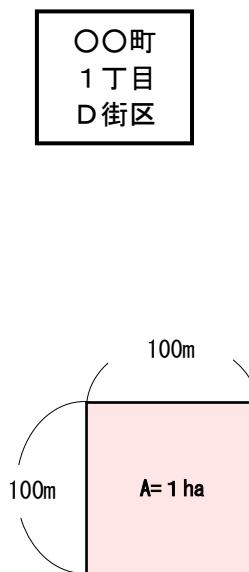
現地目視調査【詳細】表（記載例）

1 調査概要

調査日・時間	〇〇年〇〇月〇〇日	午前・午後〇〇時
調査者氏名	〇〇〇〇、△△△△	
場所	〇〇町1丁目	

2 調査結果

①調査図



②代表写真



【全壊】一見して住家全部が倒壊



【半壊】塗り壁では仕上の大半が剥離・脱落

注1) 調査に使う図面は、住宅地図のコピーなど街区の判別できる地図を用いる。

注2) 長屋、横屋、ガレージ等は母屋の被害状況により判定を記入する。

注3) 損害割合は全壊で50%以上、半壊は20%以上50%未満、無被害は20%未満である。

注4) 現地目視調査表(P18参照)を基本として、詳細版を作成する。

iii) 復興地区区分の再検証

被災建築物等の状況調査で判明した被害状況等から、家屋被害概要図（P21 参照）を更新するなど、復興地区区分（P23 参照）を再検証する。

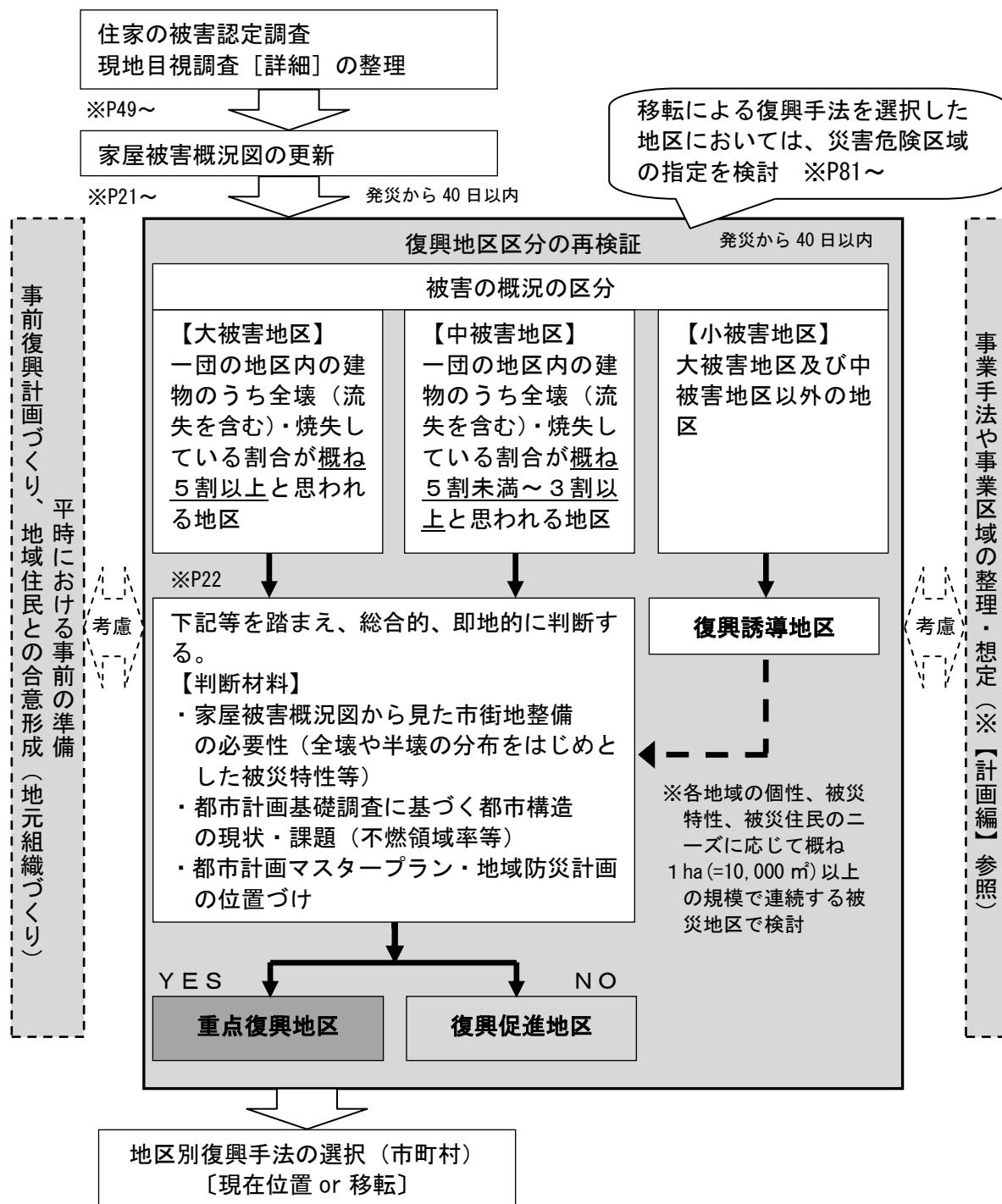


図3－2 復興地区区分の再検証の流れ（基盤未整備地区又は津波による被災地区の場合）

再検証の結果、復興計画の作成に併せて地区の復興まちづくり計画の策定を行うこととなる。重点復興地区とした区域については、第二次建築制限区域設定の基本として取扱う。

(2) 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

① 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表の考え方

県は、市町村の復興計画の作成等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するため、都市復興基本計画（骨子案）を発災後2ヶ月以内に策定、公表する。

県（都市計画課）は、都市復興基本方針の公表を踏まえ、復興の骨格部分となる都市基盤や土地利用などの「都市の復興」の考え方を示した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

都市復興基本計画（骨子案）は、被災住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、市町村の復興計画の作成等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進することを目的として、発災後2ヶ月以内という短期間で公表するものである。

なお、都市復興基本計画（骨子案）は、後の高知県震災復興計画の一部を構成するものである。

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例

（震災復興計画の作成）

第31条 県は、南海トラフ地震の発生後に、早期に県民の生活の再建及び社会経済活動の再開ができるように、市町村が作成する市町村震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに高知県震災復興計画（以下「震災復興計画」といいます。）を作成します。

2 県は、震災復興計画の作成に当たっては、県民等との合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活することができるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。

3 県は、南海トラフ地震の発生後に速やかに震災からの復興に着手することができるよう、あらかじめ、震災復興計画の作成への県民等の参画、被災者の生活の再建への支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法の検討その他必要な対策の実施に努めます。

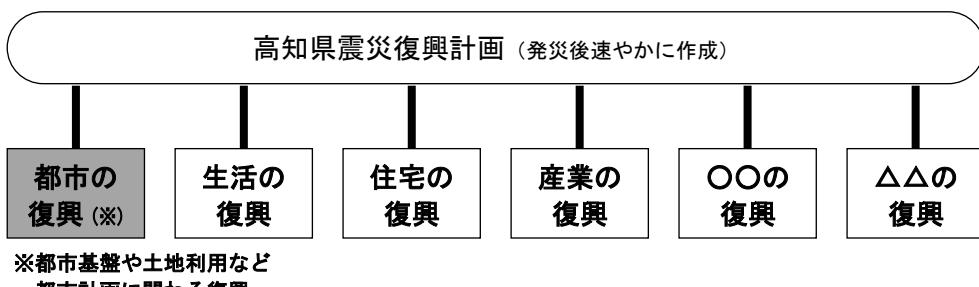


図3-3 高知県震災復興計画における「都市の復興」のイメージ

都市復興基本計画（骨子案）の策定にあたっては、「高知県都市復興基本計画（骨子案）のイメージ」（P60 参照）を参考に、県及び市町村に設けられる震災復興を所管する組織と連絡・調整を図りながら進め、原案を土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮るものとする。

なお、都市復興基本計画（骨子案）の内容は、市町村が被災市街地復興推進地域の都市計画決定（P68 参照）で定める「緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針」（特措法第5条第2項）に反映されるものとなる。

被災市街地復興特別措置法

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
 - 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
 - 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること
- 2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。

②都市復興基本計画（骨子案）策定指針（案）

県は、都市復興基本計画（骨子案）に基本理念、都市の復興の目標、計画期間、都市の復興への取組、土地利用の方針、都市基盤施設の整備方針、被災地域の整備方針を示す。

県（都市計画課）は、市町村の被災市街地復興推進地域の都市計画決定（発災後2ヶ月以内）の方向性を明らかにするため、都市復興基本計画（骨子案）に広域的な観点における都市復興の基本理念、都市の復興の目標、計画期間、都市の復興への取組、土地利用の方針、都市基盤施設の整備方針、被災地域の整備方針を示す。

また、県民と行政が共通の目標を持った連携体制の強化や、各地域（市町村）における復興計画が円滑に策定されるよう支援する。

策定にあたっては、都市復興基本方針（P33参照）を基本に、都市計画区域マスターplan、地域防災計画に基づく考え方を踏まえ、迅速な復興の実現を意識して、具体的な考え方を示す。

また、津波被害を受けた被災地域など壊滅的な被害を受けた市街地の復興にあたっては、将来の災害時の被害を最小化にする「減災」の考え方立って、既存方針にとらわれず、柔軟な都市づくりの考えを示す。

これらの具体的な考え方については、政府が公表する復興基本方針を踏まえながら取りまとめ、被災市町村が作成する復興計画の指針となる。

県（都市計画課）は、都市復興基本計画（骨子案）を策定後、土木部関係各課と調整のうえ、速やかに県民に公表する。

なお、市町村の被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）の都市計画決定に併せて、発災後2ヶ月以内に公表する必要があるため、復興計画を策定する関係各課（生活、住宅、産業等）との公表時期の調整が必要となる。

また、被災した住民が抱く復興に対する不安を解消するため、県及び市町村は、ホームページや広報紙への掲載の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示を行うことにより、県民の理解が得やすい形での周知となるよう努めること。

【高知県都市復興基本計画（骨子案）のイメージ 1/3】

発災後2ヶ月以内

平成 年 月 日

高知県都市復興基本計画（骨子案）

はじめに

「高知県都市復興基本計画」は、○月○日○時に発生した○○地震で甚大な被害が生じた本県において、一日も早い「都市の復興」に向け、『高知県都市復興基本方針』に則り、復興に向けた具体的な取組等を示すものです。

1 基本理念

都市復興基本方針を踏襲

「都市の復興」は、被災状況や都市計画区域マスタープラン等を踏まえるとともに、以下の点に配慮して取り組みます。

- (1) 一日も早い県民の生活再建を図るため、広域かつ甚大な被害が発生している公共土木施設とライフラインについては、各事業主体が一体となり、早期復旧を実施します。
- (2) 県民一人ひとりが復興の主体となり、単なる「復旧」にとどまらず、防災機能に配慮した「都市構造の再構築」を実施します。

2 「都市の復興」の目標

都市復興基本方針を踏襲

- (1) 多重防御による災害に強い都市づくり
- (2) 減災を基本とする安全・安心な都市づくり

3 計画期間

県内の全域に甚大な被害が発生していることから、復興計画としての計画期間は概ね10年間とします。

さらに、計画期間を「基盤復興期間（3年間）」「本格復興期間（4年間）」「更なる展開への連結期間（3年間）」の3期に区分し、特に「基盤復興期間（3年間）」については、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復興させるため、特に集中的な復興に取り組みます。

3つの復興期間

基盤復興期間
(3年間)本格復興期間
(4年間)更なる展開へ
の連結期間
(3年間)

高知県の復興



(概ね10年間)

【高知県都市復興基本計画（骨子案）のイメージ 2/3】発災後2ヶ月以内

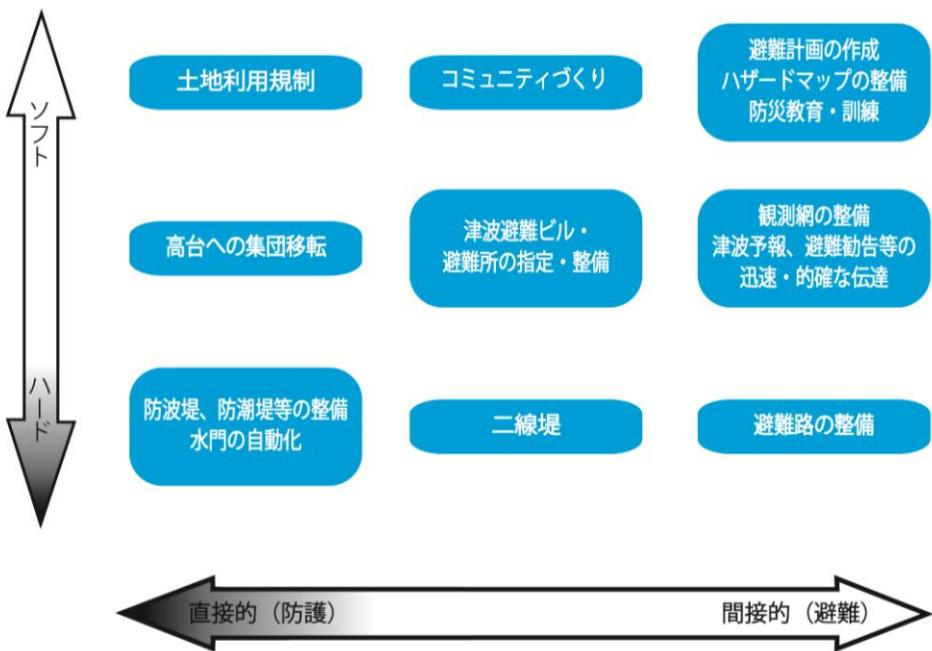
4 「都市の復興」への取組

各地域の立場に立ち、生活復興の諸施策と連携しながら、

その地域にふさわしい施策（防波堤、防潮堤、二線堤、高台移転等の「面」の整備、土地利用・建築構造規制等）を適切に組み合わせた多重防御による災害に強い都市づくりを進めます。

さらに、「逃げる」ことを基本とする防災教育、ハザードマップの充実など、人と人・コミュニティの結びつきを大切にした安全・安心な都市づくりを進めます。

施策のイメージ



※「防波堤」とは、外洋の波浪から港湾や漁港を守り、また津波から陸域を守るため、海中に設置される構造物をいう。

「防潮堤」とは、台風などによる大波や津波等から陸域を守るため、陸上（海岸部）に設置される構造物をいう。

「二線堤」とは、防潮堤よりも陸側にある防御のための構造物をいう。例えば、道路や鉄道線路を盛土構造にして堤防の役割を果たすものなどである。

(1) 土地利用の方針

土地利用については、被災地域に限定するのではなく、都市計画区域マスターplan等において高知県全体の視点から検討した、適正な土地利用への誘導を図ります。

津波による甚大な被害を受けた被災地域については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、住宅地、商業地、業務地、工業地を適切に配置し、必要に応じて建築制限を行うなど安全な居住空間を確保します。

【高知県都市復興基本計画（骨子案）のイメージ 3/3】

発災後2ヶ月以内

（2）都市基盤施設の整備方針

復興の根幹となる都市基盤施設については、単なる原形復旧にとどまらず、被災後も一定の防災機能を維持するよう十分配慮するなど、壊滅的な被害を回避する粘り強い構造を確保します。

広域的インフラについては、関係市町村と適切な役割分担のもと、津波被害から多重防御による都市構造の再構築を図ります。

（3）被災地域の整備方針

県では、被災市町村の立場に立ち、復興計画が円滑に作成されるよう新たな制度設計も含め支援します。

津波による甚大な被害を受けた被災地域については、復興の主体となる各市町村と連携を図りながら、高台移転も含めた実現可能な整備手法を検討します。

③市町村復興計画（骨子案）策定指針（案）

市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（P68 参照）に併せ、必要に応じて、計画区域、計画目標、土地利用に関する方針、目標を達成するために必要な事業を示す復興計画（骨子案）を作成、公表する。

被災市町村は、必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づき復興計画を作成・公表する。

市町村復興計画（骨子案）は、高知県都市復興基本計画（骨子案）との整合をとりつつ、以下の事項を具体的に示すなど、基礎自治体の計画となるようにする。

- 1) 計画区域
- 2) 計画目標
- 3) 土地利用に関する基本方針
- 4) 目標を達成するために必要な事業

策定にあたっては、「事前の準備」として作成した事前復興計画や市町村都市計画マスターplan、地域防災計画に基づく考え方を踏まえたものとする。

計画の目標では、地域住民と協働して取組むことを前提に、市町村は地域特性に応じた復興まちづくりを目指すこととなる。

なお、壊滅的な被害を受けた市街地の復興にあたっては、将来の災害時の被害を最小化する「減災」の考え方立てる、既存方針にとらわれず、柔軟な復興まちづくりを検討する。

また、被災市街地復興推進地域の都市計画決定に併せて、復興計画（骨子案）を公表することが望ましい。公表する場合は、ホームページ及び広報紙への掲載の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示、現地看板の設置を行うなど、広く住民に周知できるよう努めること。

岩手県では、東日本大震災の津波で被災した地域の復興まちづくりを推進するために、最大クラス（L2）の津波による地盤高や構造条件（海岸保全施設）等を踏まえた津波浸水シミュレーションの津波浸水想定から、土地利用や避難施設の配置等についての共通する考え方を「復興まちづくり／土地利用の考え方について」として取りまとめ、県下の各市町村に通知をしている。

[出典：岩手県HP] 復興まちづくり／土地利用の考え方について（素案）

http://www2.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/pdf_doc/tsunamibousai_05_01_sankou_4.pdf

大規模災害からの復興に関する法律

（復興計画）

第十条 [～省略～（P31 参照）]

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

二 復興計画の目標

三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの）をいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）

ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）

ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）

ヘ 都市計画法第十二条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の団地住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。）

チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業

リ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）

ヌ 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十二条第三項に規定する保安施設事業をいう。）

ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）

ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）

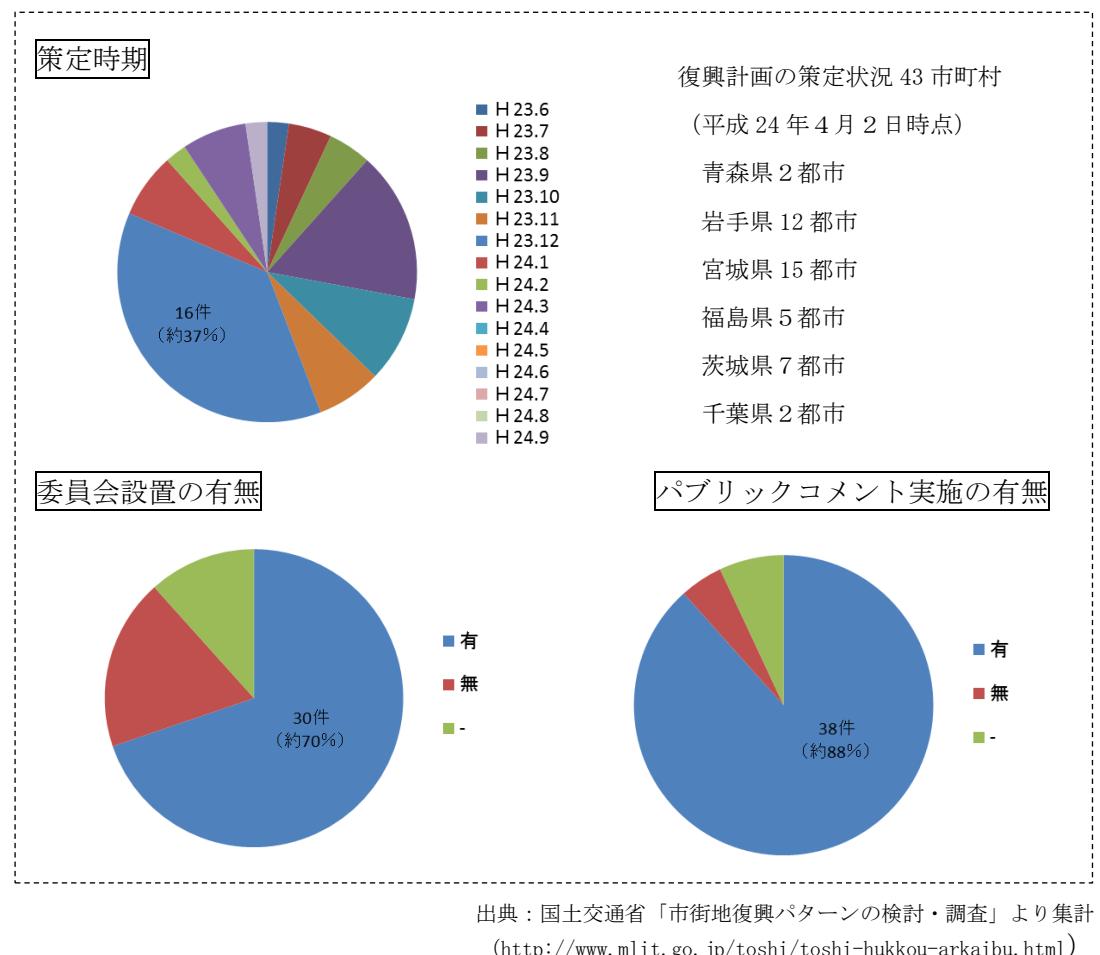
カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

【東日本大震災における復興計画の策定時期等】

国土交通省の公表データによって、平成24年4月2日時点における43市町村の復興計画の策定状況を整理する。

策定時期では、平成23年12月（発災後9ヶ月）が約37%を占め最も多く、最短での策定は平成23年6月（発災後3ヶ月）となっている。

全体の約70%が策定委員会を設置しているほか、全体の約88%がパブリックコメントを実施している。



東日本大震災における復興計画を見ると、津波対策として、リアス式海岸地域においては、高台移転を中心に行うものが多い。平野部地域においては、道路等を盛土により嵩上げした防護線の内側への内陸移転を中心に行うもの、あるいは、防護線内側における現地復興が見られる。内陸地域等、造成宅地の崩壊や液状化の被害が大きかった地域においては、造成宅地の復旧を中心とした計画となっている。

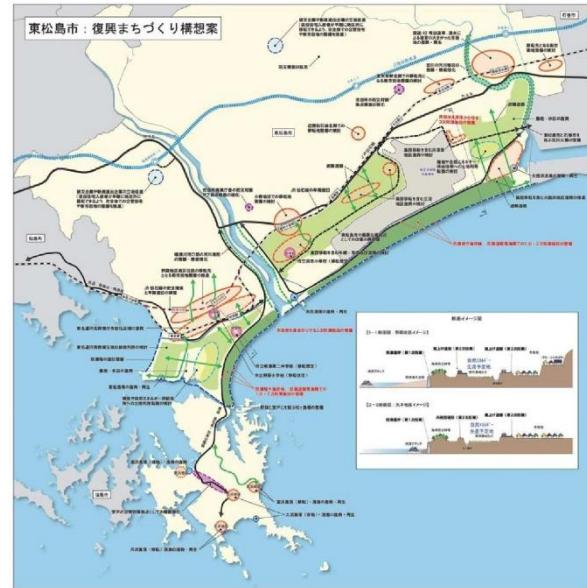
次頁以降に、市町村復興計画（骨子案）の参考となる東日本大震災における市街地整備の方針（土地利用規制含む）の代表例を示す。

【東日本大震災における市街地整備の方針（土地利用規制含む） 1/2】

■高台移転を中心に復興を行う事例：宮城県東松島市

住宅地を一括した一団造成地に移転

- ・津波により被災した市街地・集落のうち、後背に丘陵を持つ地区は高台への集団移転、後背に丘陵を持たない地区については、内陸部への集団移転を原則とする。
- ・コミュニティ単位の移転を基本とし、移転地は既存市街地に近接した区域において市街地の集約化に努める。
- ・津波への対応は、海岸保全施設（防潮堤等）の整備による津波防御を基本とする。多重防御施設と避難により生命を守る。あわせて建築制限等による安全対策を講じる。



■内陸部への移転を中心に復興を行う事例：宮城県仙台市

沿岸部が砂浜であり、低地内に盛土構造の道路等の整備による防擁線を引くとともに、

内陸部へ移転

- ・津波予測浸水深2mを超える地区は、災害危険区域を指定し、住宅の新築・増築を禁止するとともに、西側地域への移転を促進する。
- ・甚大な津波被害を受けた東部地域の再生に向け、多重防御の考え方に基づき、県道塩釜亘理線等の嵩上げや海岸防災林の再生など、津波に対するさまざまな減災対策を講じるとともに、安全な西側地域への移転などにより安全な住まいの確保を図る。
- ・鉄道と連携したバス路線の再編を行い、公共交通ネットワークの強化を図る。



【東日本大震災における市街地整備の方針（土地利用規制含む） 2/2】

■住宅地等の現地復興を中心に復興を行う事例：宮城県多賀城市

津波対策のため、堤防の嵩上げ等により防護施設を強固にすること、かつ、低地内の道路等の高盛土化または宅地の嵩上げにより現地復興

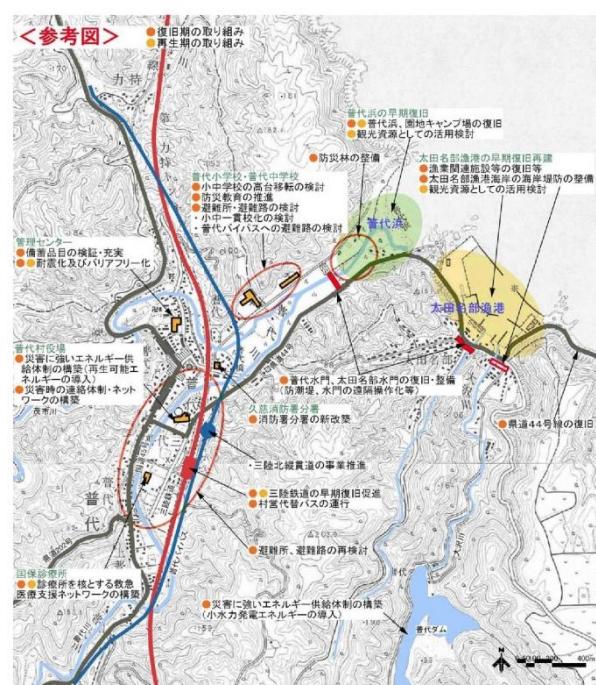
- ・臨海部から砂押川にかけて津波被害を受けたが、基本的に「多重防御」という考え方に基づく津波等対策を講じ、現地再建を行う。
- ・浸水区域においては、防潮堤の整備、道路の中央分離帯を活用した盛土+防潮林の整備、緩衝緑地の空間を活用した盛土+防潮林の整備などを行い、津波の浸水深・流速を抑制しつつ、漂流物を多重防御で抑え、現地での産業及び居住空間の復興を図る。
- ・臨海部住宅地区においては、建物の全壊被害が多いことから、多重防御での対策を図る。



■復旧事業及び津波対策強化の推進を中心とする事例：岩手県普代村

堤防等のインフラ復旧と防災公園等の津波対策関連施設の整備

- ・漁港や漁業関連施設等に甚大な被害が生じたものの、防潮堤や水門が有効に機能したため、市街地における大きな被害は避けられた。
- ・そのため、漁業者を中心とした被災者の生活支援とその復興に優先して取り組むことや、道路、河川などの被害を受けた社会生活基盤の早期復旧、及び災害時の情報伝達手段や防災計画・防災体制の見直しを図ることを主な内容としている。
- ・地区別の市街地整備に関わる方針は、平成32年度を目標年次とする総合発展計画によるものとしている。



（3）被災市街地復興推進地域の都市計画決定

①被災市街地復興推進地域の都市計画決定の概要

市町村は、災害の発生した日から最長2年間の建築行為等の制限が可能となる第二次建築制限を行うため、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（特措法第5条及び7条）を実施する。

市町村は、復興都市計画事業の支障となる建築を防止する必要がある。建築基準法第84条に基づく第一次建築制限（延長の場合、最長で2ヶ月）から第二次建築制限に移行するために、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（特措法第5条及び7条）を行う。

なお、第二次建築制限区域の建築行為等の制限は、災害の発生した日から最長2年間となる。

各建築制限の比較については、表2-5（P28）に示したとおりである。

第二次建築制限区域の建築行為等の制限は、就業機会の創出や地権者等の生活再建に影響を及ぼすことを常に意識することが必要である。

復興都市計画事業等の都市計画決定等、所要の事実が発生した日以後は、第二次建築制限区域は解除されることから、市町村はできる限り速やかに復興都市計画事業の推進（第4章参照）を図ること。

被災市街地復興特別措置法

（市町村の責務等）

第六条 市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

また、県（都市計画課）は、被災市町村長から要請があった場合には、大規模災害からの復興に関する法律第42条に基づき、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、被災市町村に代わって被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことができる。

**大規模災害からの復興に関する法律
(都市計画法の特例)**

第四十二条 国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

2 特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

3 国土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。

4 第一項の規定により被災都道府県に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、都道府県とみなす。この場合において、同法第十八条第一項及び第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第三項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

②指定基準と決定手続きフロー

被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）の指定基準は、第一次建築制限区域の指定基準（P35 参照）を基本とし、復興都市計画事業の実施を見据えたものとする。

市町村は、復興地区区分の再検証後、地区別の復興手法を選択のうえ、速やかに県（都市計画課）に被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）の事前協議を行う。

なお、決定手続きは、通常の都市計画決定と同様とする。

[提出先]

高知県土木部都市計画課

住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎6階）

TEL：088-823-9846（計画担当直通）、[77-72-9846：防災行政無線]

FAX：088-823-9349

MAIL：171701@ken.pref.kochi.lg.jp

市町村における都市計画の担当部局は、市町村災害対策本部に、これらについての情報提供を行い、災害時における土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図ること。

復興住宅等の供給と復興都市づくりの一体的な推進を図るため、県（住宅課）との住宅供給に関する計画等との連携、内容の調整を図るものとする。

県（都市計画課）は、市町村から事前協議のあった第二次建築制限区域（案）について、隣接市町村の境界部など広域的調整を図る必要がある場合は、土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議（事務局：都市計画課）」において調整する。（P129 参照）

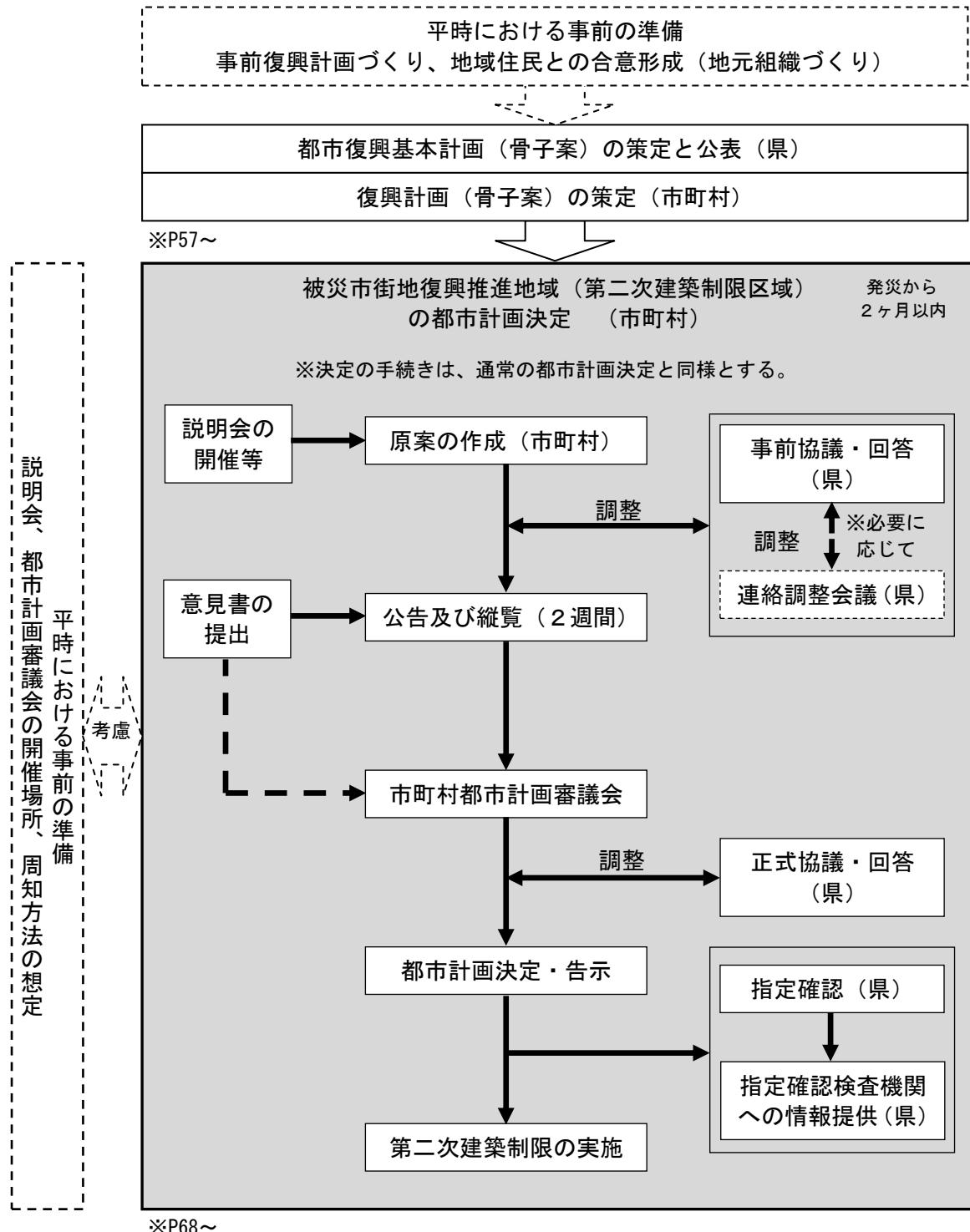


図3－4 被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きフロー

なお、市町村は、大規模災害からの復興に関する法律第11条に基づく復興計画に関する協議会を設け、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンステップで処理できるものとなっている。（第12条）

大規模災害からの復興に関する法律

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定により立てられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

③手続き事項

市町村は、都市計画法に基づき被災市街地復興推進地域に関する都市計画を決定・告示する。

i) 都市計画に定める事項（都市計画法第10条の4第2項、令第4条の5、特措法第5条第2項）

- ア. 名称
- イ. 位置
- ウ. 区域
- エ. 区域の面積
- オ. 緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（復興方針）
 - ・地域の整備改善の目標
 - ・土地利用の方針
 - ・公共施設の整備の方針
- カ. 建築行為等の制限が行われる期間の満了の日

ii) 都市計画図書（都市計画法第14条）

ア. 総括図

図面は、縮尺1/25,000以上とし、原則として市町村で作成している都市計画図を用いる。表示方法は、区域を朱色の実線（幅1mm）で囲み、その区域の周辺部の見やすい位置に引出線を用い、名称、面積を表示する。

イ. 計画図

図面は、縮尺1/2,500以上の地形図を用いる。表示方法は、区域を朱色の実線（幅1mm）とし、折点には○印（直径3mm）を付し明確に表示する。

ウ. 計画書（P80参照）

iii) 参考図書

ア. 被災状況図

縮尺1/2,500以上の地形図に被災状況（全壊、半壊）を着色し、被災率（全壊数と半壊数の和を全棟数で除した値）を表示したもの

イ. 緊急復興方針図

土地利用や骨格となる都市施設（幹線街路、近隣公園等）の配置を表示したもの

④被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）を決定する際の留意事項

被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）は、災害の発生した日から最長2年間となるため、復興方針にあわせて、建築制限の内容についても十分な説明及び周知徹底を行う。

市町村は、発災後2ヶ月以内という短期間で被災市街地復興推進地域（第二次建築制限区域）を決定する必要があるため、平時から住民意見の反映及び周知方法を確立する必要がある。また、甚大な被害状況を想定のうえ、地元説明会、市町村都市計画審議会の開催を想定しておくこと。

i) 地元説明会（公聴会）の開催（都市計画法第16条）

地元説明会を開催する際は、被災者に復興方針（緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針）を説明のうえ、建築制限の内容についても十分な説明を行う必要がある。

市町村は、ホームページや広報紙への掲載の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示など、第一次建築制限と同様の措置を講じること。（[様式5]周知文：P43参照）

また、市外等遠方に避難している被災者への周知についても配慮する必要があることから、他の都道府県や市町村の広報紙等（広報、ホームページ等）への建築制限についての掲載等の依頼について検討する。

ii) 案の縦覧（都市計画法第17条第1項）

都市計画案の縦覧（2週間）にあたっては、縦覧場所への交通手段のない被災者に配慮し、地元説明会（公聴会）と同様の措置を講じること。

iii) 意見書の提出（都市計画法第17条第2項）

意見書の提出方法は郵送または持参に限定せず、ファックスなど、広く被災者の意見が反映できる措置を講じること。

iv) 市町村都市計画審議会（都市計画法第19条第1項）

審議会の開催にあたって、委員が被災者となることも想定されることから、半数以上の出席が可能となるよう、発災後速やかに委員の安否情報を確認することが望ましい。

なお、各専門分野について、新たな委員候補者名簿を事前に準備しておくことも考えられる。

また、審議会の開催場所について、被災状況を想定のうえ、平時において複数の施設を選定しておくことも考えられる。

V) 指定確認検査機関への情報提供

県（建築指導課）は、知事が指定した指定確認検査機関に対し、建築基準法第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、第二次建築制限の内容を情報提供する。

また、県は国に対し、建築制限の内容が国土交通大臣が指定した、指定確認検査機関に速やかに連絡されるよう要請する。

vi) 建築確認等の相談窓口の設置

高知市以外の地域における建築確認申請に関する問い合わせ等に対処するため、県（建築指導課）は電話による相談窓口を設置する。

なお、高知市内における問い合わせ等は、高知市建築指導課が適切に対応するものとする。

vii) 土地の買取り等

建築行為の許可を受けられなかった土地所有者等は、土地の利用に著しい支障をきたすことを理由に、都道府県、市町村、その他政令で定める者に対して、買取りを申し出ることができる。

都道府県、市町村、その他政令で定める者は、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。（特措法第8条）

被災市街地復興特別措置法

（土地の買取り等）

第8条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一 前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

【東日本大震災（宮城県）における事例】

建築基準法第84条を指定した殆どすべての市町（P37参照）が、被災市街地復興推進地域（制限期間は、最長で平成25年3月10日まで）に移行している。建築基準法第84条による建築制限が平成23年11月10日に解除される前に、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行っている市町もある。

表 被災市街地復興推進地域

H26.2 現在

市町名	地区名	都市計画区域	決定告示年月日	面積(ha)
気仙沼市	鹿折・魚町・南町地区	気仙沼都市計画	平成23年11月11日	約84.9
	南気仙沼地区			約137.3
	松岩・南瀬地区			約44.5
南三陸町	志津川地区	志津川都市計画	平成23年11月11日 (平成24年9月18日)	約123.4
石巻市	石巻西部地区	石巻広域都市計画	平成23年9月12日	約207.9
	石巻中部地区			約226.2
	石巻東部地区			約15.3
女川町	女川	石巻広域都市計画	平成23年11月11日 (平成24年3月30日)	約226.4
東松島市	東松島大曲地区	石巻広域都市計画	平成23年11月1日	約54.4
	東松島野蒜地区		平成23年11月11日 (平成24年5月30日)	約203.6
名取市	閑上地区	仙塩広域都市計画	平成23年11月11日 (平成24年3月30日)	約121.8
仙台市	蒲生北部地区	仙塩広域都市計画	平成24年11月1日	約108.0
計	12地区	4都市計画区域		約1,553.7

⑤書式例

被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きに関する書式例を以下に示す。

i) 事前協議 書式

【様式7】事前協議 県←市・町

発災後40日以内（目標）

課代表メールで資料一式を提出する場合には、公印の必要はありません

番号
平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○市（町）長 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（事前協議）

このことについて、都市計画法第19条第3項の協議を行う予定であるが、
都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ県の意見を伺います。

【様式8】事前協議 県→市町

必要に応じて連絡調整会議を実施

番号
平成 年 月 日

○○市（町）長 ○○ ○○ 様

高知県知事 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（回答）

平成 年 月 日付け番号にて事前協議のありました標記の件について、
異存はありませんので、都市計画法第16条第1項以降の都市計画法に
定められる手続きを進めてください。

ii) 知事への協議 書式

【様式9】協議 県←市・町

都市計画審議会開催後速やかに

番 号
平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○市（町）長 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（協議）

のことについて、都市計画法第19条第3項の規定により、協議を申し出ます。

課代表メールで資料一式を提出する場合には、公印の必要はありません

【様式10】協議 県←市・町 協議「素案」と「案」が変わらない場合

番 号
平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○市（町）長 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定の協議申出に係る提出資料について

のことについて、本申請に係る計画書、総括図、計画図及びその他の提出資料は平成 年 月 日付け番号で申請を行った際に提出した資料と変更ありません。

【様式11】協議 県→市

番号
平成 年 月 日

○○市長 ○○ ○○ 様

高知県知事 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

平成 年 月 日付け番号にて協議のありました標記の件について、支障ありません。

なお、都市計画法第20条第1項の規定による告示を行った際には、図書の写しを送付してください。

【様式12】同意 県→町

高知県指令○○高都計第○○号

○○町長 様

平成 年 月 日付け番号で協議のあった被災市街地復興推進地域の都市計画決定については、都市計画法第19条第3項の規定により、同意します。

また、都市計画法第20条第1項の規定による告示を行った際には、図書の写しを送付してください。

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○

iii) 計画書書式

○○都市計画被災市街地復興推進地域の <u>決定</u> 変更 (○○市決定)	
都市計画○○被災市街地復興推進地域を次のように <u>決定</u> 変更 する。	
名称	○○被災市街地復興推進地域
位置	○○市○○町○○丁目、××丁目
面積	約 ha
緊急かつ健全な復興 を図るための市街地 の整備改善の方針	○○○○、○○○○。
被災市街地復興特別 措置法第7条の規定 による制限が行われ る期間の満了の日	平成○年○月○日
「区域は計画図表示のとおり」	
理由 ○○○○、○○○○。	

注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。

注3) 「緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針」は、地域の整備改善の目標、土地利用の方針、公共施設の整備の方針、想定される整備手法等を都市復興基本方針及び都市復興基本計画（骨子案）に基づき適宜記載する。

例1：「当地区では、土地区画整理事業等の施行により、地域の安全性、利便性に配慮した道路網を構成するとともに、防災性にも配慮した公園を適宜配置し、安全で快適な市街地の形成を図る。」

例2：「当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。」

注4) 「法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日」は、被災市街地復興推進地域を定める区域に、例えば、既に土地区画整理事業が都市計画決定されている場合においては、「当該区域においては、既に○○土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示が行われているため制限が行われない。」と記載する。

また、土地区画整理事業が同区域に同時に都市計画決定される場合においては、例えば「△土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示の日」と記載する。

注5) 「理由」は、位置、区域等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明する。

例：「本地域は、○○地震により地域内の建物の大部分が倒壊し、早期の復興が必要である。このため、土地区画整理事業を促進し、安全で快適な地域整備を実現するため、本案のように決定する。」

（4）建築基準法第39条（災害危険区域）の指定と 移転促進区域の設定

①都市の復興における災害危険区域と移転促進区域の考え方

防災集団移転促進事業を推進する事業主体となる市町村は、災害危険区域の指定、移転促進区域の設定を行う。

防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域又は「災害危険区域」のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を目的とした事業である。

すなわち、防災集団移転促進事業は、津波等による甚大な被害を受けた市町村が、その復興にあたって、被災した地区に居住していた住民の住居を安全な場所へ集団的に移転させる場合に活用することが考えられる。

i) 災害危険区域

防災集団移転促進事業では、住居の集団的移転が行われた後に、再び津波等の災害に対して脆弱な構造の住宅が建設されることがないよう、移転跡地を「災害危険区域」に指定し条例による建築制限を行うことが、「移転促進区域」内の宅地等の買取に対する国庫補助の要件となっている。

ii) 移転促進区域

防災集団移転促進事業では、災害が発生した地域又は「災害危険区域」のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域を「移転促進区域」として設定する。

なお、具体的な防災集団移転促進事業の内容については、以下の資料などを参考にすること。

- 国土交通省「集団移転促進事業計画作成マニュアル」H24.5
- 国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）」H25.9

東日本大震災の被災地においては、市町村の復興計画の円滑な実現を図るとともに、地域の実情に合わせた事業実施を図る観点から、防災集団移転促進事業の制度改正（地方負担が発生しないなど）が実施されている。

【東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業の概要】

制度の概要

■対象地域
復興特区法に基づく復興交付金事業計画の区域

■事業主体
東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等及びこれらが存する道県

■事業計画の策定等
本事業を実行する地方公共団体は、移転促進区域、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について定めた集団移転促進事業計画（事業計画）を国土交通大臣の同意を得て策定しなければなりません。ただし、道県が事業計画を策定するには、予め市町村が復興特区法に基づく復興整備計画を策定していなければなりません。なお、国土交通大臣の同意を得た上で、本事業に関する事項を記載した復興整備計画を公表した場合、事業計画が策定されたものとみなされます。

●移転促進区域
東日本大震災の被災地の中で、住民の生命、身体及び財産を津波等の自然災害から保護するために、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域です。

●住宅団地の整備
住宅団地は「①5戸以上」かつ「②移転住戸の半数以上」の住宅が集団的に建設できる規模でなければなりません。ただし、活用可能な既存公営住宅がある等の理由により②の要件を満たす必要がないと国土交通大臣が認める場合は、②の要件は適用されません。

■国の補助等（東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税による措置）

補助対象経費に対して補助率（ $3/4$ 、ただし事業計画等策定費は $1/2$ ）分の復興交付金が交付され、さらに、地方負担分について以下の措置が講じられるので、地方負担は発生しません。

1) 地方負担分の $1/2$ について追加的に復興交付金を交付
2) 残りの $1/2$ について震災復興特別交付税を交付

$3/4$ (計画策定費の場合は $1/2$)	$1/8$ ($1/4$)	$1/8$ ($1/4$)
-----------------------------	--------------------	--------------------

復興交付金

震災復興特別交付税

事業費

$3/4$ (計画策定費の場合は $1/2$)	$1/8$ ($1/4$)	$1/8$ ($1/4$)
-----------------------------	--------------------	--------------------

復興交付金

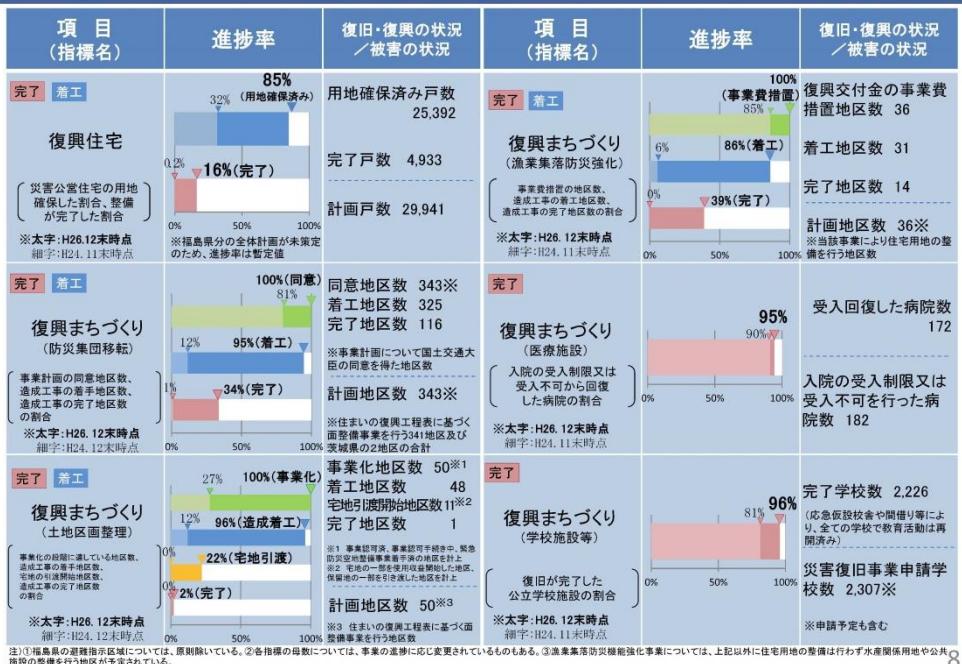
震災復興特別交付税

事業計画等の策定

出典：国土交通省「東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業」パンフレットより抜粋

【東日本大震災における事例】

防災集団移転促進事業は、平成26年12月時点で同意地区数は343地区、着工地区数325地区、完了地区数116地区であり、非常に多くの地区で適用されている。



出典：復興庁「復興の現状と取組」H27.3.10 より抜粋

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法】

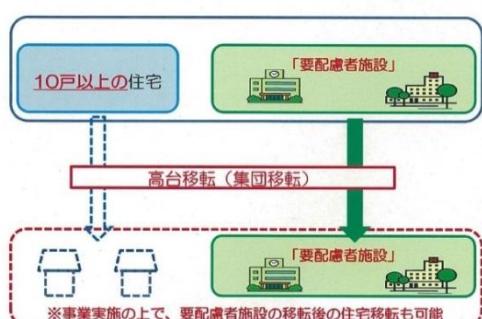
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法においては、津波避難対策緊急事業計画に基づく防災集団移転促進事業に係る特別措置などがある。

集団移転促進事業の弾力的運用（要配慮者施設からの段階的事業実施）

第十二条

- 三 集団移転促進事業（第16条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。）
- 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

集団移転促進区域（災害危険区域の指定の柔軟運用）



<以下の3点の弾力的運用を措置>

- ① 災害危険区域の指定内容の運用を住宅の建築（新築、増築、改築等）の禁止から部分的許容（増築、改築は許容）に緩和して運用
- ② 初期計画では当面同意のとれた10戸以上の建物と要配慮者施設を事業計画に定めることを可能とする（暫定型計画）
- ③ 3号に「集団移転促進事業」を規定するとともに、4号の施設を「集団移転促進事業に関連して」移転するものと規定することにより、住居移転と要配慮者施設移転の前後関係を法文上はリンクさせないことを明記し、住居や要配慮者施設の移転の実施の前後は問わず、要配慮者施設から移転して最終的に住居が移転すれば足りることとする

出典：内閣府資料「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 より抜粋

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

（集団移転促進法 の特例）

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号 及び第七条第一号 の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号 中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）」と、集団移転促進法第七条第一号 中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

（集団移転促進法 の特例）

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号 及び第七条第一号 の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号 中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）」と、集団移転促進法第七条第一号 中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

（地方債の特例）

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。）については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条 の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。

②災害危険区域の指定

地方公共団体は、津波等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するとともに、同区域における建築物の建築その他の制限で災害防止上必要なものを条例で定めることができる。

i) 手順

津波等を軽減するために区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等を規制することを検討する。

指定の手順は概ね次のとおりである。

- ア. 被災範囲及び被災状況の把握
- イ. 災害危険区域の範囲の検討、学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施
- ウ. 被災者の移転、再建に関する意向の把握
- エ. 災害危険区域条例の作成
- オ. 条例による災害危険区域の指定

なお、東日本大震災での事例（P37 参照）においては、災害危険区域の指定は、発災後1年以上が経過している。迅速な復興のために、「事前の準備」として災害危険区域条例を制定（改正）することが望ましい。

ii) 留意点

災害危険区域の指定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、地権者に対しては大きな利用制限となる。このため、区域指定前に被災者に対する十分な意向把握の実施と災害危険区域設定に対する理解を図ることが必要である。

③移転促進区域の設定

市町村は、防災集団移転促進事業を実施しようとするときは、移転促進区域、移転促進区域内にある住居の数などを示した集団移転促進事業計画を定めなければならない。

i) 手順

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

集団移転促進事業計画作成にあたっては、以下の事項について、検討すること。移転促進区域内の全ての住居の移転について、関係者の合意形成に向けた努力を続けることが重要である。

- ア. 関係被災者の意向調査
- イ. 住宅団地の適地調査・測量及び用地取得価格の検討
- ウ. 住宅団地の整備構想の検討
- エ. 住宅団地の造成方法等の検討
- オ. 住宅団地における住宅の意匠・形態等に関するルールの検討
- カ. 住宅団地における住宅の生産方式の検討（地域材活用・地元事業者活用等）
- キ. 移転促進区域内の土地の買取価格等の検討
- ク. 住宅団地における住宅敷地等の譲渡価格及び資料の検討
- ケ. 関係被災者に対する広報
- コ. その他事業計画の策定に当たって必要な事項

ii) 留意点

移転促進区域には、居住に適当でない区域のうち住宅用地及び当該住宅用地に介在する土地を設定する。移転促進区域内の土地で買取対象になるのは、宅地又は農地のみである。雑種地、原野等は買取の対象にならない。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(集団移転促進事業計画の策定等)

第3条 市町村は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 集団移転促進事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 移転促進区域

二 移転促進区域内にある住居の数及び移転しようとする住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」という。）の数及び当該移転者の属する世帯の数

三 住宅団地の整備又は住宅団地における住宅の整備に関する事項

四 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事項

五 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備に関する事項

六 移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」という。）の買取り及び植林その他農地等の利用に関する事項

七 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項

八 移転者の住居の移転に関する事項として必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項

九 移転者の住居の移転に対する補助に関する事項

十 集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画

iii) 様式

【集団移転促進事業計画を定める場合】協議申出書

番 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 氏名 殿

市町村長 氏名 印

集団移転促進事業計画協議申出書

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律により、集団移転促進事業を実施したいので、同法第3条第1項の規定に基づき、集団移転促進事業計画に同意されるよう協議の申出をします。

備考 集団移転促進事業計画は、別に国土交通大臣が定めるところにより作成し、この申出書に添付すること。

④災害危険区域の指定、移転促進区域の設定に関する時期

移転促進区域の設定と災害危険区域の指定の順序には特に定めはなく、防災集団移転促進事業を実施しやすい方法で行うことができる。

防災集団移転促進事業は、関係被災者の合意の下で事業を進めるいわゆる任意事業である。

このため、事業の円滑な実施のためには、「移転促進区域」とすることを予定している区域内の被災者の経済状況や移転に関する意向を十分に把握した上で、事業計画を策定することが重要である。

住居の集団的移転が行われた後に、再び津波等の災害に対して脆弱な構造の住宅が建設されることがないよう、移転跡地を建築基準法第39条第1項に基づく「災害危険区域」に指定し条例による建築制限を行うことが、「移転促進区域」内の宅地等の買取に対する国庫補助の要件となる。

しかしながら、「移転促進区域」の設定と「災害危険区域」の指定の順序には特に定めはなく、事業を実施しやすい方法で行うことができる。

なお、東日本大震災の被災地の状況により、
 <災害危険区域先行型>と
 <移転促進区域先行型>に大別されている。

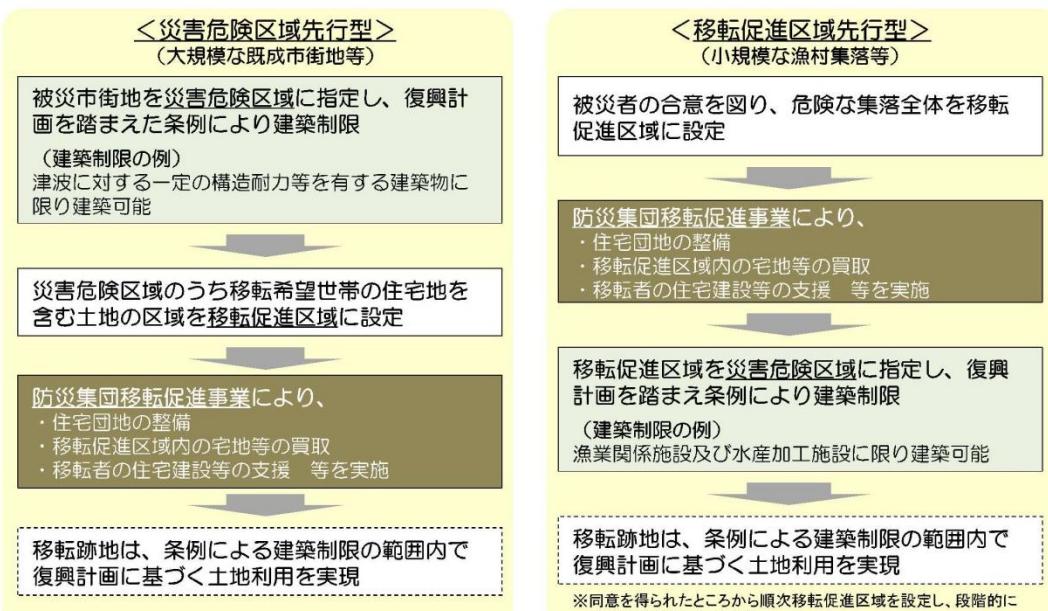


図3-4 防災集団移転促進事業の進め方

出典：国土交通省「東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業」パンフレットより抜粋

第4章

地区の復興まちづくり

■地区の復興まちづくりとは

地区の復興まちづくりとは、地区別復興手法（P56）に基づき、第二次建築制限区域（現在位置による復興）または災害危険区域（移転による復興）内での具体的な復興に向けた取組である。

地区の復興まちづくりを進めるため、県では、都市復興基本計画（骨子案）をベースとして「都市復興基本計画」を策定し、被災市町村が主体となって策定する「地区の復興まちづくり計画」を支援する。また、市町村では、復興計画の根幹をなすまちづくり計画が円滑に策定されるよう、被災住民と合意形成を図りながら、「地区の復興まちづくり計画」を策定する。

「都市復興基本計画」及び「地区の復興まちづくり計画」は、県及び市町村が策定する「復興計画」の一部を構成するものとなる。

市町村は、「地区の復興まちづくり計画」の策定と並行して、地区毎に住民の意向を尊重した具体的な復興事業の検討を進め、発災後6ヶ月以内を目途に、復興都市計画事業の都市計画決定等を行う。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日公布）は、東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県復興方針や市町村の復興計画などについて、あらかじめ法制化を図るものである。本法では、復興計画に記載する復興整備事業についての許認可等の一括処理などの特例を設けており、地方公共団体の事務負担の軽減にも寄与するものとなっている。（P91 参照）

大規模災害からの復興に関する法律

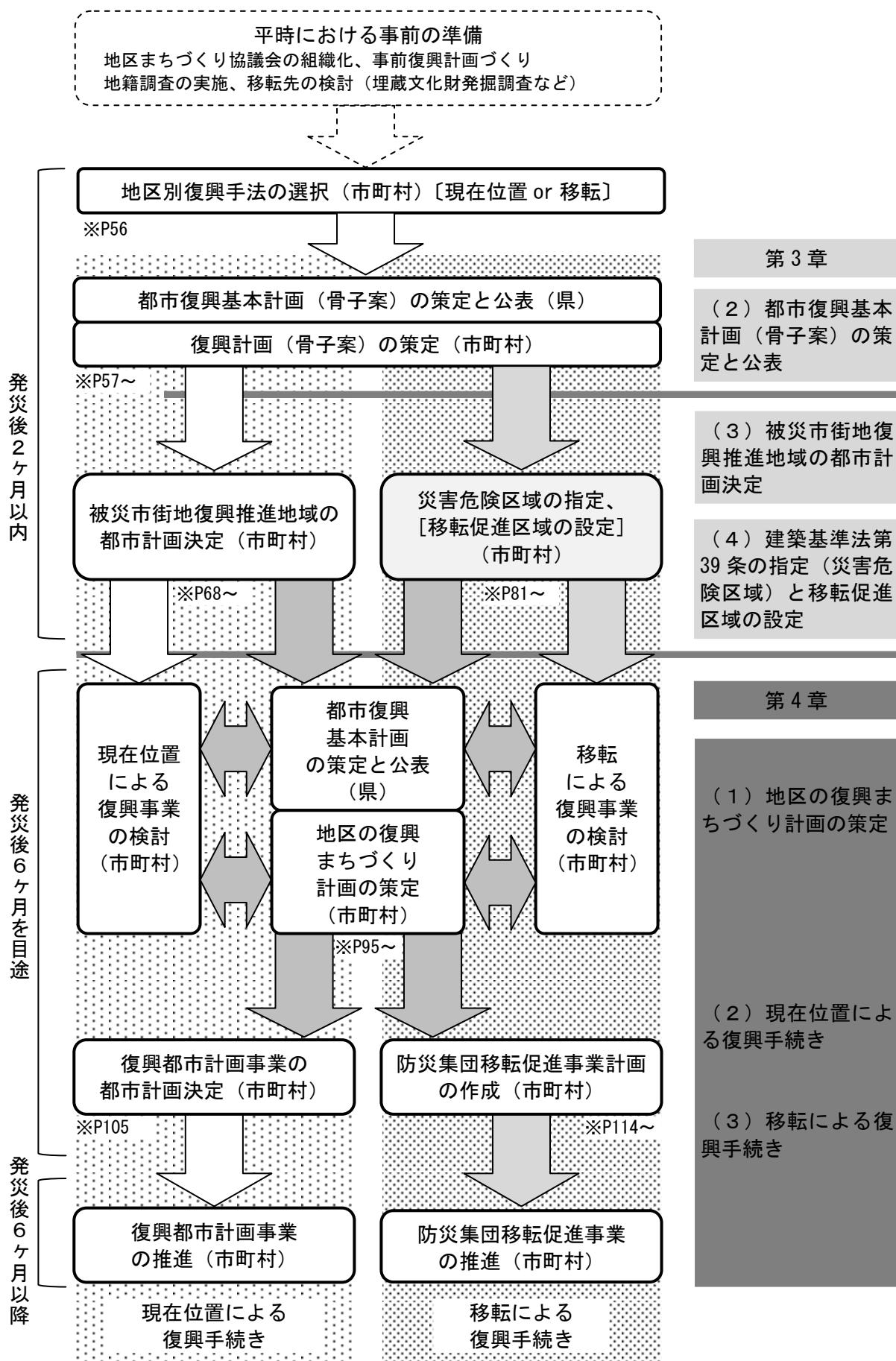
（目的）

第一条 この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

更に、都道府県（全国知事会）は、現場の実態に即した実効性のある制度・運用を求め、災害対策法等の見直しを求めている。（P92 参照）

市町村は、地区毎の復興まちづくりの検討や実施を行う際には、このような災害対策法等の見直しの動向や復興財源に関する手続きを含めた措置（P93 参照：東日本大震災の場合）など、復興全体の流れを常に意識する必要がある。

【現在位置または移転による復興の事業推進でのフロー】



【大規模災害からの復興に関する法律の創設と災害対策基本法の改正】

平成25年6月21日公布

大規模災害からの復興に関する法律の概要

背景
東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとすること。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとすること。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこで協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとすること。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとすること。等

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとすること。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとすること。

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとすること。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとすること。等

平成24年6月27日公布・施行

参考

第1弾 災害対策基本法の改正の概要

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防・救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題
(第1弾改正時にお示ししたもの)

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

[出典：内閣府HP] 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/fukkou_01.html

91

【都道府県による災害対策等の見直しに向けた取組】

平成25年7月8日、9日に開催された「全国知事会議」において、以下の報告が行われた。

災害対策法制等の見直しに向けた取組について

報告2

危機管理・防災特別委員会
委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

見直しの理由

東日本大震災から得られた教訓を生かし、大規模広域災害に備えるため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」（H23.10月設置）の報告等を踏まえて法改正が行われたもの。



第1弾（H24年6月）

緊急を要するものについて、第1弾として災害対策基本法を改正

- 自治体間の応援業務や広域避難について、国・都道府県による調整規定を新設
- 要請等を待たずに、国等が自らの判断で物資等を供給できる仕組みを創設
- 「災害教訓の伝承」を住民の責務として明記
- 防災教育の努力義務化

第2弾（H25年6月）

災害対策基本法の改正

- 災害応急対応の国による代行規定の新設
- 広域避難の協議を国が代行
- 要援護者名簿の作成の義務化
- 罹災証明書の速やかな交付の義務化
- 各種規制の一部適用除外

大規模災害からの復興に関する法律の制定

- 復興本部や基本方針に係る規定の新設
 - 復興計画事業等に係る許認可の特例
 - 災害復旧事業に係る国等による代行
- ※恒久法により、迅速な復興を目指す。

上記の間、防災担当大臣に対して、機会を捉え全国知事会としての要望等を申し入れ



残された主な課題

○大規模・広域・複合災害（原子力複合災害を含む）への対策強化

（南海トラフ巨大地震、首都直下地震及び富士山噴火など、想定される巨大災害も見据えた対応）

○包括的な適用除外措置

○災害対応に係る専属組織の創設

○災害救助法の見直し（国への直接請求、期間・用途制限の撤廃 等）

○復興に係る基本的な枠組みの創設（復興の理念、復興財源 等）

○既存会計制度の緩和

東日本大震災の教訓等を踏まえ、想定される巨大災害等に備えるため、現場の実態に即した実効性のある制度・運用を求める、今後も各都道府県の意見を集約し、第3弾の見直しを行うよう、政府等に対して要望する。

出典： 全国知事会議（H25.7.8～9） 報告2「災害対策等の見直しに向けた取組について」

【東日本大震災での特例措置を受けるための3つの計画（1/2）】

○東日本大震災復興特別区域法の枠組み

被災の状況や復旧・復興の状況は、地域毎に異なる。また、復興にあたって中核となる産業など、復興に向けた方向性も様々である。そこで、地方公共団体が地域の状況や特性を踏まえて自ら作成したオーダーメードのメニューに基づき、地域限定で思い切った特例措置を実現し、復興を加速する仕組みが、「復興特区制度」である。

特例を受けるためには、特例の種類によって「復興推進計画」「復興整備計画」「復興交付金事業計画」を作成する。



出典：復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料 2014年5月」より抜粋

5

○復興整備計画

復興整備計画は、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画である。復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続の一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）が適用される。

復興整備事業は、復興に向けたまちづくり・地域づくりのための事業であり、地域の住民の方々の意向を反映しながら、構想から実施に至るプロセスを順次進めていくことが重要である。

このため、復興整備計画は、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、隨時、適用しようとする特例措置に応じた手続きを経て記載事項を追加できることとしており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することで、復興整備事業の円滑・迅速な実施につなげていくことをその狙いとしている。

【東日本大震災での特例措置を受けるための3つの計画（2/2）】

○復興整備計画に基づく事業の実施

<p>事業に必要な許可の基準の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の土地利用規制にかかわらず、事業の実施を可能に <ul style="list-style-type: none"> 開発許可の立地基準（市街地のスプロール防止を目的とした開発規制の基準）の不要化 農地転用の許可基準の弾力化（農用地区域内の農地であっても復興のため必要かつ適当であり、被災地の農業の健全な発展に支障がない場合は転用可能）等 <p>上記のほか、 都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続をワンストップで処理可能とする 一住民等との調整手続（公告・縦覧、意見書の提出等）、協議会での協議等を経て、都市計画、農用地利用計画等の決定・変更の内容を復興整備計画に書き込めば、通常の決定・変更と同等の効果を付与</p>	<p>事業に必要な許可手続のワンストップ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の開発許可、農地法の農地転用の許可、森林法の開発許可等、事業に必要となる複数の許可手続を一括して処理 →協議会（県・市町村等で構成）での協議等を経た場合には、当該事業に必要となる許可があったものとして扱う <p>特定漁港漁場整備事業計画、集団移転促進事業計画等の事業計画の策定手続をワンストップで処理可能とする →協議会での協議等を経て、復興整備計画に事業計画に定めるべき事項を書き込めば、当該事業計画の策定があったものとして扱う</p>
<p>被災地の実態に即した事業手法の整備</p> <p>住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地等を策定するための地区を指定し、基盤整備を実施 農地エリアでは農業基盤の整備を実施 <p>【安全なエリアに住宅を策定】 【土地利用を再編】 【被災前】 【事業実施後】</p> <p>拠点市街地の整備事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・業務・公益等の諸機能を一体的に備えた市街地を全面買収方式で整備 <p>※津波防災地域づくり法で整備</p> <p>土地区画整理事業の区域要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興に必要な地域では、市街化調整区域内でも地方公共団体が土地区画整理事業を実施可能とする <p>土地改良事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等の申請によらず、県の発意で、区画形質の変更、農用地造成等を行うことができる <p>防災集団移転促進事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用地のみならず、医療施設等の公益的施設の用地の取得造成についても国費負担 <p>住宅地区改良事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により損壊した住宅を含むエリアにおいても、住宅地区改良事業を実施可能とする <p>事業の迅速・円滑な実施のための措置</p> <p>環境影響評価手続の簡略化</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の環境影響評価に代えて、特例的な簡易アセス手続を導入 <p>建築行為等の届出・勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興整備事業の実施区域における建築行為等について、届出・勧告の対象とする <p>都市再生機構（UR）の受託業務の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村による復興整備事業の実施を、URが積極的に支援 <p>測量等のための土地への立入り等</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興整備事業の実施に際し、所有者が所在不明の土地であっても、立入り、障害物の除去、土地の試掘等を可能とする <p>筆界特定の申請の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者が所在不明の土地であっても、復興整備事業の施行者が、所有者に代わって筆界特定の申請を行えることとする <p>地籍調査の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が地籍調査を行うことが困難な場合、国土交通省が代行することとする 	

[出典：国土交通省HP] 復興を速やかに実現するための復興整備計画制度

<http://www.mlit.go.jp/common/000172671.pdf>

○復興交付金事業計画

復興交付金事業計画は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援するものである。復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた極めて柔軟な制度である。

基幹事業：

- 被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
(5省40事業)

効果促進事業等（関連事業）

- 基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- 使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

（1）地区の復興まちづくり計画の策定

①復興に向けた計画策定の考え方

復興全体に関するマスタープランである復興計画に沿って、県は都市復興に関するマスタープランとしての役割を果たす「都市復興基本計画」、市町村は地区における生活や産業基盤などの計画としての「地区の復興まちづくり計画」を策定する。

県（都市計画課）が策定する都市復興基本計画は、広域的な観点からの都市復興を迅速に進めるために必要となる事項を中心に示す。なお、都市復興基本計画は、高知県震災復興計画の一部を構成するものである。

市町村が策定する地区の復興まちづくり計画は、地区内での事業実施のための事業計画や法定手続きを迅速に進めるために必要となる事項を中心示す。なお、地区の復興まちづくり計画は、市町村の復興計画の一部を構成するものであり、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画で記載した復興整備事業（P63参照）の実現に向けた計画である。

策定にあたっては、県及び市町村に設けられる震災復興を所管する組織と連絡・調整を図りながら進めるものとする。

県（都市計画課）は、原案を都市計画関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮り、都市復興基本計画を策定・公表する。

都市復興基本計画の策定・公表（県）、地区の復興まちづくり計画の策定（市町村）は、発災後6ヶ月を目処としている。なお、こうした取組は、被災住民などとの合意形成を前提としており、被害が甚大かつ広範囲に渡る場合など合意形成が困難な場合は、6ヶ月を超過することもやむを得ないものとする。なお、東日本大震災で被災した都市における復興計画は発災後9ヶ月以内に全体の約8割の都市で策定済みとなっている。（P65参照）

こうしたことから、震災後の迅速かつ円滑な復興に向け、市町村は前もって市町村の実状、組織、被害想定に応じた事前復興計画などの「事前の準備」に努めるものとする。県は、都市の復興（都市計画）担当者会議や模擬訓練を通じて市町村にマニュアル策定を要請、支援していく。

特に、津波などによって移転が必要となると懸念される地区の復興については、住民が「被災前の生活を取り戻した」と実感できるためには、どのようななかたちで都市や集落の再生を目指すのか、その目標を地域毎に共有し、合意形成を図ることが最も重要であることを意識する必要がある。

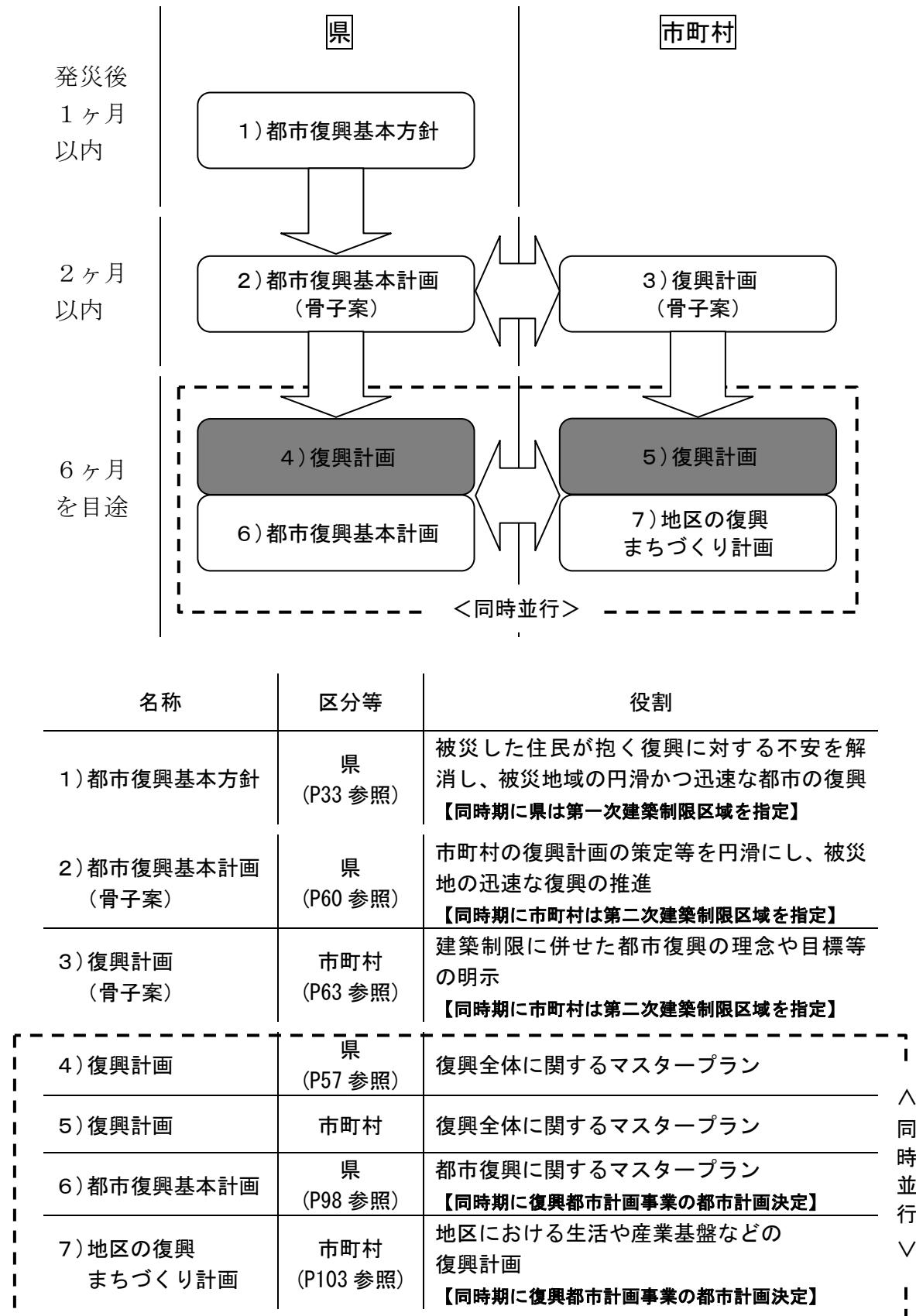


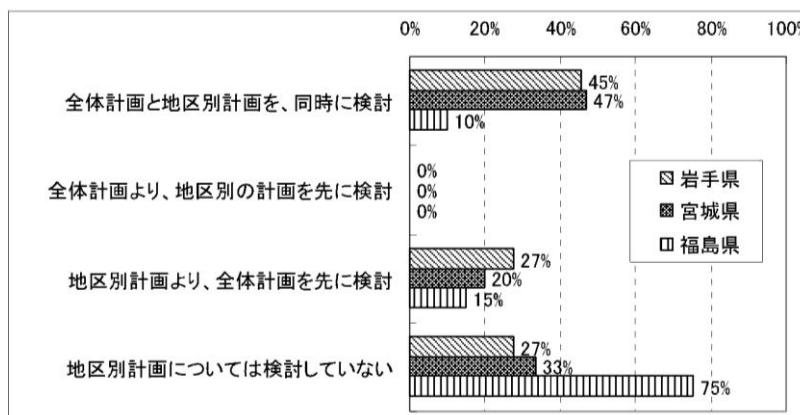
図4-1 基本方針や基本計画等の関係

【東日本大震災における復興計画策定の取組事例 その1】

策定手順については、岩手県や宮城県では、約半数の団体が「全体計画と地区別計画を、同時に検討」と回答している。福島県では、原発事故に関する影響で「地区別計画については検討していない」が多くなっていると考えられる。なお、地区別計画を先に検討した団体はない。

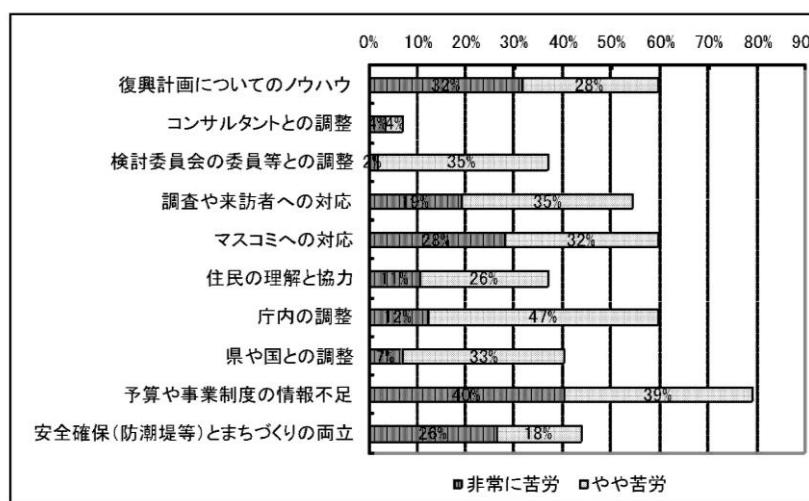
復興計画の策定作業で苦労した点については、「予算や事業制度の情報不足」を約8割の団体が「非常に苦労」「やや苦労」として挙げている。次いで、「復興計画についてのノウハウ」「マスコミへの対応」「庁内の調整」「調査や来訪者への対応」が苦労した点として、半数以上の団体が挙げている。また、「安全確保とまちづくりの両立」も約26%の団体が「非常に苦労」と回答している。

図表 19 全体計画と地区別計画との策定手順（県別、単一回答）



図表 49 復興計画の策定作業で苦労した点

(対象市町村=57、各項目について5段階評価)



出典： 内閣府「東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書（H24.3）」

②高知県都市復興基本計画の策定

県は、発災後6ヶ月を目途として、各市町村が策定する地区の復興まちづくり計画と広域的な観点での調整を図り、「都市の復興」に関するマスタープランとなる都市復興基本計画を策定する。

県（都市計画課）が策定する都市復興基本計画は、「都市の復興」に関するマスタープラン（高知県都市復興マスタープラン）として、都市復興基本計画（骨子案）を基本に策定する。

県（都市計画課）は、都市復興基本計画（骨子案）（P59 参照）の公表後、各市町村が策定する地区の復興まちづくり計画と広域的な観点での調整を図り、地区における被災住民との合意形成を支援しながら、土木部関係各課と調整のうえ、速やかに県民に公表する。

なお、発災後6ヶ月以内を目処に公表することになるため、県震災復興計画を策定する関係各課（生活、住宅、産業等）との公表時期の調査が必要となる。

また、公表にあたっては、ホームページへの掲載及び各自治体の広報紙の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示を行うことにより、県民の理解が得やすい形での周知となるよう努めること。

【高知県都市復興基本計画の構成（案）】

発災後6ヶ月を目指す

平成〇年〇月〇日

高知県都市復興基本計画

- 1 復興の理念、目標
- 2 土地利用の方針（人口の現状及び将来見通しを含む）
- 3 都市基盤施設の整備方針
- 4 被災地域の整備方針
- 5 復興施策のスケジュール

高知県都市復興基本計画（骨子案）
(P60～62 参照)を基本に策定

③地区における被災住民との合意形成の取組

市町村は、復興全般に関わる事項には主導的な役割を担い、地区の復興に関する事項には被災住民を支援するなど、行政と住民の立場と役割を踏まえ、同じ目標に向けた主体的な取組が行われるように努める。

復興のための合意形成については、建築制限など限られた期間内での対応となること、被災後の混乱等により住民の所在把握が困難となることなど課題は多い。このため、市町村は、円滑な復興事業の推進に向けて、平時から住民による地区まちづくり協議会の組織化などの必要な取組を行う。

復興都市計画事業の都市計画決定にあたっては、地区の復興まちづくり計画の検討の進捗に応じて、節毎に情報を提供し、段階的なプロセスを踏みながら、被災住民の理解と協力を求めることが重要である。

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること（合意形成）が必要となってくる。

被災市街地復興特別措置法第4条などの法制度、東日本大震災における教訓を踏まえた復興まちづくりの合意形成の進め方を次頁以降に示す。

被災市街地復興特別措置法

（施策における配慮）

第4条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るために施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

市町村は、地区の復興まちづくりの実現化にあたり、これから的人口動態や高齢化等のまちづくりに影響を及ぼす要因を的確に把握するとともに、都市活動に伴う環境負荷の低減等の課題も踏まえ、人、都市、自然等の持続可能性を見据えることが重要であることを、被災住民にも理解してもらうことに努める。

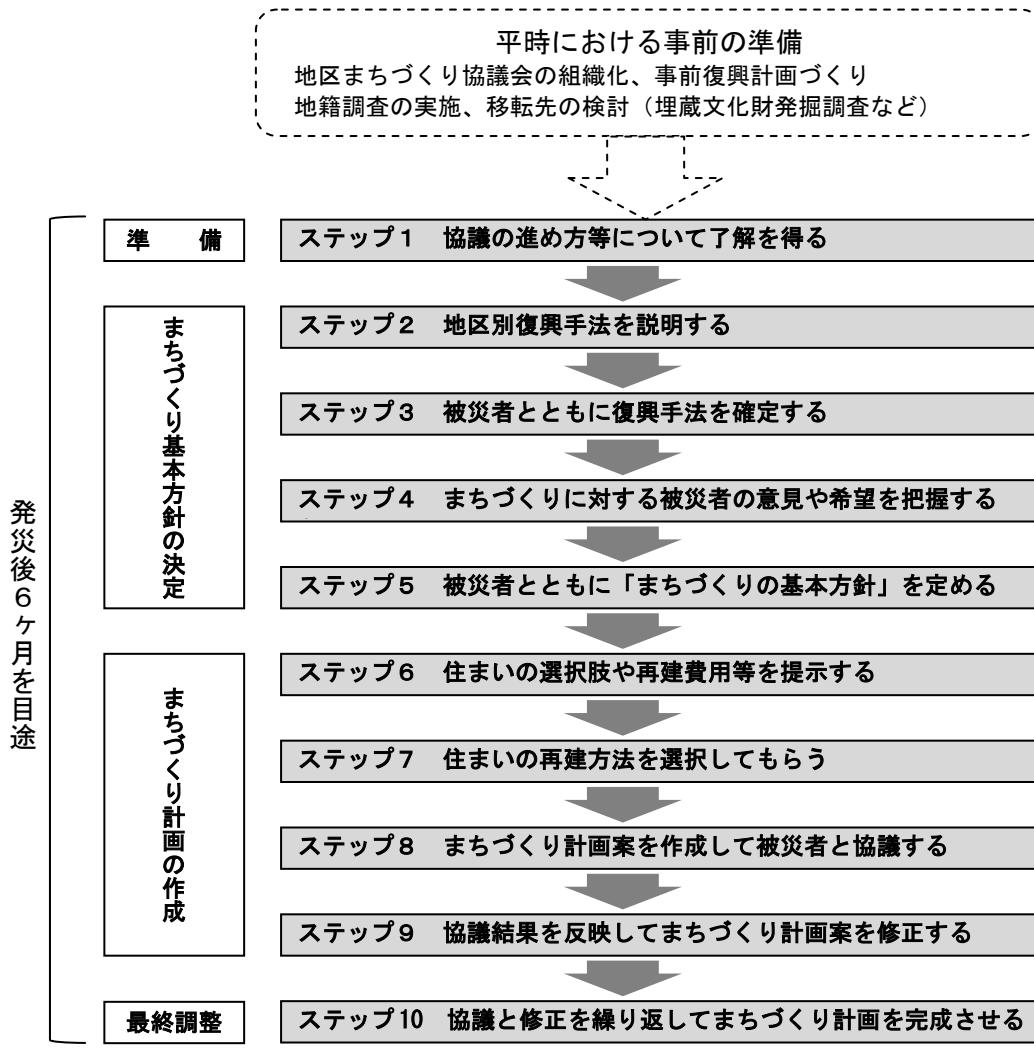


図4－2 復興まちづくり協議スケジュール

ステップ1 協議の進め方等について了解を得る

被災者との協議を開始するにあたり、協議対象地区の設定、協議のプロセスとスケジュール等について説明し理解を得るとともに、被災者自身による主体的な検討体制の整備を要請する。

ステップ2 地区別復興手法を説明する

協議対象地区に関する復興手法（「現在位置による復興」「移転による復興」）について、市町村が当該手法を選択した理由、ほかの方法で復興する場合との比較等を被災者に説明し、復興手法に対する被災者の意見や希望を把握する。

ステップ3 被災者とともに復興手法を確定する

被災者の意見や希望を踏まえて協議対象地区の復興手法を再検討し、検討結果について被災者と協議を行い、復興手法を確定する。

ステップ4 まちづくりに対する被災者の意見や希望を把握する

確定した復興手法に基づく復興まちづくりを進めるに当たって、被災者の復興まちづくりに対する意見や希望をより詳細に把握する。また、集団移転を予定している地区については、移転跡地の土地利用についても市町村としての計画案を提示しながら、被災者の意向を把握する。

ステップ5 被災者とともに「まちづくりの基本方針」を定める

被災者の復興まちづくりに対する意見や希望を踏まえ、被災者と市町村とが共有できる「まちづくりの基本方針」を決定する。

ステップ6 住まいの選択肢や再建費用等を提示する

住まいの再建に関する支援措置や概算費用等について、できるだけ確度の高い情報を具体的な数字を使って提示するとともに、災害公営住宅に関する計画内容や想定家賃を提示する。被災者に住まいの選択肢を示し、住まいの再建方法を検討してもらう。

ステップ7 住まいの再建方法を選択してもらう

個々の被災者と個別面談を行い、各被災者に応じた住まいの再建費用等を提示しながら復興後の住まいの再建方法を選択してもらい、まちづくり計画作成の基礎情報とする。

ステップ8 まちづくり計画案を作成して被災者と協議する

ステップ5で定めた「まちづくりの基本方針」と各被災者の住まいの再建方法を踏まえ、まちづくり計画案を作成し、被災者と協議を行いながら計画案に対する被災者の意見や希望を把握する。

ステップ9 協議結果を反映してまちづくり計画案を修正する

まちづくり計画案に対する被災者の意見や希望を踏まえて必要な修正を加え、被災者と協議を行う。

ステップ10 協議と修正を繰り返してまちづくり計画を完成させる

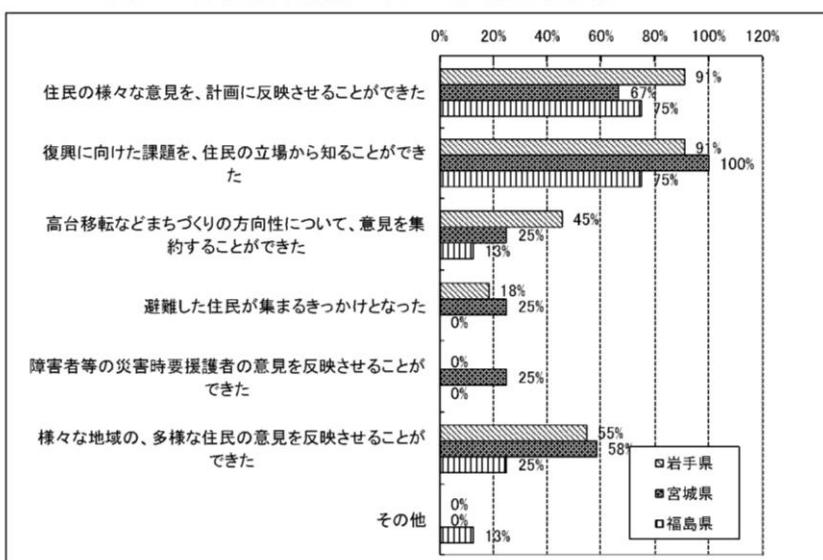
被災者との協議とまちづくり計画案の修正を繰り返し、まちづくり計画を完成させる。

合意形成には、まちづくりコンサルタント等の活用が望ましい。

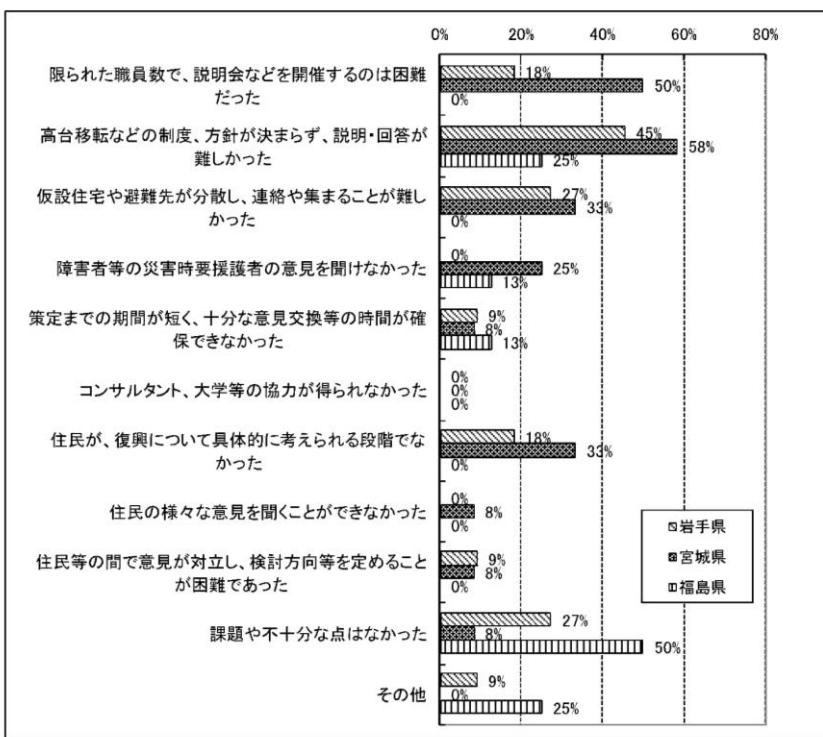
【東日本大震災における復興計画策定の取組事例 その2】

住民説明会等を開催することで良かった点として、「復興に向けた課題を、住民の立場から知ることが出来た」「住民の様々な意見を、計画に反映させることができた」を挙げる団体が多い。一方、不十分だった点として「高台移転などの制度、方針が決まらず、説明・回答が難しかった」「限られた職員数で、説明会などを開催するのは困難だった」を挙げる団体が多い。

図表 38 住民説明会等を開催した良かった点（県別、複数回答）



図表 40 住民説明会等の課題、不十分だった点（県別、複数回答）



出典： 内閣府「東日本大震災における被災地公共団体の復興計画の分析調査報告書（H24.3）」

④地区の復興まちづくり計画の策定

市町村は、復興都市計画事業等の円滑な事業推進のために、地区における「都市の復興」の計画として、地区の復興まちづくり計画を策定する。

市町村は、事前復興計画など発災以前に作成した計画を参考にして、地区的まちづくり協議会に対して、復興まちづくり計画（案）を提示する。復興まちづくり計画（案）をたたき台として協議会と市町村が協働で検討や調整を進め、取りまとめていくことを基本とする。

なお、被災住民との早期の合意形成に向けて、計画の取りまとめに際しては、まちづくりコンサルタント等の活用が望ましい。

【〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画の構成（例）】

発災後6ヶ月を目途

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画

1 計画区域

被害の分布状況を基に、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域等を踏まえて以下の内容を整理し、作成する。

a 位置 b 面積

2 地区の現況

(1)被災前の状況の整理

a 既存データでの地区特性 b 既存計画でのまちづくり計画 c 用途地域図
d 土地利用現況図 e その他（当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの）
f 統計データ（人口、世帯数等）g まちづくり活動の有無、活動内容等

(2)被災状況の整理

家屋等被害状況調査の結果を活用する。

3 整備の目標及び方針

事前復興計画、都市計画マスターplan等の計画を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。

a まちの目標 b まちづくりの方針

4 骨格プラン

以下の内容を整理、作成する。

a 地区の拠点 b 地区の軸

5 分野別方針

都市計画及び導入事業を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。

a 土地利用の方針 b 都市施設の整備方針 c 市街地復興の基本方針

6 事業手法

7 計画図

（2）現在位置による復興手続き

①現在位置による復興事業の検討

市町村は、大震災からの復興における国や県の特例措置を確認しながら、被災市街地復興推進地域を基本として、被災市街地土地区画整理事業を中心とした施行地区などの検討を行う。

i) 施行地区の検討

施行地区の設定にあたっては、被災地域の復興のみならず、中心市街地の活性化、密集市街地の解消など、発災以前からの地区の課題解消を図ることも必要である。

具体的には、「土地区画整理事業運用指針（H13.12）国土交通省」に基づき、中抜き施行地区、飛び施行地区及び段階的な施行地区の設定など、都市計画における位置づけ及び実現可能な事業の両面から適切に設定することが望ましい。

ii) 嵩上げに関する検討

土地区画整理事業において実施する市街地の嵩上げについては、津波防災上必要最小限なものに限られることはもちろんであるが、盛土そのものに時間を要することや、盛土した市街地と水産業等の地域の基幹産業の場である海岸部との連携など、住民の安全確保と生活維持（産業）のバランスについて配慮する必要がある。

また、復興後の財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることや環境に配慮した低炭素型のまちづくりの観点から、新たに嵩上げし安全性を確保する市街地は、一定程度の人口密度を有するよう誘導（居住誘導区域の設定）することが望ましい。

さらに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方で進めていくことが望ましい。

iii) 大震災における特例措置

土地区画整理事業は、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法として、阪神淡路大震災及び東日本大震災などの復興局面において、特例措置の実施もあり、多く活用された。大震災からの復興においては、特例措置の有無を確認する必要がある。

②復興都市計画事業等の都市計画決定

市町村は、発災後6ヶ月を目途として、地区の復興まちづくり計画に基づき、復興都市計画事業の都市計画決定を行う。

市街地開発事業等の都市計画決定は、被災者の生活再建に十分配慮し、被災市街地復興推進地域における建築行為等の制限期間（被災後最長2年）にとらわれず、できる限り速やか（被災後6ヶ月を目途）に行う。

市町村は、地区の復興まちづくり計画に基づき、復興都市計画事業の都市計画決定を行う。都市計画決定の手続きは、通常の都市計画決定と同様とする。（P71 参照）

市街地開発事業等の都市計画決定に併せ、被災地区と周辺地区を結ぶ幹線道路及び防災拠点となる近隣公園など、必要な関連都市施設についても都市計画決定する。なお、区画道路や街区公園などについては、地区の骨格的な都市基盤施設の都市計画決定のあと、地区のまちづくり協議会での更なる検討を踏まえ、適切な時期に都市計画に定めることも考えられる。

（段階的な都市計画決定）

また、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の区域等についても検討することが望ましい。

立地適正化計画の策定

立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとなります。

【区域】（必須項目）

- ・立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となります。
- ・また、立地適正化計画区域内外に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域内外に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

【基本的な方針】（必須項目）

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況の正確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましいです。

【都市機能誘導区域】

○区域の設定（必須事項）

- ・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集中することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- 誘導施設（必須事項）

- ・誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能誘導施設※です。
※ 住民の利便性や利用性向上を図るために必要な施設であって、都市機能の整備に著しく寄与するもの。

【居住誘導区域】

○区域の設定（必須事項）

- ・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが特徴的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

【跡地等管理区域】

○区域の設定（任意事項）

- ・空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域です。

【駐車場配置適正化区域】

○区域の設定（任意事項）

- ・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。

特例措置

支援措置・税制措置

都市機能誘導区域関連
 特定用途誘導地区 駐車場立地適正化区域 区域外の都市機能誘導のまちなかコンツロール
 都市機能立地支援事業 都市再開発整備事業 まち再生出資
 駐車場整備事業
 駐車場整備事業
 公営住宅整備事業
 空き家再生等促進事業
 居住誘導区域関連

[出典：国土交通省 HP] 立地適正化計画の意義と役割～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～。

<http://www.mlit.go.jp/common/001050341.pdf>

③復興都市計画事業の推進

事業主体である市町村等は、住民、民間事業者、行政の各役割分担を明確にし、各役割に基づく責任のある主体的な事業参画が進むよう、適切な取組を行う。

i) 基本的な考え方

復興事業は市町村が事業主体となるが、事業内容によっては組合等も事業主体になり得るため、必要に応じて早期の段階から調整を図る。

事業の推進にあたっては、復興のための特例措置の活用とともに、必要な財源の確保などについての関係機関との調整を図る。県は、必要に応じて、国に対して法制度の整備や特例措置などについての提案を検討する。

ii) 留意事項

市町村等の各事業主体は、復興事業の推進プロセスは平時と同じであるものの、事業の緊急性を常に意識して円滑に事業を進める。

大規模な被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措置が講じられる。また、他にも復興のための特別な措置が講じられ、それらを活用しながら迅速に復興都市計画事業を進める。

なお、第二次建築制限（2ヶ月以内）を行わなかった復興促進地区または復興誘導地区においても、事業実施に併せて特例措置適用を行いたい場合、2ヶ月の期間を超えて、被災市街地復興推進地域を都市計画決定することも可能である。

復興事業計画の検討・作成にあたっては、当該地区の権利関係の整理が必要であり、土地及び建物課税台帳や土地及び建物登記簿によって整理を行うことが必要となる。「事前の準備」として、市町村は、地籍調査等を計画的に進めるよう努める。

なお、事業認可の手続きは土地区画整理法に基づき、別途必要となるため、迅速かつ円滑な事業立ち上げに向け、都市計画決定段階から事業認可までに必要となる調整等のスケジュールについて十分に検討することが望ましい。

[土地区画整理法に基づく事業認可等]

高知県土木部都市計画課

住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎6階）

TEL：088-823-9863(市街地整備担当直通)、[77-72-9863：防災行政無線]

FAX：088-823-9349

MAIL：171701@ken.pref.kochi.lg.jp

表4－1 被災市街地復興特別措置法に基づく特例措置の概要

項目	特徴	
被災市街地復興土地区画整理事業 (被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業に対して適用)	施行者 (特措法第6条第2項、3項等)	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が土地区画整理事業を実施する。ただし、組合等により土地区画整理事業が実施される場合はこの限りでない。 ○上記の場合、県は当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を実施することができる。また、実施区域の面積が5ha以上であれば、地方公共団体からの要請を受け独立行政法人都市再生機構も実施できる。
	復興共同住宅区 (特措法第11条～第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画に、被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域として「復興共同住宅区」を定めることができ、一定の要件を満たす権利者からの申出により、当該地区内に換地を定めることができる。
	清算金に代わる住宅等の給付 (特措法第15、16条)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体、公団等公的主体が施行者である場合に限り、実施地区内の宅地所有者の申出に基づき、清算金に代わって住宅等の給付を行うことができる。
国庫補助制度	道路整備特別会計補助	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市街地復興推進地域内の地区についての面積要件は2ha以上。 ○補助基本額の対象となる都市計画道路の幅員は8m以上。 ○補助率は1/2。
	一般会計補助	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市街地復興土地区画整理事業については、補助限度額とは別枠で仮設住宅等整備費が補助対象となり、また、公共用地増分に対する補助が拡充されている。 ○補助率は1/2。

(3) 移転による復興手続き

①高台移転による復興事業の検討

市町村は、大震災からの復興における国や県の特例措置を確認しながら、防災集団移転促進事業等の適用に向けて、移転先や事業計画の単位を設定するなど、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。

i) 移転先

移転先の選定にあたっては、円滑な事業推進に必要な移転者、用地取得、法手続き、生活確保等の実現化の条件を整理し、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。また、位置、安全性、経済性、利便性等の観点から地区選定の妥当性を明らかにする。

具体的には、以下の項目について検討し、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。

- ア. 移転促進区域内の住民のうち、住宅団地に移転する住民が概ね確定している。
- イ. 住宅団地の位置、安全性（再度災害にあわない、孤立集落にならない等）、経済性（住宅団地の整備費用が適切である等）、利便性（日常生活の利便性、就業地へのアクセスが容易である等）の観点から適切である。
- ウ. 住宅団地用地の取得について、取得価格の根拠は適切であり、当該用地の地権者の合意を得るまでの大きな障害はない。
- エ. 開発許可（林地開発許可含む）、農地転用、埋蔵文化財関係などの必要な手続きが進んでいる。
- オ. 住宅団地の持続可能性を担保する等の観点から、住宅団地における移転者の家族構成、年齢構成等も踏まえ、生活確保等の措置が適切に図られている。
- カ. 住宅団地の住宅敷地を移転者に対して譲渡するか、賃貸するかの方針が、概ね決まっている。

「イ」について、安全性を確保するために、土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、移転促進区域に定めるべきではない。また、「エ」について、東日本大震災における事例による具体的な復興手続きなどを次頁以降に示す。

東日本大震災では、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興事業に関連する法定手続きについて、「復興整備協議会」における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続きによることなく、ゾーニングの変更や許認可等がなされたものとみなす措置が行われた。

表4－2 東日本大震災における主なワンストップ処理の手続きの概要

対象手続 (関係個別法)	協議会協議等の手続 (〔 〕内は協議会に構成員として加える者)	協議等に必要な書類
開発行為等の許可 (都市計画法)	・協議会協議+都道県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第10（法第49条第4項第1号に関する事項に限る。） ・様式第11（法第49条第4項第2号に関する事項に限る。）
農地転用の許可 (農地法) ※2ha超の農地転用が必要な土地利用方針を記載する場合(大臣の許可)	・協議会協議〔農林水産大臣、都道県知事〕+農林水産大臣の同意	[法第46条第1項第1号の地域] ・土地利用方針 ・様式第8（農地に係る調整様式） [その他の地域] ・土地利用方針 ・復興整備計画の関係部分 ・様式第9（事業に関する事項） ※法第46条第1項第2号の地域は上記に加え様式第8
農用地区域における開発行為の許可 (農業振興地域の整備に関する法律)	・協議会協議〔都道府県農業会議〕+都道県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第14
地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可 (森林法)	・協議会協議〔森林・林業の学識経験者〕+都道県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第15

出典：復興庁「復興整備計画 作成マニュアル H26.9」より抜粋

今後発生が懸念される大規模災害においては、大規模災害からの復興に関する法律第12条から第14条までに基づき、同様の措置が行えることとなっている。

開発行為や農地転用については、各々許可基準に従って手続きが行われるため、関係各課と事前に内容の調整を図るものとする。

また、高知県の沿岸地域には、自然公園があり、自然公園法・高知県立自然公園条例に基づく手続きが必要となる場合がある。

詳細な手続きについては、関係各課へ確認すること。

**大規模災害からの復興に関する法律
(土地利用基本計画の変更等に関する特例)**

第十二条 [～省略～ (P72 参照)]

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

- 一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
- 二 前項第三号に定める事項 (都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 国土交通大臣
- 三 前項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 四 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 五 前項第七号に定める事項 (森林法第二十六条の二第四項各号のいづれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣

[～省略～]

4 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいづれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。

6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書(第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。)の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続(同項第七号に定める手続に限る。)を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一 第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 都道府県都市計画審議会

二 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 市町村都市計画審議会(当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないとときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。)

8 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法(同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)を除く。)その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

東日本大震災では、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速にするため、一定の特例措置が行われた。具体的には、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（H10.9.29 庁保記第75号文化庁次長通知）を踏まえつつ、主として以下の弾力的な運用が図られた。

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。
- ・被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

こうした東日本大震災における教訓を踏まえ、特例措置の有無に依らない迅速な復興を行うためにも、埋蔵文化財の有無を確認しながら、平時から移転先を検討することが望ましい。

【埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について H10/9/29 庁保記第75号通知】

三 開発事業との調整について

(一) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(二) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ② 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

ii) 事業計画の単位

事業計画の策定は、一つの事業地区を単位として策定することも、市町村の区域全域を単位として複数の事業地区をまとめて一つの事業計画とすることも可能である。

但し、いたずらに事業計画の策定単位を大きくすると、事業計画変更の事務が繁雑になるなどの事業推進への弊害が生じる恐れもあるため、適切な事業単位とすることが必要である。

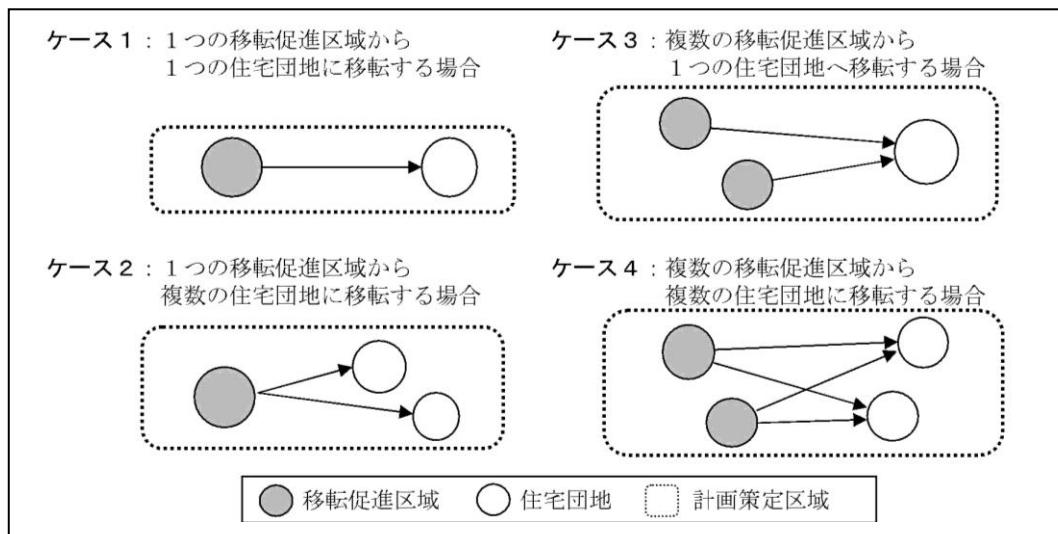


図4-3 防災集団移転促進事業計画の策定単位の考え方

出典：国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイドンス） H25.9」
より抜粋

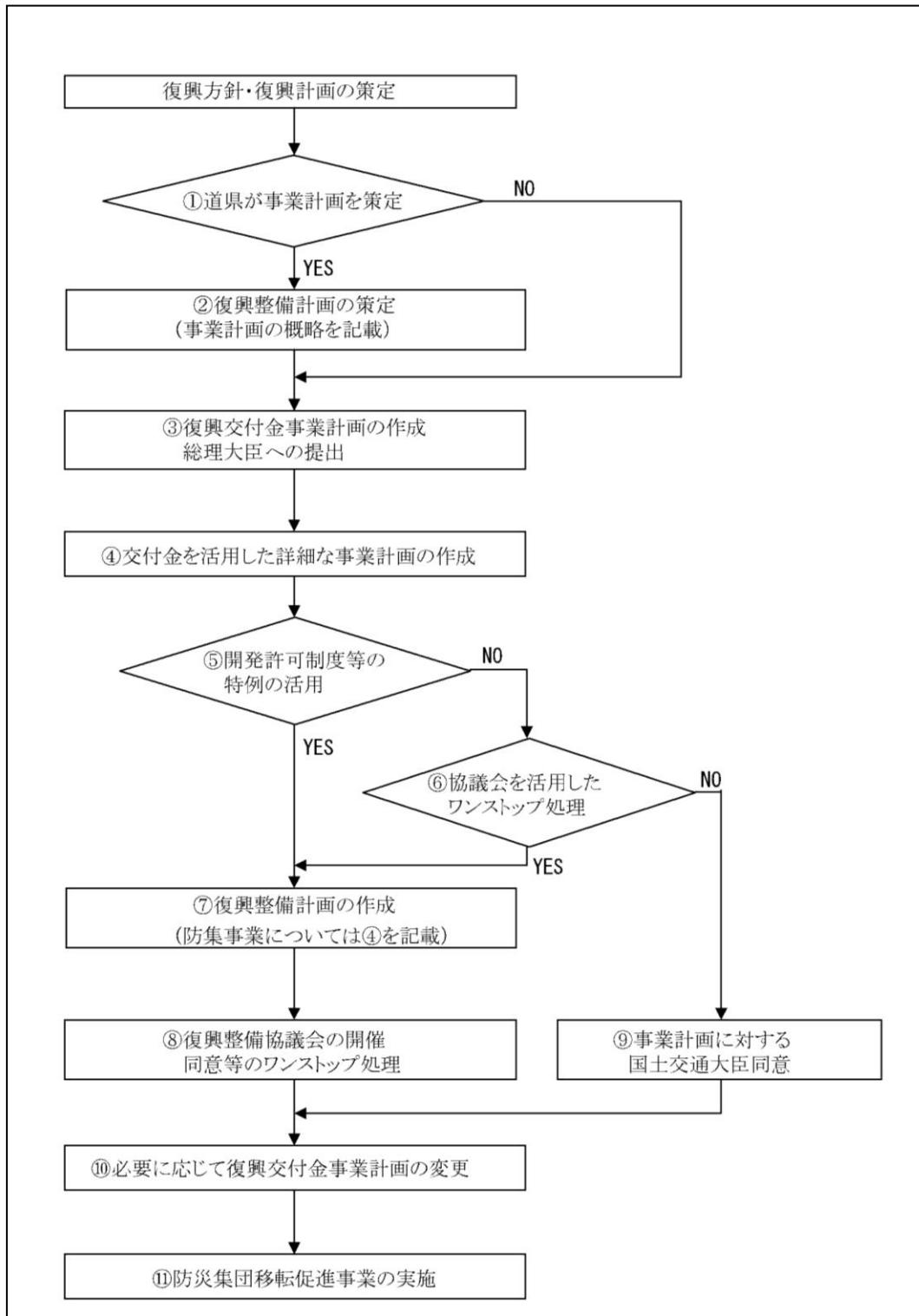
iii) 災害危険区域と移転促進区域

災害危険区域の指定、移転促進区域の設定が行われていない場合や指定・設定が行われていても、それを変更する必要がある場合については、移転先や事業計画の単位と合せて検討する。

iv) 大震災からの復興における特例措置

新潟県中越地震による災害及び東日本大震災においては、移転先の住宅団地の最低規模を現行の10戸以上から5戸以上に緩和したり、一般地域よりも高い補助基本額を適用するなどの特例措置が行われた。また、復興交付金の創設に伴い、防災集団移転促進事業の手続きも示された。

【東日本大震災の被災地における防災集団移転事業の実施手続き】



出典：国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイドンス） H25. 9」
より抜粋

②防災集団移転促進事業計画の作成

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、発災後6ヶ月を目途として、集団移転促進事業計画を作成する。

市町村は、事業計画の策定にあたり、

- ①移転促進区域内の住民の意向を尊重する
- ②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなる
ように配慮しなければならない。

なお、東日本大震災においては、以下のような経費が補助対象となった。

- ア. 関係被災者の意向調査
- イ. 住宅団地の適地調査・測量及び用地取得価格の検討
- ウ. 住宅団地の整備構想の検討
- エ. 住宅団地の造成方法等の検討
- オ. 住宅団地における住宅の意匠・形態等に関するルールの検討
- カ. 住宅団地における住宅の生産方式の検討
(地域材活用・地元事業者活用等)
- キ. 移転促進区域内の土地の買取価格等の検討
- ク. 住宅団地における住宅敷地等の譲渡価格及び賃料の検討
- ケ. 関係被災者に対する広報
- コ. 事業計画の策定
- サ. その他事業計画の策定に当たって必要な事項

【防災集団移転促進事業計画の様式】

様式の記載事項		添付図等
表紙		
1 移転促進区域		位置図 区域図
2 移転促進区域内にある住居の数等		
3 住宅団地及び 住宅敷地等の整備	(1) 住宅団地の整備	住宅団地ごとの土地利 用計画図
	(2) 住宅敷地等の整備	
	(3) 住宅敷地等の整備費用	
	(4) 住宅敷地等整備に係る補助対象経費	
	(5) 公益的施設用地の整備	
	(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費	
4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置		
5 関連公共施設の整備		
6 移転促進区域内における宅地及び農地の買い取り計画及び利用計画		
7 移転促進区域内における建築制限その他の土地利用の規制		建築制限に係る条例 (案)
8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転 者の生活確保		
9 移転者の住居の移転に対する補助		移転に対する助成に係 る要綱
10 集団移転促進事 業の実施に必要な 経費及び資金計画	(1) 総括表	
	(2) 住宅団地と候補地の比較表	移転促進区域及び住宅 団地候補地の位置の分 かる資料
	(3) 年度別計画	

集団移転促進事業計画の策定にあたっては、防集法第3条第2項で定めるべきとされている事項を踏まえ、上記の様式及び添付図等を作成することとなっています。次頁以降に示す各面ごとの留意点を踏まえ、集団移転促進事業計画の各様式を記入して下さい。

復興整備計画に集団移転促進事業計画を記載する場合も同様の様式を記入する必要があります。

出典：国土交通省「集団移転促進事業計画作成マニュアル H24.5」より抜粋

③防災集団移転促進事業の推進

事業主体である市町村等は、住民、民間事業者、行政の各役割分担を明確にし、各役割に基づく責任のある主体的な事業参画が進むよう、適切な取組を行う。

i) 基本的な考え方

復興事業は市町村が事業主体となるが、事業内容によっては県等も事業主体になり得るため、必要に応じて早期の段階から調整を図る。

事業の推進にあたっては、復興のための特例措置の活用とともに、必要な財源の確保などについての関係機関との調整を図る。県は、必要に応じて、国に対して法制度の整備や特例措置などについての提案を検討する。

ii) 留意事項

市町村等の各事業主体は、復興事業の推進プロセスは平時と同じであるものの、事業の緊急性を常に意識して円滑に事業を進める。

(4) 復興まちづくりに関する参考資料

東日本大震災においては、既存事業への特例措置や新規事業の創設が行われた。

また、現在、高知県においては、南海トラフの巨大地震による津波に対応するため、従来の「逃げる対策」に加え、事前に高台へ移転することや現位置での高層化も視野に入れた検討が必要と考えられることから、全庁的な検討を行っている。

市町村は、こうした復興のみならず、防災に関わる国や県の動向を平時から意識することに努める。

【現位置での高層化について】

1. 検討の前提

- ・一定以下の浸水深等で、現位置で高層化しなければならない理由がある場合
- ・想定される津波に耐えられるかどうかの技術的検討（国の技術基準等も活用）
- ・対策の実施にかかる地域での合意形成および行政による対象地域の指定

2. 検討対象

以下①～③について個別に検討を行った。

- ①個々の建物ごとの高層化（個別の盛り土、ピロティ化等）
- ②建物を集約して高層化
- ③盛土した上に個々の建物を再建築

3. 対象ごとの支援方策の考え方（案）と課題

- ①個々の建物ごとの高層化（個別の盛り土、ピロティ化等）

・考え方：高層化を誘導する地域を指定した上で、個々の建物を新築（建替え含む）する際に、ピロティ化等で必要な高さを確保するための工事費等の一部を支援することなどが考えられる。

・課題：対象となる地域の指定、国・県・市町村での支援制度の検討

- ②建物を集約して高層化

・考え方：高層化を誘導する地域を指定した上で、建物を共同化して新築（建替え含む）する際に、人工地盤の整備等によって必要な高さを確保するための工事費等の一部を支援することなどが考えられる。

・国庫補助：優良建築物等整備事業（共同施設等に対して国が1/3補助。現行制度では本県では高知市ののみが対象）などの適用が考えられる。

（参考）同事業では既存建物の改修による津波避難ビル整備を対象に拡充（H24）

・課題：対象となる地域の指定、（優良建築物等整備事業を適用する場合、）県・市町村での支援制度の検討

- ③盛土した上に個々の建物を再建築

（盛土の規模等によっては面的整備事業を伴うことから、さらに制度の検討が必要）
（なお、①～③とも高台移転への支援とのバランスを考慮する必要がある。）

4. 今後の取り組みについて

- ・住宅などの現位置での高層化については、今後、南海地震対策課と住宅課を中心に引き続き制度化等の検討を行う。

出典：高知県「第4回 南海地震対策高台移転検討WG 資料」 より抜粋

【東日本大震災における土地区画整理事業等（特例措置）】

復興交付金が創設され、土地区画整理事業関連では以下の2項目が基幹事業に位置づけられた。

D-17. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業

- 緊急防災空地整備事業 : 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- 都市再生事業計画案作成事業 : 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- 被災市街地復興土地区画整理事業 : 大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業等

補助対象・ 補助要件

○緊急防災空地整備事業

※下線部は東日本大震災の復興に係る制度拡充

土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価償却地区以外も対象）

○都市再生事業計画案作成事業

土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用

○被災市街地復興土地区画整理事業

区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援

津波防災整地費：津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加

交付団体

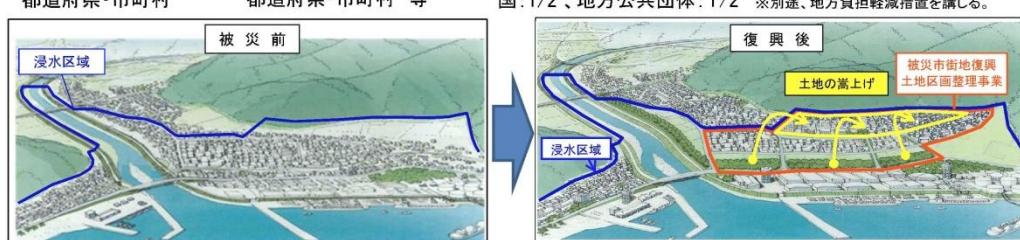
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村 等

基本国费率

国:1/2、地方公共団体:1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-18. 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

○敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費（道路、公園等の公共施設整備費等）に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聞くものとする。

交付団体

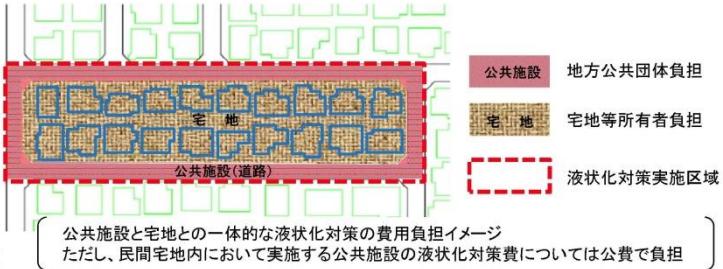
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県、市町村
又は土地区画整理事業組合等

基本国费率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:1/2、地方公共団体:1/2



【東日本大震災における防災集団促進事業（特例措置）】

防災集団移転促進事業の拡充

背景

- ・本事業は災害が発生した地域等において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援するもの
- ・東日本大震災の津波により、被災地域が広域に及び、都市によっては都市機能が喪失するような甚大な被害が生じているところ
- ・被災市町村では、被災地域から安全な地域への集団移転を含む復興計画が策定されつつある

特例措置

多様な用途の立地を可能とする移転への対応

- ① 住宅団地の用地取得・造成費について、移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分を補助対象化
- ② 住宅団地に関連する公益的施設（病院等）の用地取得・造成費の補助対象化（有償譲渡等の場合は①と同じ取扱い）

復興特区法において規定

被災自治体に対する財政的支援の充実

- 補助限度額の引き上げ（※）、戸当たり限度額（現行：一般的な市町村で1,655万円）の不適用（交付率3/4）

円滑な事業実施への支援

- 住宅団地の規模要件の緩和（10戸以上→5戸以上）
- 市町村による移転元の区域内の土地取得要件の緩和（農地・宅地すべての買取り→住宅用途以外の買取りは義務としない）

※ 住宅団地の用地取得造成費：地域の実情に応じた造成費見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。
移転者の住宅の建設費等については自己負担。借入金の利子相当額補助については406万円→708万円に引き上げ 等

【予算措置】防災集団移転促進事業

【東日本大震災における津波復興拠点整備事業の創設】

津波復興拠点整備事業の創設

現状と課題

住宅、業務施設、公益的施設（学校・医療施設・官公庁施設等）等、都市機能全般に甚大な被害

特例措置

※津波防災地域づくり法で創設
住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能に）

【予算措置】津波復興拠点整備事業（公共施設等整備、嵩上げ整地等）

業務系

住宅・公益系

<整備手法の例>

公共団体等 <ul style="list-style-type: none"> — 全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備 	民間 <ul style="list-style-type: none"> — 公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施 — 公共団体から借地して、上物の整備を実施
---	---

第5章

県・市町村職員行動手順

■職員行動手順とは

大規模地震による発災時には職員の被災等により、都市計画担当者が業務を行える環境がない場合が想定される。そのような状況でも、円滑に震災復興都市計画の手続きを進めていくことが出来るよう、決定手続きに必要な時系列に沿った具体的な行動手順を整備しておく必要がある。

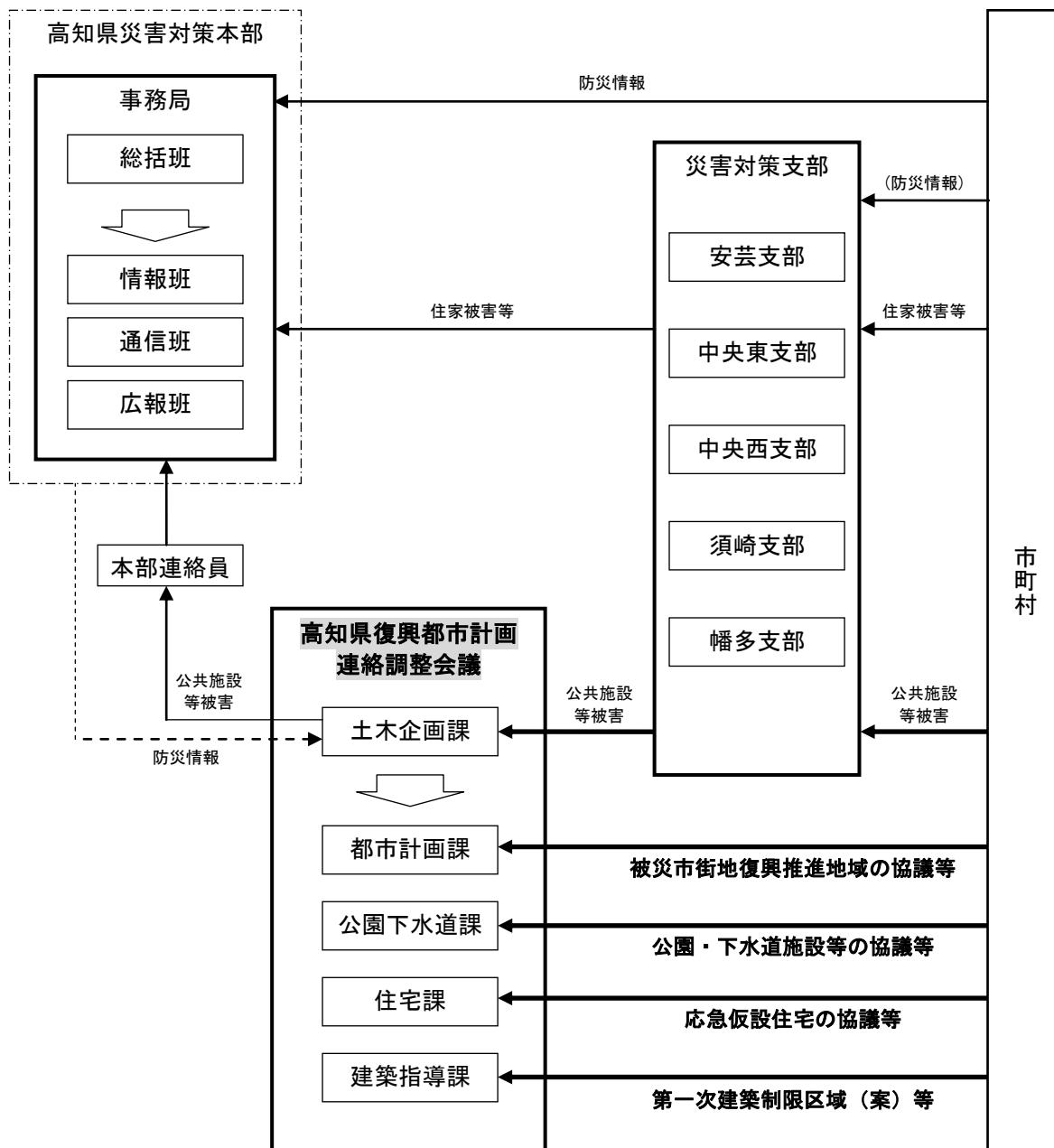
職員行動手順として、被災直後の応急対策を経て、地区の復興まちづくり計画が完成するまでの間（約6ヶ月）における震災復興都市計画に関わる県及び市町村職員の情報連絡系統や行動手順等について記載する。

なお、この前提として、高知県では「高知県地域防災計画」に示されている災害応急対策、災害復旧・復興対策に沿った取組とともに、「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」に示されている応急対策業務に沿った取組を実施する。

また、市町村においても各市町村の地域防災計画に沿った取組を実施する。

(1) 情報連絡系統

被害状況等に関する情報収集伝達網は、被災直後の情報連絡系統を示したものである。



注) 上図は、高知県復興都市計画連絡調整会議と震災復興都市計画の決定手続きに関係のある情報の収集伝達系統を整理したものである。

図 5－1 情報収集伝達網

表5－1 市町村の都市計画担当部局

区域	市町村名	住所	課室名 班・係名	TEL	FAX	行政防災 無線	代表メールアドレス
高 知 広 域	高知市	〒780-8571 本町5-1-45	都市計画課 都市計画担当	088- 823-9465	088- 823-9454		kc-170200@city.kochi.lg.jp
		本町5-1-45	開発指導係	088- 823-9547	088- 823-9454		kc-170200@city.kochi.lg.jp
		南国市	〒783-8501 大塙甲2301	都市整備課 建築都計係	088- 880-6558 863-1167	088- 77-403-1360 77-403-1361 77-403-1362	n-toshiseibi@city.nankoku.lg.jp
	香美市	〒782-8501 土佐山田町宝町1-2-1	建設課 都市計画班	0887- 53-3119	0887- 53-1389	77-410-615	kensetsu@city.kami.lg.jp
		いの町	〒781-2192 1700-1	建設課 都市計画係	088- 893-1116	088- 893-1440	422-619 kensetsu@town.ino.lg.jp
	東洋町	〒781-7414 生見758-3	産業建設課	0887- 29-3395	0887- 29-3825	411-612	sanken@town.toyo.kochi.jp
		室戸市	〒781-7185 浮津25-1	建設課 土木班	0887- 22-5123	0887- 22-1120	401-614 mr-011000@city.muroto.lg.jp
	安芸市	〒784-8501 矢ノ丸1-4-40	建設課 自動車道推進室	0887- 35-1014	0887- 35-4445	7-402-612 7-402-1297	kensetu@city.aki.kochi.jp
		香南市	〒781-5452 香我美町下分646	建設課 都市計画係	0887- 57-7518	0887- 57-7526	kensetsu@city.kochi-konan.lg.jp
本 山	本山村	〒781-3692 本山504	建設課 建設班	0887- 76-3917	0887- 76-2943	418-611	kensetsu@town.motoyama.kochi.jp
		〒781-3492 土居194	総務企画課 企画財政係	0887- 82-0480	0887- 82-2681	420-619	tosat-20@town.tosa.kochi.jp
	土佐市	〒781-1192 高岡町甲2017-1	都市環境課 都市計画公園班	088- 852-7692	088- 852-7671	404-612	tosikan@city.tosa.lg.jp
		〒789-1292 甲1650-2	産業建設課 技術監理係	0889- 22-7712	0889- 22-4950	425-616	sk-582@town.sakawa.kochi.jp
越 知	越知町	〒781-1301 越知甲1970	産業建設課 公共土木係	0889- 26-1113	0889- 26-0600	426-613	kensetu@town.ochi.kochi.jp
		須崎市	〒785-8601 山手町1-7	建設課 都市計画係	0889- 42-1196	0889- 40-0118	7-405-613 tokei1@city.susaki.kochi.jp
中 土 佐	中土佐町	〒789-1301 久礼6602-2	企画課 総合企画係	0889- 52-2365	0889- 52-4511	424-612	kikaku@town.nakatosa.lg.jp
		四万十町	〒786-8501 琴平町16-17	建設課	0880-	0880- 430-619	109000@town.shimanto.lg.jp
幡 東	本府 黒潮町	〒789-1992 入野2019-1	まちづくり課 都市計画係	0880- 43-2115	0880- 43-2123	433-1116	machidukuri@town.kuroshio.lg.jp
		〒789-1795 佐賀支所	建設課 土木係	0880- 55-3700	0880- 55-2851		kensetsu@town.kuroshio.lg.jp
	中村	四万十市	〒787-8501 中村大橋通4-10	まちづくり課 計画調査係	0880- 34-1826	0880- 34-0381	77-408-612 keikaku@city.shimanto.lg.jp
		土佐清水市	〒787-0392 天神町11-2	まちづくり対策課 都市整備係	0880- 82-1157	0880- 82-1135	77-407-612 machidukuri@city.tosashimizu.kochi.jp
宿 毛	宿毛市	〒788-8686 桜町2-1	都市建設課 都市計画係	0880- 63-1120	0880- 63-0174	77-406-611 (土木課)	kensetu@city.sukumo.kochi.jp

(2) 都市計画関係職員の行動手順

都市計画関係職員の行動手順については、被災後の時間的・人的な制約が顕在化すると考えられる発災から6ヶ月までの行動手順を中心に整理する。

表5-2 高知県土木部の応急対策業務（参考）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (6時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 初動対応、体制の確立(※) ☆ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※) ☆ 関係機関との通信手段の確保(※) ☆ 水門の遠隔操作の実施 ☆ 浸水状況、河川管理施設のシステムによる情報収集 ☆ 緊急輸送道路の被害状況の把握 ☆ 総合防災拠点となる施設の情報収集 ● 永瀬ダム、鏡ダム、鎌井谷ダム、坂本ダムの維持管理の継続
第2フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 所管施設の被害状況の把握、二次災害防止対策の実施(※) ☆ 部内の災害対応状況の把握 ☆ 啓開計画策定、道路啓開活動の開始 ☆ 港湾への漂流物の情報収集 ☆ 港湾・漁港の被害状況の把握 ☆ 緊急海上輸送計画の検討、計画の策定 ☆ 資材輸送可能船舶の情報収集、海上輸送手段の確保 ☆ 応急危険度判定の開始 ☆ 土砂災害の発生状況の把握 ☆ 砂防指定地等の土砂災害の被害状況の把握 ☆ 公園・下水道施設の緊急点検、応急復旧 ☆ 県営住宅、市町村営住宅の被害状況把握と住民安全対策 ☆ 都市施設等の被災状況の把握 ☆ 市街地内の土砂堆積状況の把握 ☆ 市町村施設の被害情報の収集 ☆ 市町村の応急復旧に係る緊急相談窓口の設置 ☆ 応急工事の必要性の判断、発注、実施 ● 道路の通行制限に関する業務の再開 ● 客船、外国船等の入港時の乗船客、乗組員の安否確認
第3フェーズ (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 被災所管施設の応急復旧開始(※) ☆ 応急仮設住宅の建設に向けた準備開始 ☆ 宅地判定士の招集、派遣 ☆ 家屋被害状況調査の開始 ☆ 民間被災住宅の修繕等の相談窓口設置 ☆ 民間賃貸住宅の情報提供要請 ☆ 県内外公営住宅等の空き家情報の収集 ☆ 建築制限区域の指定 ☆ 応急復旧調査の実施、復旧計画の策定 ☆ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施 ☆ 公共土木施設の応急対策の実施 ☆ 広域的な汚泥処理計画の作成、汚泥処理の開始 ☆ 土砂災害監視システム再稼働の対策開始 ● 土木行政総合情報システムの回復 ● 建設業許可、入札参加資格に関する業務の再開 ● 建築物の確認・検査業務の再開
第4フェーズ (1か月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 被災所管施設の応急復旧(※) ☆ 応急仮設住宅の建設開始（民間住宅の借上げも含む） ☆ 復興住宅の検討 ☆ 都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定支援 ☆ 県営住宅、市町村営住宅の復旧開始 ☆ 応急復旧工事の開始

☆ 応急業務（※印は共通事項） ● 優先する通常業務

出典：高知県「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 H25.6」より抜粋

【県・市町村 全体行動計画】

特定行政庁（県）の場合

行動計画		市町村	県
5日以内	初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査等 ・災害対策本部等から被災情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び災害対策本部等から収集する都市被害概況の取りまとめ ・甚大な被害に関する国との連絡調整、市街地復興に関する協議 ・市町村への第一次建築制限の指定に向けた詳細調査の指示、相談 ・応急仮設住宅建設との整合協議
1ヶ月以内	第一次建築制限	家屋被害概況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定調査による判定結果の整理 ・現地目視調査 ・調査票・集計表の整理 ・家屋被害概況図作成
		案の申出	<ul style="list-style-type: none"> ・復興地区区分の検討 ・案の申し出
		都市復興基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県都市復興基本方針の策定と公表 ・記者発表
		第一次建築制限区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・第一次建築制限区域の指定 ・第一次建築制限区域の市町村への通知 ・住民、指定確認検査機関への周知 ・相談窓口の設置 ・記者発表
2ヶ月以内	〔または災害危険区域による制限〕 第二次建築制限	家屋被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害状況調査による判定結果の整理 ・復興地区区分再検証
		都市復興基本計画（骨子案）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村復興計画（骨子案）の策定 ・県都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 ・市町村の策定に係る相談、必要な広域調整 ・記者発表
		第二次建築制限区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定 ・住民等への周知 ・事前協議、本協議への回答 ・隣接市町村に係る広域的調整 ・県内建築制限状況の取りまとめ（特定行政庁分含）
		災害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域の指定など ・住民等への周知 ・県の指定確認検査機関への周知
6ヶ月を目標	〔または移転による復興〕 現在位置による復興	地区の復興まちづくり計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等との合意形成 ・地区の復興まちづくり計画の策定 ・住民等への周知
		現在位置による復興手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・復興都市計画事業の都市計画決定 ・市町村の策定に係る相談、必要な広域調整
		移転による復興手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業計画の作成 ・市町村の策定に係る相談、必要な広域調整

高知県土木部都市計画課
TEL: 088-823-9846(計画担当直通)、[77-72-9846: 防災行政無線]
FAX: 088-823-9349、[77-72-9349: 防災行政無線]
MAIL: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

県・市町村職員行動手順票(発災後1ヶ月以内)

市町村名

発災日時	名称	被災の概要(被災内容や被災地域)
平成 年 月 日(時 分)		

特例行政庁(県)の場合

第一次建築制限		発災後1ヶ月以内に、建築基準法第84条に基づく建築行為等の制限とともに、都市復興基本方針の公表を行う。
関連情報	関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
	準備すべき資料	□密集市街地カルテ、□基盤整備状況の資料、□地籍調査資料、□権利関係資料、 □都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 □事前復興計画、□都市計画マスタープラン、□地域防災計画
	その他	市町村灾害対策本部に、これらについての情報提供を行い、災害時における土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。

役割区分	業務区分	指針の記載事項				チェック欄	
		NO	期限	復興手順	指針の頁		
県	市 町 村	■	■	1 発災後 3日以内 (/)	災害対策本部等から被災情報の収集【市町村】 (人命救助に関する業務を最優先)	P9~14	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	2 発災後 7日以内 (/)	都市計画審議会委員の安全確認、 都市計画審議会の開催準備【県・市町村】	P74	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	3 発災後 16日以内 (/)	応急危険度判定調査結果の判定結果の整理、 現地目視調査【市町村】	P15~18	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	4 発災後 18日以内 (/)	調査票・集計表の整理、 家屋被害概況図の作成【市町村】	P18~21	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	5 発災後 20日以内 (/)	復興地区区分の検討【市町村】	P19、P22~23	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	6 発災後 21日以内 (/)	第一次建築制限区域(案)の申し出【市町村】 第一次建築制限の連絡・調整【県】	P24~29	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	7 発災後 1ヶ月以内 (/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 【県】	P129~130	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	8 発災後 1ヶ月以内 (/)	県都市復興基本方針の策定と公表【県】	P30~33	/ /
■ ■	■ ■ ■	■	■	9 発災後 1ヶ月以内 (/)	第一次建築制限区域の指定【県】	P34~44	/ /
その他		復興住宅等の供給との一体的な推進を図るため、県(住宅課)との住宅供給に関する計画等との連携、内容の調整を図る。					

本業務に必要な資源		必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)			
PC・OA機器・情報システム	要	不要	<input type="checkbox"/> 非常に使用するPCを確保(グループで1台程度) → プリンターへの接続コードあり	<input type="checkbox"/>	
	PC	■	<input type="checkbox"/> データを共有HDD有り → データのバックアップ有り (保管場所:)	<input type="checkbox"/>	
	OA機器	■	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → 様式を紙で保管 (保管場所:)	<input type="checkbox"/>	
	システム	□	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → 様式を紙で保管 (保管場所:)	<input type="checkbox"/>	
電話・FAX	要	不要	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所:)	<input type="checkbox"/>	
	電話	■	<input type="checkbox"/> 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所:)	<input type="checkbox"/>	
	FAX	■	<input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)	<input type="checkbox"/>	

高知県土木部都市計画課
TEL: 088-823-9846(計画担当直通)、[77-72-9846:防災行政無線]
FAX: 088-823-9349、[77-72-9349:防災行政無線]
MAIL: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

県・市町村職員行動手順票(発災後2ヶ月以内)					市町村名					
発災日時		名称		被災の概要(被災内容や被災地域)						
平成 年 月 日() 時 分										
					特例行政庁(県)の場合					
第二次建築制限 <small>[または災害危険区域による制限]</small>		発災後2ヶ月以内に、被災市街地復興特別措置法に基づく建築行為等の制限(または建築基準法第39条に基づく建築行為等の制限)とともに、復興計画(骨子案)の策定を行う。								
関連情報	関係部署		市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)							
	準備すべき資料		<input type="checkbox"/> 密集市街地カルテ、 <input type="checkbox"/> 基盤整備状況の資料、 <input type="checkbox"/> 地籍調査資料、 <input type="checkbox"/> 権利関係資料、 <input type="checkbox"/> 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 <input type="checkbox"/> 事前復興計画、 <input type="checkbox"/> 都市計画マスター・プラン、 <input type="checkbox"/> 地域防災計画、 <input type="checkbox"/> 説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、 <input type="checkbox"/> 災害危険区域の条例、 <input type="checkbox"/> 現地目視調査表)、 <input type="checkbox"/> 家屋被害概況図)、 <input type="checkbox"/> 復興地区区分の検討資料)、 <input type="checkbox"/> 県都市復興基本方針)、 <input type="checkbox"/> 第一次建築制限区域) <small>※():発災後の資料</small>							
	その他		市町村災害対策本部に、これらについての情報提供を行い、災害時における土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。							
役割区分	業務区分				指針の記載事項			チェック欄		
	県	市	町	村	N O	期 限	復興手順	指針の頁	開始 日	終了 日
			■		■	1 発災後 40日以内 (/)	住家の被害認定調査の結果の整理、 現地目視調査[詳細]の実施【市町村】	P45~55	/	/
			■		■	2 発災後 40日以内 (/)	調査票・集計表の整理、 家屋被害概況図の更新【市町村】	P18、P21、P55	/	/
			■		■	3 発災後 40日以内 (/)	復興地区区分の再検討、 地区別復興手法の選択【市町村】	P22~23、P56	/	/
	■	■			■ ■ ■	4 発災後 40日以内 (/)	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議【市町村】・回答【県】	P70~71	/	/
			■		■ ■	5 発災後 2ヶ月以内 (/)	復興計画(骨子案)の策定【市町村】	P57~67	/	/
	■				■ ■	6 発災後 2ヶ月以内 (/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 【県】	P129~130	/	/
	■				■ ■ ■	7 発災後 2ヶ月以内 (/)	県都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 【県】	P57~67	/	/
			■		■	8 発災後 2ヶ月以内 (/)	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定【市町村】	P68~80	/	/
		■		■	9 発災後 2ヶ月以内 (/)	災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)【市町村】	P81~88	/	/	
その他					復興住宅等の供給との一的な推進を図るため、県(住宅課)との住宅供給に関する計画等との連携、内容の調整を図る。					

本業務に必要な資源			必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)					
PC・OA機器・情報システム	要	不要	<input type="checkbox"/> 非常に使うPCを確保(グループで1台程度) → <input type="checkbox"/> プリンターへの接続コードあり					
	PC	■	<input type="checkbox"/> データを共有HDD有り → <input type="checkbox"/> データのバックアップ有り (保管場所:)					
	OA機器 システム	■	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所:)					
電話・FAX	要	不要	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所:)					
	電話	■	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話('最重要'表示の電話機)を使用 (設置場所:)					
	FAX	■	<input type="checkbox"/> 災害時優先FAX('最重要'表示のFAX)を使用 (設置場所:)					
			<input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)					

高知県土木部都市計画課
TEL:088-823-9846(計画担当直通)、(77-72-9846:防災行政無線)
FAX:088-823-9349、(77-72-9349:防災行政無線)
MAIL: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

県・市町村職員行動手順票(発災後6ヶ月目途)

市町村名

発災日時	名称	被災の概要(被災内容や被災地域)
平成 年 月 日(時 分)		

特例行政府(県)の場合

地区の復興まちづくり (=市町村復興計画)		発災後6ヶ月を目途に、地区別復興手法を踏まえ、住民との合意形成を図りながら、地区の復興まちづくり計画の策定を行う。
関連情報	関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
	準備すべき資料	□密集市街地カルテ、□基盤整備状況の資料、□地籍調査資料、□権利関係資料、 □都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 □事前復興計画、□都市計画マスター・プラン、□地域防災計画、 □説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、□灾害危険区域の条例、 (□地区別復興手法に関する資料)、(□県都市復興基本計画(骨子案))、(□復興計画(骨子案))、 (□被災市街地復興推進地域に関する資料)、(□灾害危険区域の指定(または移転促進区域の設定) に関する資料) ※():発災後の資料
	その他	地区的復興まちづくり計画の策定は、市町村復興計画と同時並行で行う。

役割区分	業務区分				指針の記載事項				チェック欄	
	情報収集	意図決定	報告・連絡	対応	N O	期限	復興手順	指針の頁	開始日	終了日
■	■	■			1	発災後70日以内(/)	地区別の復興手法、復興全体のスケジュールの確認【市町村】	P56、P89~96	/	/
■		■	■		2	発災後6ヶ月を目途(/)	住民との合意形成【市町村】 (現在位置による復興)	P99~102	/	/
■	■		■	■	3	発災後6ヶ月を目途(/)	住民との合意形成【市町村】 (移転による復興)	P99~102	/	/
■	■	■	■		4	発災後6ヶ月を目途(/)	地区別の復興まちづくり計画の策定【市町村】 (=市町村復興計画)	P95~103	/	/
■■	■■	■■	■■		5	発災後6ヶ月を目途(/)	復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議【市町村】・回答【県】	P71、P105	/	/
■	■■	■■	■■		6	発災後6ヶ月を目途(/)	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置【県】	P129~130	/	/
■	■■	■■	■■		7	発災後6ヶ月を目途(/)	都市復興基本計画の策定【県】	P98	/	/
■	■■	■■	■■		8	発災後6ヶ月を目途(/)	復興都市計画事業の都市計画決定【市町村】	P105	/	/
■	■■	■■	■■		9	発災後6ヶ月を目途(/)	防災集団移転促進事業計画の作成【市町村】	P114~115	/	/
その他										

本業務に必要な資源			必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)					
PC・OA機器・情報システム	要	不要	<input type="checkbox"/> 非常に使用するPCを確保(グループで1台程度) → <input type="checkbox"/> プリンターへの接続コードあり					
	PC	■	<input type="checkbox"/> データを共有HDD有り → <input type="checkbox"/> データのバックアップ有り (保管場所:)					
	OA機器	■	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所:)					
電話・FAX	システム	□	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所:)					
	要	不要	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話('最重要'表示の電話機)を使用 (設置場所:)					
	電話	■	<input type="checkbox"/> 災害時優先FAX('最重要'表示のFAX)を使用 (設置場所:)					
	FAX	■	<input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)					

(3) 高知県復興都市計画連絡調整会議

県（都市計画課）は、発災直後より土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」を設置する。

復興都市計画連絡調整会議の設置にあたっては、次項の設置要綱（案）に沿って行うものとする。

復興都市計画連絡調整会議の関わりは、以下に示すとおりである。特に、第一次建築制限区域（県決定）、第二次建築制限区域（市町村決定）においては、「一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点」「都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点」からの協議を行う。

表5－3 復興都市計画連絡調整会議の主な所掌事務

N0	内容	章	頁
1	高知県都市復興基本方針の策定	第2章(4)	P30
2	建築基準法第84条の指定	第2章(5)	P34
3	高知県都市復興基本計画（骨子案）の策定	第3章(2)	P57
4	被災市街地復興推進地域の都市計画決定	第3章(3)	P68
5	高知県都市復興基本計画の策定	第4章(1)②	P98
6	地区の復興まちづくり計画の策定	第4章(1)④	P103

都市計画法

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

【高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱（案）】

高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱

（設置）

第1条 南海トラフ地震等の大震災発生後、本県の被災市街地における迅速な都市の復興のため、関係法令に基づき震災復興都市計画の決定手続き等の事務を円滑に推進するため、高知県復興都市計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被災市街地における建築制限に関すること。
- (2) 高知県都市復興基本方針及び復興基本計画の策定と公表に関すること。
- (3) 震災復興都市計画の決定手続きに関すること。
- (4) 被災市町村における都市の復興に関すること。
- (5) その他連絡調整会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる土木部の課長（以下「会員」という。）により構成する。

- (1) 都市計画課
- (2) 建築指導課
- (3) 住宅課
- (4) 公園下水道課
- (5) 土木企画課

（会長）

第4条 連絡調整会議には会長を置き、都市計画課長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、関係各課長がその職務を代理する。
- 4 前項の職務を代理する者の優先順位は、前条に掲げた課名順とする。

（会議）

第5条 連絡調整会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の関係者を出席させ、資料の提出、意見及び説明その他の協力を求めることができる。

（会員の代理）

第6条 会員に事故があるとき又は会員が欠けたときは、職務を代理する者が会議に出席し、その職務を代理する。

- 2 会員の代理者は会長となることができない。ただし会長となるべき者がいない場合はこの限りではない。

（庶務）

第7条 連絡調整会議の庶務は、関係各課の協力を得て都市計画課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関し必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(4) その他（参考文献等）

①様々な事業の組み合わせによる復興まちづくり

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定においては、様々な事業の組み合わせを積極的に検討することが重要である。

東日本大震災では、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを財政面で支援することを目的に復興交付金制度が創設された。

復興交付金の活用により、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興まちづくりを、一つの計画の提出により一括で支援を受けることができる。また、基幹事業や効果促進事業の全ての地方負担の手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等の枠を超えた極めて柔軟な制度である。

【東日本大震災における復興交付金（基幹事業5省40事業）】

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省			
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-5	災害公営住宅家賃低減化事業
厚生労働省			
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 （定期巡回・随時対応サービスや「訪問看護ステーション」の整備等）	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
B-9	農林水産省	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	D-11	優良建築物等整備事業
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（かけ地近接等危険住宅移転事業）
C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）	D-15	津波復興拠点整備事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 （水産業共同利用施設、漁港施設、放流用稚生産施設整備等）	D-16	市街地再開発事業
C-8	農林水産開拓試験研究機関緊急整備事業	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
国土交通省			
D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
		D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典：復興庁「東日本大震災復興交付金 基幹事業概要」

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定（現在位置 or 移転による復興）においては、復興のための特例措置（想定）の活用とともに、様々な事業を組み合わせて実施することにより、より効果的かつ効率的に被災地の復興を実現できる場合があるので、これら事業との組み合わせを積極的に検討することが重要である。

②都市計画区域外における復興まちづくり

都市計画区域外の市町村が復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となる。

第一次建築制限及び第二次建築制限（被災市街地復興推進地域の都市計画決定）は、都市計画事業（被災市街地土地区画整理事業など）による復興を前提に指定する。

都市計画区域外において復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となるが、指定要件から被災前の指定は困難な場合が多い。

このため、特に津波による甚大な被害が想定される沿岸各地域で、市町村が復興まちづくり計画を策定する際には、都市計画区域に関する手続きや事例を確認・把握することが、「事前の準備」として重要となる。

新たに都市計画区域を指定（想定）した復興まちづくり計画（案）の策定を検討する場合、本指針は県内全34市町村が対象となる。なお、新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー（P135参照）を示す。

阪神・淡路大震災では、土地区画整理事業による復興を図るため、新たに都市計画区域を指定し、復興まちづくりを進めた事例がある。

【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その1】

■兵庫県 北淡町（富島地区）：阪神・淡路大震災

北淡町では、縦貫道路の開通などにより今後都市化の進展が予想されるため、震災半年前の平成6年夏ごろから「都市計画区域」の指定（町の大半を非線引きによる都市計画区域に指定）の必要性が町広報誌などを通じて住民に示されていた。

阪神・淡路大震災後は震災前に行政側が描いていたシナリオをベースに、以下のように土地区画整理事業が進められた。しかし、漁村型集落の空間形態を色濃く残す地区であり、集落の基本構造と関係なく、都市計画道路や区画道路が計画されたこともあって、事業計画をめぐり地区内の対立が続く結果となった。

平成7年1月17日	阪神・淡路大震災
平成7年2月7日	都市計画区域の指定
平成7年2月9日	建築基準法第84条に基づく建築制限の指定
平成7年2月28日～3月13日	土地区画整理事業に関する都市計画案の縦覧
平成7年3月17日	土地区画整理事業の都市計画決定 (被災市街地復興推進地域)
平成8年11月6日	土地区画整理事業の事業計画の決定
平成20年8年10月	土地区画整理事業の事業終了（地元式典）

事業（復興計画）では、農林水産省所管の事業メニューを活用（漁業集落防災機能強化事業・農山漁村地域復興基盤整備事業）している事例が多いが、都市計画区域の変更（編入）により、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を組み合わせて一体的な復興まちづくりを実施している事例がある。

【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その2】

■岩手県 宮古市（田老地区）：東日本大震災

田老地区では、「万里の長城」と呼ばれた防潮堤の決壊など地区の壊滅的な被害を受け、倒壊した防潮堤の復旧とともに、防災集団移転促進事業の実施により、被災した住宅の高台住宅団地への集団移転を図るとともに、浸水被害にあった市街地においては、土地区画整理事業の実施により、道路、公園等の整備や宅盤の一部嵩上げ、住宅用地、産業用地等の土地利用の集約化を行う計画となっている。

平成23年3月11日	東日本大震災
平成23年7月	復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査
平成23年10月～	田老地区復興まちづくり検討会
平成24年1月	防災集団移転促進事業の大臣同意
平成25年1月15日～29日	復興まちづくりに関する都市計画案の縦覧 (宮古都市計画区域の変更（田老地区の編入）)
平成25年3月	土地区画整理事業の都市計画決定 (被災市街地復興推進地域)
平成25年5月	土地区画整理事業の事業計画の決定

市町村は、大規模災害からの復興に関する法律第10条（P30、P64）に基づく復興計画を高知県と共同作成する場合は、同法第12条（P72参照）に基づき、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、同法第11条に基づく復興協議会における協議を活用（ワンストップ処理）することができる。

県（都市計画課）は、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、原案を土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮るものとする。

都市計画法 (都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによって行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

都市計画法施行

(都市計画区域に係る町村の要件)

第二条 法第五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の五十パーセント以上であること。

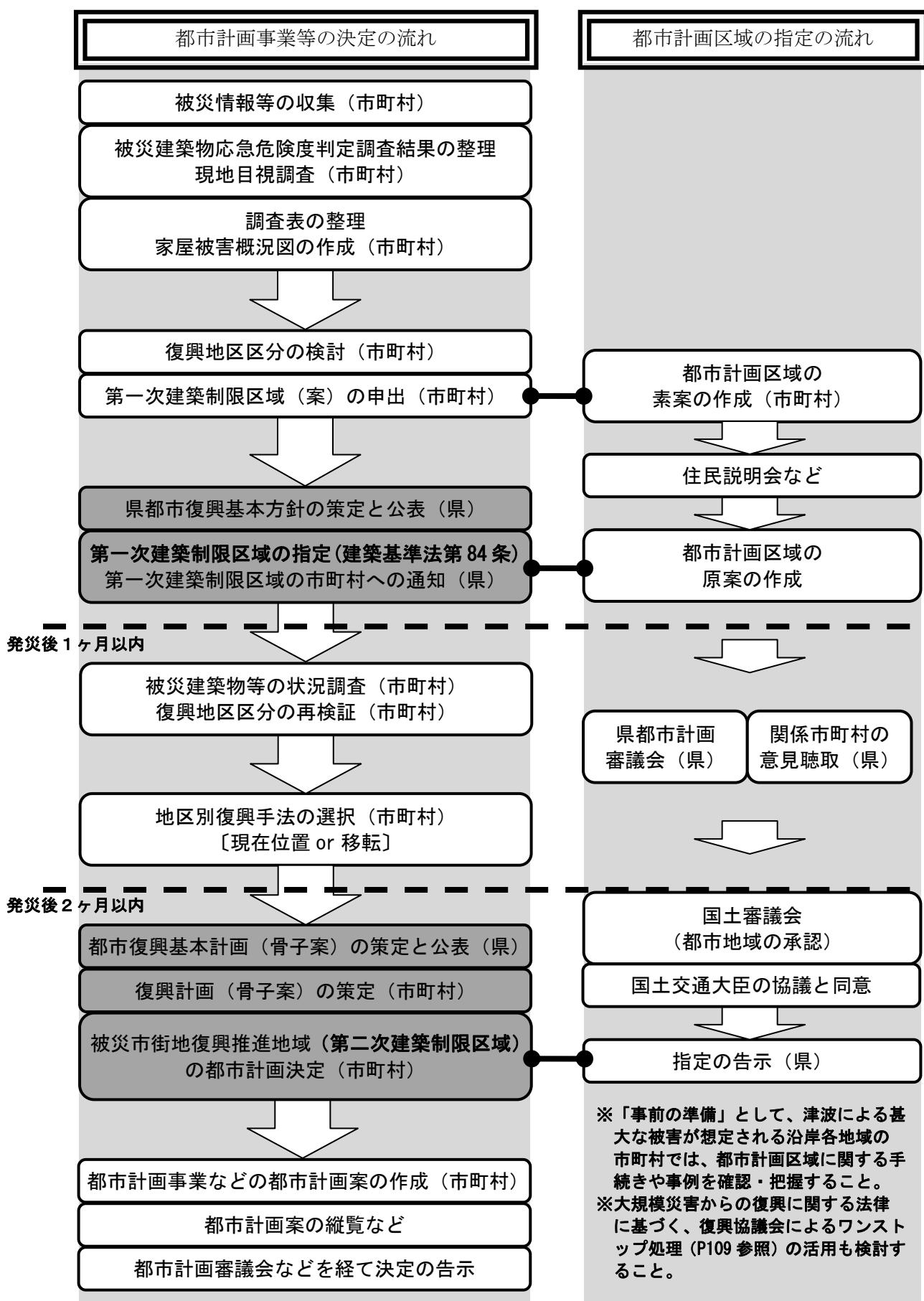
二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。

三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。

四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。

五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

【新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー】



高知県震災復興都市計画指針（案）【手続き編】
平成27年3月

編 著 高知県震災復興都市計画指針検討会議
(座長) 土木部土木技術監
　　土木企画課長
　　住宅課長
　　建築指導課長
(オブザーバー) 危機管理部南海トラフ地震対策課長
(オブザーバー) 農業振興部農地・担い手対策課長
(オブザーバー) 林業振興・環境部治山林道課長
(事務局長) 土木部都市計画課長

高知県 土木部 都市計画課（本庁舎6階）
住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話： 088-823-9846（計画担当直通）
ファックス： 088-823-9349
メール： 171701@ken.pref.kochi.lg.jp